

別添資料4-2 各室性能表 (平成30年8月24日訂正版)

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準										建築										電気設備										機械設備																		
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント		電話・FAX		出退表示		拡声	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	その他		空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備					
																											別添資料4,2	A/B	甲乙	I/II/III/IV	I/II	I/II/III/IV	I/II/III	I/II/III							I/II/III	I/II							I/II/III	m ²	m	mm	別添資料4,2
①神奈川行政評価事務所																																																					
事務室	01-001	行政相談課等職員の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	II	145.7	2.6	100	A	無	A	III	2	有	有	B	有	750	C	A	E	有	無	無	(20)	(1)	無	無	A	A	有	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
所長室	01-002	所長の個室、応接室を兼ねる	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	I	I	II	40	2.6	100	A	無	A	III	2	有	有	B	有	750	C	A	D	有	無	無	(1)	無	無	無	A	A	有	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無	
会議室	01-003	職員及び関係者による会議に使用	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	I	I	I	III	54	2.6	100	A	無	A	II	適宜	有	無	B	有	750	無	C	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
相談室	01-004	行政相談課に行政への苦情等を持って来所する来庁者との面接室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	I	I	III	20	2.6	100	A	無	A	III	2	無	有	—	適宜	750	無	C	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
情報公開・個人情報保護総合案内所	01-005	国の情報公開制度等における開示方法、制度への疑問等に対する案内を行う。	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	III	20	2.6	100	A	無	A	III	2	無	有	—	適宜	750	無	A	無	無	(1)	無	(1)	無	無	無	B	B	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
印刷室	01-006	動作音の大きい印刷機を設置する室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	III	III	II	III	13	2.6	100	A	無	A	II	2	有	無	B	適宜	750	無	A	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	B	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
倉庫	01-007	各課の行政文書の保存	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	III	II	—	20	2.6	—	N	無	E	II	1	有	無	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無		
書庫	01-008	重要文書の保存	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	III	II	—	27	2.6	—	N	無	E	II	1	有	無	B	無	500	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無	

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備												機械設備																	
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備								
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入室管理	防犯用センサ
事務室⑧	02-008	検察官の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	II	II	I	II	53	2.6	100	A	無	A	I	1	有	無	H	有	750	C	A	E	有	無	無	(2)	無	有	有	B	A	有	有	無	(有)	(有)	有	無	E	E	無	無	無	無
事務室⑨	02-009	検察官の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	II	II	I	II	46	2.6	100	A	無	A	I	1	有	無	H	有	750	C	A	E	有	無	無	(2)	無	有	有	B	A	有	有	無	(有)	(有)	有	無	E	E	無	無	無	無
事務室⑩	02-010	検察官の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	II	II	I	II	46	2.6	100	A	無	A	I	1	有	無	H	有	750	C	A	E	有	無	無	(2)	無	有	有	B	A	有	有	無	(有)	(有)	有	無	E	E	無	無	無	無
事務室⑪	02-011	検察官の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	II	II	I	II	33	2.6	100	A	無	A	I	1	有	無	H	有	750	C	A	E	有	無	無	(2)	無	有	有	B	A	有	有	無	(有)	(有)	有	無	E	E	無	無	無	無
事務室⑫	02-012	検察官の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	II	II	I	II	33	2.6	100	A	無	A	I	1	有	無	H	有	750	C	A	E	有	無	無	(2)	無	有	有	B	A	有	有	無	(有)	(有)	有	無	E	E	無	無	無	無
事務室⑬	02-013	検察官の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	II	II	I	II	33	2.6	100	A	無	A	I	1	有	無	H	有	750	C	A	E	有	無	無	(2)	無	有	有	B	A	有	有	無	(有)	(有)	有	無	E	E	無	無	無	無
事務室⑭	02-014	検察官の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	II	II	I	II	33	2.6	100	A	無	A	I	1	有	無	H	有	750	C	A	E	有	無	無	(2)	無	有	有	B	A	有	有	無	(有)	(有)	有	無	E	E	無	無	無	無
事務室⑮	02-015	検察官の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	II	II	I	II	33	2.6	100	A	無	A	I	1	有	無	H	有	750	C	A	E	有	無	無	(2)	無	有	有	B	A	有	有	無	(有)	(有)	有	無	E	E	無	無	無	無
事務室⑯	02-016	検察官の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	II	II	I	II	33	2.6	100	A	無	A	I	1	有	無	H	有	750	C	A	E	有	無	無	(2)	無	有	有	B	A	有	有	無	(有)	(有)	有	無	E	E	無	無	無	無

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備										機械設備																				
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等
事務室⑰	02-017	事務室④の職員等の作業室	—	B	乙	II	I	III	I	III	II	II	I	III	60	2.6	—	A	無	E	I	1	有	無	H	適宜	750	C	(追加2)	無	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	(有)	(有)	有	無	C	E	無	無	無	無
倉庫①	02-018	物品等の倉庫	—	B	乙	II	I	III	I	III	III	III	II	—	10	2.6	—	N	無	E	I	1	有	無	H	適宜	750	無	(追加1)	無	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	B	無	無	無	(有)	(有)	有	無	C	E	無	無	無	無
事務室⑱	02-019	事務室④の職員等の作業室	—	B	乙	II	I	III	I	III	II	II	I	II	30	2.6	100	A	無	A	I	2	有	無	H	無	750	C	(追加4)	A	B	有	無	無	(5)	無	無	無	B	A	無	無	無	(有)	(有)	有	無	B	E	無	無	無	無
倉庫②	02-020	重量物品等の倉庫	—	B	乙	II	I	III	I	III	III	III	II	—	48	2.6	—	N	無	E	I	1	有	無	H	適宜	500	無	(追加2)	無	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	B	無	無	無	(有)	(有)	有	無	C	E	無	無	無	無
事務室⑲	02-021	検察官及び事務室④等の職員の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	II	I	III	50	2.6	100	A	無	A	I	1	有	無	H	有	750	C	A	無	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	(有)	(有)	有	無	C	E	無	無	無	無
書庫	02-022	図書を保管閲覧する書庫	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	II	I	—	50	2.6	—	A	無	E	I	1	有	無	H	適宜	500	無	(追加2)	B	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	B	無	無	無	(有)	(有)	有	無	A	E	無	無	無	無
会議室	02-023	会議室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	I	I	I	III	50	2.6	100	A	無	A	I	2	有	無	H	有	500	無	A	無	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	A	有	無	無	(有)	(有)	有	有	E	E	無	無	無	無
居室①	02-024	通訳人の居室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	II	I	I	III	30	2.6	—	B	無	A	I	1	有	無	H	有	750	無	(追加2)	B	無	有	無	無	(1)	無	無	無	B	A	有	無	無	(有)	(有)	無	無	E	E	無	無	無	無
印刷室	02-025	複写機を設置する室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	III	III	II	III	12	2.6	—	A	無	A	I	1	有	有	H	適宜	750	無	B	無	有	無	無	無	(1)	無	無	無	B	B	無	無	無	(有)	(有)	有	無	A	E	無	無	無	無

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備												機械設備																			
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備										
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等	映像音響機器
待合室①	02-026	来庁者待合室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	III	I	I	—	15	2.6	—	A	無	A	I	1	有	有	H	有	300	無	(追加2)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	(有)	(有)	無	無	A	E	無	無	無	無	
待合室②	02-027	来庁者待合室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	III	I	I	—	15	2.6	—	A	無	A	I	1	有	有	H	有	300	無	(追加2)	無	有	無	無	無	無	無	無	無	B	A	有	無	無	(有)	(有)	無	無	E	E	無	無	無	無	
待合室③	02-028	来庁者待合室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	III	I	I	—	15	2.6	—	A	無	A	I	1	有	有	H	有	300	無	(追加2)	無	有	無	無	無	無	無	無	無	B	A	有	無	無	(有)	(有)	無	無	E	E	無	無	無	無	
居室②	02-029	来庁した弁護人の待合室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	III	I	I	—	23	2.6	—	A	無	A	I	1	有	無	H	有	300	無	(追加2)	無	無	無	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	(有)	(有)	無	無	A	E	無	無	無	無		
事務室⑩	02-030	接見の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	III	I	I	—	15	2.6	—	A	無	A	I	2	有	無	H	無	500	C	B	無	無	無	無	無	無	無	有	有	無	A	無	無	無	(有)	(有)	無	無	E	E	無	無	無	無	
居室③	02-031	身柄拘束者の居室	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	III	II	I	—	90	2.6	—	A	無	A	I	1	有	無	H	無	300	A	B	無	無	無	無	(1)	無	無	無	無	B	A	無	有	無	(有)	(有)	無	無	A	E	E	無	無	無	無
倉庫③	02-032	物品等の倉庫	—	B	乙	IV	II	IV	I	—	III	III	II	—	20	直天	—	N	無	E	I	1	有	無	H	適宜	200	無	(追加1)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	(有)	(有)	無	無	A	E	無	無	無	無		
倉庫④	02-033	災害備蓄倉庫	F	A	甲	IV	II	IV	I	—	III	III	II	—	10	直天	—	N	無	E	I	1	有	無	H	適宜	200	無	(追加1)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	(有)	(有)	無	無	A	E	無	無	無	無		
物置	02-034	物品等の物置	—	B	乙	IV	II	IV	I	—	III	III	II	—	10	直天	—	N	無	E	I	1	有	無	H	適宜	200	無	(追加1)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	(有)	(有)	無	無	A	E	無	無	無	無		

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備														機械設備																
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等
男子更衣室	02-035	男性職員の更衣室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	III	III	II	—	12	2.4	—	J	無	L	I	1	有	無	H	適宜	200	無	(追加1)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	B	無	無	無	(有)	(有)	無	無	A	E	無	無	無	無
女子更衣室	02-036	女性職員の更衣室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	III	III	II	—	12	2.4	—	J	無	L	I	1	有	無	H	適宜	200	無	(追加1)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	B	無	無	無	(有)	(有)	無	無	A	E	無	無	無	無
共通事項 合計面積															1322																																						
③横浜保護観察所																																																					
所長室	03-001	所長の個室	F	A	甲	IV	II	IV	I	II	II	I	I	II	39.1	2.6	100	B	有	A	I	2	無	有	B	有	750	C	B	D	有	無	無	(1)	無	有	有	B	A	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	
次長室	03-002	次長の個室	F	A	甲	IV	II	IV	I	II	II	I	I	II	30.86	2.6	100	B	有	A	I	2	無	有	B	有	750	C	B	D	有	無	無	(1)	無	有	有	B	A	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	
企画調整課	03-003	企画調整課職員の事務室	F	A	甲	IV	II	IV	II	III	II	II	I	II	156.61	2.6	100	A	無	A	II	適宜	有	無	B	有	750	C	A	E	有	(3)	無	(3)	(1)	有	有	A	A	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	
処遇部門・社会 復帰調整官室	03-004	保護観察官及び社会 復帰調整官の事務室	F	A	甲	IV	II	IV	II	III	II	II	I	II	431.65	2.6	100	A	無	A	II	適宜	有	無	B	有	750	C	A	E	有	(27)	無	(5)	(1)	有	有	A	A	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	
研修会議室	03-005	民間協力者等に対する 研修又は会議室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	I	I	I	III	180	2.6	—	A	無	A	III	適宜	有	有	B	有	500	無	C	無	無	(1)	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	有	有	有	A	E	無	無	無	無		
集団処遇室	03-006	保護観察対象者等に対する 集団処遇又は 講習会室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	I	II	I	III	100	2.6	—	A	無	A	III	適宜	有	無	B	有	500	無	C	無	無	(1)	無	無	無	無	無	A	A	無	有	無	無	有	有	有	A	E	無	無	無	無	

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備												機械設備																			
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備										
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等	映像音響機器
面接調査室①	03-007	保護観察対象者等に対する調査又は面接室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	45	2.6	—	A	無	A	III	1	有	有	B	適宜	500	無	B	無	無	無	無	(1)	無	無	無	無	無	A	無	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無
面接調査室②	03-008	保護観察対象者等に対する調査又は面接室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	45	2.6	—	A	無	A	III	1	有	有	B	適宜	500	無	B	無	無	無	無	(1)	無	無	無	無	無	A	無	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無
面接調査室③	03-009	保護観察対象者等に対する調査又は面接室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	10	2.6	—	A	無	A	III	2	無	有	B	適宜	500	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	
面接調査室④	03-010	保護観察対象者等に対する調査又は面接室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	10	2.6	—	A	無	A	III	2	無	有	B	適宜	500	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	
面接調査室⑤	03-011	保護観察対象者等に対する調査又は面接室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	10	2.6	—	A	無	A	III	2	無	有	B	適宜	500	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	
面接調査室⑥	03-012	保護観察対象者等に対する調査又は面接室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	10	2.6	—	A	無	A	III	1	無	有	B	適宜	500	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	
面接調査室⑦	03-013	保護観察対象者等に対する調査又は面接室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	10	2.6	—	A	無	A	III	1	無	有	B	適宜	500	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	
面接調査室⑧	03-014	保護観察対象者等に対する調査又は面接室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	10	2.6	—	A	無	A	III	1	無	有	B	適宜	500	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	
面接調査室⑨	03-015	保護観察対象者等に対する調査又は面接室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	10	2.6	—	A	無	A	III	1	無	有	B	適宜	500	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	有	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無	

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備														機械設備																
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等
対象者室	03-025	保護観察対象者等の待合室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	III	42.5	2.6	—	A	無	A	III	適宜	有	有	B	適宜	300	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	有	無	A	E	無	無	無	無
待合室	03-026	医療観察対象者等の待合室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	III	34	2.6	—	A	無	A	III	適宜	有	有	B	適宜	300	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	B	無	無	無	無	有	無	無	A	E	無	無	無	無
書庫（企画）	03-027	企画調整課の保存文書、閲覧文書類の保管	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	III	II	—	60	2.6	—	N	無	E	II	適宜	有	無	B	適宜	500	無	(追加G)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	有	無	無	A	E	無	無	無	無	
書庫（処遇）	03-028	処遇部門及び社会復帰調整官室の保存文書、閲覧文書類の保管	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	III	II	—	86.12	2.6	—	N	無	E	II	適宜	有	無	B	適宜	500	無	(追加G)	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	有	無	無	A	E	無	無	無	無		
倉庫	03-029	当官署全体の物品保管	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	III	II	—	59.14	2.6	—	N	無	D	II	1	有	無	B	適宜	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	有	無	無	A	E	無	無	無	無			
被害者等相談室	03-030	犯罪被害者等の相談室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	20	2.6	100	A	無	A	II	1	無	有	B	有	500	無	B	無	無	(1)	無	無	無	無	無	A	無	有	無	無	有	無	無	A	E	無	無	無	無		
被害者等相談控室	03-031	犯罪被害者等の相談室控室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	III	15	2.6	100	A	無	A	II	1	有	有	B	有	500	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	有	無	無	有	無	無	A	E	無	無	無	無		
共通事項 合計面積														1590																																							
④東京入国管理局横浜支局横浜港分室																																																					
一般事務室	04-001	職員の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	II	489.96	2.6	100	A	無	A	II	適宜	有	無	B	有	750	C	A	E	有	(5)	有	(1)	(1)	無	無	A	A	有	無	無	無	無	有	無	無	A	E	無	無	無	無

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備														機械設備																	
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX				出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示	操作									時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等	映像音響機器
仮眠室	04-011	早朝深夜勤務における職員の仮眠室（男女の人数によって適宜使い分ける予定）	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	III	III	I	—	11	2.4	—	J	無	L	II	2	無	無	B	適宜	200	無	B	無	有	無	無	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	無	E	E	無	無	無	無	
書庫	04-012	保存文書、閲覧文書類の保管	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	III	II	—	20	直天	—	N	無	D	II	1	有	無	B	無	500	無	(追加1)	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無
物品庫	04-013	当官署全体の物品保管	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	III	II	—	16	直天	—	N	無	D	II	1	有	無	B	適宜	500	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無	
倉庫	04-014	機器類、書類の保管	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	III	II	—	31.54	2.6	—	N	無	D	II	1	有	無	B	適宜	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無		
共通事項 合計面積														738.5																																								
⑤横浜税関																																																						
事務室	05-001	業務部・監視部職員の事務室	F	A	甲	IV	II	IV	II	III	II	II	I	II	1278.7	2.6	100	A	無	A	III	適宜	有	有	B	有	750	C	A	E	有	(96)	無	無	(11)	無	無	A	A	有	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
事務室A	05-002	監視部職員の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	II	30	2.6	100	A	無	A	II	適宜	有	無	B	適宜	750	C	A	E	無	(2)	無	無	(1)	無	無	A	A	無	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
次長室	05-003	次長の個室 応接室を兼ねる	F	A	甲	IV	II	IV	II	III	I	II	I	II	29.7	2.6	100	A	有	A	II	2	有	無	B	有	750	C	B	D	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	有	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
事務室（監視取 締センター室）	05-004	監視部職員の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	II	150.53	2.6	100	A	有	A	II	適宜	有	有	B	有	750	C	A	E	有	(13)	無	無	(1)	無	無	A	A	有	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備												機械設備																		
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等
コンピューター室	05-008	横浜税関のサーバーを設置する室	G	A	甲	II	I	III	II	III	III	III	II	I	17.96	2.6	100	A	無	H	II	1	有	無	B	無	750	C	A	E	有	(1)	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無	有	無	B	D	無	無	無	無		
事務打合室	05-011	職員及び来庁者用の会議に使用	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	96	2.6	100	A	無	A	III	適宜	有	無	B	適宜	500	無	C	無	無	(4)	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
会議室(大)	05-012	職員及び来庁者用の会議に使用	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	I	I	I	III	147	2.6	100	A	無	A	III	2	有	無	B	適宜	500	無	C	無	無	(1)	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
知的財産権物品鑑定室	05-013	知的財産調査官が物件を並べ鑑定士を呼び、鑑定作業を行う室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	—	12	2.6	—	A	無	A	III	1	有	無	B	適宜	750	無	B	無	無	(1)	無	無	無	有	有	A	A	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
映画機械等検査室(資料室(通総2))	05-014	通総2がパソコンを持ち入れ、映像等の検査を行う室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	II	12	2.6	—	A	無	A	III	1	有	無	B	適宜	750	無	B	無	無	(1)	無	無	無	有	有	A	A	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
事務室B ※下段はサーバー設置部分を示す	05-016	職員の事務室。また同じ部屋内にサーバーを設置する部屋	—	B	乙	IV	II / I	IV	II	III	II	II	I	II / I	56.71	2.6	100	A	無	A	I	2	有	無	B	有	750	C	A	無	有	(1)	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無	有	無	A / B	E	無	無	無	無		
事務室C	05-017	職員の事務室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	II	48.15	2.6	100	A	無	A	I	2	有	無	B	有	750	C	A	E	無	(3)	無	無	(1)	無	無	A	A	有	無	無	無	無	無	有	無	G	E	無	無	無	無
運転手事務室	05-018	運行管理委託先運転手の控室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	II	30	2.6	100	A	無	A	II	適宜	有	無	B	有	750	C	A	E	有	(3)	無	無	(1)	無	無	A	A	有	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
制服更衣室(男子)	05-019	男性職員が制服に着替える室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	III	III	II	—	87.43	2.4	—	J	無	L	II	1	有	無	H	適宜	200	無	G	無	有	(1)	無	無	無	無	無	A	B	無	無	無	無	有	無	A	E	E	無	無	無	無	

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準										建築										電気設備														機械設備														
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等
制服更衣室(女子)	05-020	女性職員が制服に着替える室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	III	III	II	—	53.04	2.4	—	J	無	L	II	1	有	無	H	適宜	200	無	G	無	有	(1)	無	無	無	無	無	A	B	無	無	無	有	無	無	無	無	A	E	E	無	無	無
仮眠室(男子)	05-021	男性職員の更衣室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	III	I	I	—	13.93	2.4	—	J	無	L	II	1	有	無	H	適宜	200	無	B	無	無	(1)	無	無	無	無	無	A	A	有	無	無	有	無	無	無	E	E	無	無	無	無	
仮眠室(女子)	05-022	女性職員の更衣室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	III	I	I	—	13.93	2.4	—	J	無	L	II	1	有	無	H	有	200	無	B	無	無	(1)	無	無	無	無	無	A	A	有	無	無	有	無	無	無	E	E	無	無	無	無	
国庫帰属物品保管庫(会計)	05-023	会計課の管理する国庫へ帰属する物品を保管する室	—	B	乙	IV	II	IV	I	—	III	III	II	—	100	2.6	—	N	無	D	I	1	有	無	B	無	200~500	無	G	無	有	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無	
押収物件保管庫(審理)	05-024	調査部の管理する押収物を保管する室	—	B	乙	IV	II	IV	I	—	III	III	II	—	111.08	2.6	—	N	無	D	I	1	有	無	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無	
倉庫	05-025	当官署全体の倉庫	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	III	II	—	163.15	2.6	—	N	無	D	II	1	有	無	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無		
会計課消耗品倉庫	05-026	会計課の管理する消耗品の保管	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	III	II	—	30.03	2.6	—	N	無	D	I	1	有	無	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無	
会計課備品庫	05-027	会計課の管理する備品の保管	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	III	II	—	87.91	2.6	—	N	無	D	I	適宜	有	無	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無	
申告書庫	05-028	業務部・監視部の管理する申告書の保管	—	B	乙	II	I	III	II	—	III	III	II	—	319.2	2.6	—	N	無	D	II	適宜	有	無	B	無	200~500	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無		

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築											電気設備														機械設備															
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等
返還証券書庫	05-029	税関相談官の管理する変換証券の保管	—	B	乙	II	I	III	I	—	III	III	II	—	16.63	2.6	—	N	無	D	I	1	有	無	B	有	200 ~ 500	無	G	無	無	(1)	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無
返還証券室	05-030	税関相談官の管理する変換証券の保管	—	B	乙	II	I	III	I	—	III	III	II	—	78.44	2.6	—	N	無	A	I	1	有	無	B	有	750	無	G	無	無	(1)	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無	無	無	無	無	A	E	無	無	無	無
事務室（分析）	05-031	分析部門の事務室	F	A	甲	IV	II	IV	I	III	II	II	I	II	72.95	2.7	100	A	無	A	I	4	有	有	H	有	750	C	A	E	有	(6)	無	無	(1)	無	無	A	A	無	無	無	有	無	有	無	A	E	無	無	無	無	
事務室（業務部特別通関部門）	05-032	特別通関部門（1・2）の事務室	F	A	甲	IV	II	IV	II	III	II	I	I	II	107.33	2.7	100	A	無	A	III	適宜	有	有	B	有	750	C	A	E	有	(8)	無	無	(1)	無	無	A	A	無	無	無	無	有	無	E	E	無	無	無	無		
分析事務室前廊下	05-033	分析・実験諸室への専用廊下	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	III	III	II	—	86	2.7	—	F	無	A	I	適宜	無	無	H	適宜	200	無	(追加F1)	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	有	有	無	無	A	D	無	無	無	無		
化学分析室	05-034	輸出入品の分析を行う室。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	F	A	甲	IV	II	IV	II	III	II	III	I	II	175	2.7	—	Q	無	G	I	2	無	有	B	無	750	C	C	無	有	(1)	無	無	無	無	無	A	A	無	無	無	無	有	無	C	A	E	有	無	無		
物理分析室	05-035	輸出入品の分析を行う室。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	F	A	甲	IV	I	IV	II	III	II	III	I	II	110	2.7	—	Q	無	G	I	3	無	有	B	適宜	750	C	C	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	C	A	E	有	G	無		
X線分析室	05-036	輸出入品の分析を行う室。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	F	A	甲	IV	II	IV	II	III	II	III	I	II	21	2.7	—	Q	無	G	I	1	無	有	B	無	750	C	C	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	C	D	無	無	無	無		
てんびん室	05-037	輸出入品の分析を行う室。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	F	A	甲	IV	II	IV	II	III	II	III	I	II	15	2.7	—	Q	無	G	I	2	無	有	B	無	750	C	C	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	C	D	無	無	無	無		

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準										建築													電気設備													機械設備										
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備							
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入室管理
LC及びLC/MS室	05-038	輸出入品の分析を行う室。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	F	A	甲	IV	II	IV	II	III	II	III	I	II	42	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	有	B	適宜	750	C	C	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	C	D	無	無	無	無
GC及びGC/MS室	05-039	輸出入品の分析を行う室。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	F	A	甲	IV	II	IV	II	III	II	III	I	II	42	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	有	B	適宜	750	C	C	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	C	D	無	無	無	無
DNA分析室	05-040	輸出入品の分析を行う室。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	F	A	甲	IV	I	IV	II	III	II	III	I	II	30	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	有	B	適宜	750	C	C	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	C	D	E	有	G	無
溶剤実験室	05-041	輸出入品の分析を行う室。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	F	A	甲	III	I	IV	II	III	II	III	I	-	21	2.7	-	Q	無	G	I	2	無	有	B	適宜	750	C	C	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	C	A	D	無	G	無
石油実験室	05-042	輸出入品の分析を行う室。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	-	B	乙	III	I	IV	II	III	II	III	I	-	21	2.7	-	Q	無	G	I	2	無	有	B	適宜	750	C	C	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	C	A	E	無	G	無
赤外室	05-043	輸出入品の分析を行う室。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	-	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	III	I	II	21	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	無	B	無	750	C	C	無	有	(1)	無	無	無	有	有	B	A	無	無	無	無	有	無	C	A	無	無	無	無
分析試料保管室	05-044	分析試料の保管を行う。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	G	A	甲	IV	II	IV	II	-	III	III	II	-	10	2.7	-	N	無	D	I	1	無	無	B	適宜	200	C	G	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	有	無	C	D	無	無	無	無	
図書室及び書庫	05-045	分析部門が利用する図書室。詳細は【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」参照	-	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	-	20	2.7	-	A	無	D	I	1	無	無	B	適宜	750	無	G	無	無	(1)	無	無	無	無	無	B	B	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備													機械設備																	
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等
会議室（打合せ室）	07-008	職員及び来庁者用の会議に使用	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	I	I	I	II	541.2	2.6	100	A	無	A	III II	適宜	有	無	B	有	750	無	A	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	G	E	無	無	無	無		
サーバー室	07-009	サーバーを設置する	—	B	乙	II	I	III	II	III	III	III	II	I	19	2.6	100	A	無	H	I	1	無	無	B	無	300	C	(追加1)	無	有	(1)	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無	有	無	B	C	無	無	無	無		
事務機械室	07-010	サーバーを設置、各種プリンター及び制御端末共	—	B	乙	II	II	IV	II	III	II	III	II	I	35	2.6	100	A	無	H	I	1	無	無	B	適宜	750	無	A	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	B	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
耐火書庫	07-011	書類を保管	—	B	乙	II	I	III	I	—	III	III	II	—	676	直天(2.6)	—	N	無	E	II	適宜	無	無	I	無	500	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	A	D	無	無	無	無		
倉庫	07-012	用紙や物品等を保管	—	B	乙	II	I	III	I	—	III	III	II	—		直天(2.6)	—	N	無	E	II	適宜	無	無	I	無	500	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	A	D	無	無	無	無		
男子休養室	07-013	男性職員の休養、体調不良時に横になれる場所	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	III	II	I	—	38.45	2.4	—	J	無	L	II	1	有	無	B	有	500	無	D	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	有	無	無	無	無	無	無	無	A	E	無	無	無	無
女子休養室	07-014	女性職員の休養、体調不良時に横になれる場所	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	III	II	I	—	38.45	2.4	—	J	無	L	II	1	有	無	B	有	500	無	D	無	有	(1)	無	無	無	無	無	B	A	有	無	無	無	無	無	無	無	A	E	無	無	無	無
電話交換室	07-015	電話交換手が使用する室	—	B	乙	II	II	IV	II	III	II	II	I	II	19.4	2.6	100	A	無	A	II	適宜	有	有	B	有	750	A	G	A	(1)	無	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
共通事項 合計面積															3928.8																																						

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備												機械設備																			
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備										
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等	映像音響機器
輸入食品中央情報管理官(一般事務室)	08-010	輸入食品中央情報管理官職員の仕事室	-	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	II	I	II	44.6	2.7	100	A	無	A	II	2	有	有	B	有	750	C	A	E	有	無	無	(9)	(1)	無	無	B	A	有	無	無	無	有	無	E	E	無	無	無	無			
総務課書庫	08-011	総務課の行政文書を保管	-	B	乙	IV	II	IV	I	-	III	-	II	-	51	直天	-	N	無	E	I	1	適宜	無	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無		
総務課物品庫	08-012	総務課が管理する横浜検疫所事務用消耗品の保管	-	B	乙	IV	II	IV	I	-	III	-	II	-	36	直天	-	N	無	D	I	1	適宜	無	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無		
予防接種室	08-013	検疫衛生課職員が行う海外渡航者等への予防接種	-	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	I	I	II	38	2.7	100	A	無	A	I	3	無	有	E	有	1000	A	A	A	有	無	無	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	E	E	A/D	有	無	無		
予防接種緊急処置室	08-014	検疫衛生課職員が予防接種後に副反応を起こした接種者の救急措置等を行う室	-	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	I	I	II	15.3	2.7	-	A	無	A	I	2	有	有	E	無	1000	A	(追加1)	B	A	無	無	無	(1)	無	無	無	B	A	有	無	無	有	無	有	無	E	E	A/D	有	無	無	
予防接種受付・待合室	08-015	検疫衛生課職員が行う予防接種の受付及び接種者の待合室	-	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	I	I	II	73.2	2.7	100	A	無	A	III	3	有	有	B	有	750	B	A	B	無	無	無	(1)	無	無	無	B	A	有	無	無	無	有	無	E	E	無	無	無	無	無		
検疫衛生課資材庫	08-016	検疫衛生課の資材の保管	-	B	乙	IV	II	IV	I	-	III	III	II	-	32	直天	-	N	無	D	I	2	有	無	B	無	500	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	E	無	無	無	無	
検疫衛生課資材洗浄室	08-017	検疫衛生課の調査器具等の洗浄及び保管	-	B	乙	IV	II	IV	I	-	III	III	I	-	16	直天	-	G	無	D	I	1	有	無	B	有	500	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	A	E	有	無	無	
検疫衛生課書庫	08-018	検疫衛生課の行政文書を保管	-	B	乙	IV	II	IV	I	-	III	-	II	-	30	直天	-	N	無	E	I	1	適宜	無	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無	無

室名	室番号	使用内容	耐震安全性			官庁施設の基本的性能基準								建築											電気設備														機械設備														
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等
残留動物用医薬品検体保管庫(冷蔵・冷凍)	08-028	残留動物用医薬品検査に係る検体の一時(3ヶ月間)保管	-	B	乙	III	II	IV	I	-	III	III	-	-	34	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	無	-	無	500	C	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	G	無	E	無	無	無
残留動物用医薬品ドラフト室	08-029	残留動物用医薬品検査に係る有機溶媒、酸、アルカリ及び毒物等の有害物質をドラフト内で取扱う業務を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	II	II	III	II	III	36	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	適宜	-	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	無	E	D	E	無	無	無	
残留動物用医薬品薬品庫	08-030	残留動物用医薬品検査に係る試薬等冷蔵庫及び常温薬品庫に保管	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	36	2.7	-	Q	無	G	I	2	無	適宜	E	無	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	B	無	無	無	有	無	有	無	E	D	E	無	無	無	
残留動物用医薬品危険物保管庫	08-031	消防法にいう危険物に該当する薬品を保管	E	A	甲	III	II	IV	I	III	III	III	II	III	30	2.7	-	Q	無	G	I	2	無	適宜	E	無	750	C	無	無	有	無	有	無	無	無	無	B	B	無	無	無	有	無	有	無	E	D	E	無	無	無	
残留動物用医薬品機器室	08-032	残留動物用医薬品検査に係る機器分析を行う室	E	A	甲	II	I	III	I	II	II	III	II	III	130	2.7	-	Q	無	G	I	3	有(1)	適宜	E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(2)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	C	D	無	無	無	無	
残留動物用医薬品データ解析室	08-033	残留動物用医薬品検査に係る機器分析や精度管理等データの解析等を行う室	-	B	乙	II	I	III	I	III	II	II	I	II	48	2.7	100	Q	無	A	I	3	有(1)	適宜	E	適宜	750	C	A	B	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	E	E	無	無	無	無	
残留動物用医薬品物品保管庫	08-034	残留動物用医薬品検査に係る物品等を保管	-	B	乙	IV	II	IV	I	-	III	-	II	-	41	直天	-	N	無	G	I	1	有	適宜	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
残留農薬前処理室	08-035	残留農薬検査に係る試験品の前処理を行う室	-	B	乙	III	II	IV	I	II	II	III	II	III	60	2.7	-	Q	無	F	I	3	有	適宜	E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	無	無	E	D	E	有	無	無	
残留農薬洗浄室	08-036	残留農薬検査に使用する器具等の洗浄を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	-	56	2.7	-	Q	無	F	I	2	無	適宜	E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	無	無	E	A	E	有	無	無	

室名	室番号	使用内容	耐震安全性			官庁施設の基本的性能基準								建築											電気設備														機械設備															
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備										
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等	映像音響機器
残留農薬検査室	08-037	残留農薬検査に係る試験品の抽出、精製・濃縮操作を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	360	2.7	-	Q	無	G	I	9	有	適宜	E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(3)	無	無	無	A	A	無	無	無	有	無	有	無	E	D	E	有	無	無		
残留農薬検体保管庫(冷蔵・冷凍)	08-038	残留農薬検査に係る検体の一時(3ヶ月間)保管	-	B	乙	III	II	IV	I	-	III	III	-	-	44	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	無	E	無	500	C	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	有	無	無	無	G	無	E	無	無	無		
残留農薬ドラフト室	08-039	残留農薬検査に係る有機溶媒、酸、アルカリ及び毒物等の有害物質をドラフト内で取扱う業務を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	II	II	III	II	III	40	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	適宜	E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	無	無	E	D	E	無	無	無		
残留農薬薬品庫	08-040	残留農薬検査に係る試薬等冷蔵庫及び常温薬品庫に保管	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	48	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	適宜	E	無	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	B	無	無	無	有	無	有	無	E	D	E	無	無	無		
残留農薬機器室(GC)	08-041	残留農薬検査に係る検体から抽出された農薬を機器(GC)分析する室	E	A	甲	II	I	III	I	II	II	III	II	III	150	2.7	-	Q	無	G	I	3	有	適宜	E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(2)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	C/D	D	無	無	無	無		
残留農薬機器室(LC)	08-042	残留農薬検査に係る検体から抽出された農薬を機器(LC)分析する室	E	A	甲	II	I	III	I	II	II	III	II	III	140	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	適宜	E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(2)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	C/D	D	無	無	無	無		
残留農薬データ解析室	08-043	残留農薬検査に係る機器分析や精度管理等データの解析等を行う室	-	B	乙	II	I	III	I	III	II	II	I	II	56	2.7	100	Q	無	A	I	3	有	適宜	E	適宜	750	C	A	B	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	E	E	無	無	無	無		
残留農薬物品保管庫	08-044	残留農薬検査に係る物品等を保管	-	B	乙	IV	II	IV	I	-	III	-	II	-	40	直天	-	N	無	G	I	2	有	適宜	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無
有害有毒等前処理室	08-045	有害有毒等検査に係る試験品の前処理を行う室	-	B	乙	III	II	IV	I	II	II	III	II	III	45	2.7	-	Q	無	F	I	3	有	適宜	E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	無	E	D	E	有	無	無

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備														機械設備																
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等
有害有毒等洗浄室	08-046	有害有毒等検査に使用する器具等の洗浄を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	-	45	2.7	-	Q	無	F	I	2	無	適宜	E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	無	無	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	無	無	E	A	E	有	無	無
有害有毒等検査室	08-047	有害有毒等検査に係る試験品の抽出、精製・濃縮操作を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	160	2.7	-	Q	無	G	I	7	有	適宜	E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(3)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	E	D	E	有	無	無	
有害有毒等検体保管庫(冷蔵・冷凍)	08-048	有害有毒等検査に係る検体の一時(3ヶ月間)保管	-	B	乙	III	II	IV	I	-	III	III	-	-	34	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	無	E	無	500	C	無	無	有	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	有	無	無	無	G	無	E	無	無	無		
有害有毒等ドラフト室	08-049	有害有毒等検査に係る有機溶媒、酸、アルカリ及び毒物等の有害物質をドラフト内で取扱う業務を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	II	II	III	II	III	36	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	適宜	E	適宜	750	B	B	無	有	無	有	無	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	無	無	E	B/D	E	無	有	無	
有害有毒等薬品庫	08-050	有害有毒等検査に係る試薬等冷蔵庫及び常温薬品庫に保管	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	36	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	適宜	E	無	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	B	無	無	無	有	無	有	無	E	D	E	無	無	無	
有害有毒等機器室	08-051	有害有毒等検査に係る機器分析を行う室	E	A	甲	II	I	III	I	II	II	III	II	III	119	2.7	-	Q	無	G	I	3	有	適宜	B/E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(3)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	C	D	無	無	無	無	
有害有毒等データ解析室	08-052	有害有毒等検査に係る機器分析や精度管理等データの解析等を行う室	-	B	乙	II	I	III	I	III	II	II	I	II	45	2.7	100	Q	無	A	I	3	有	適宜	E	適宜	750	C	A	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	A	E	無	無	無	無	
有害有毒等検体保管庫(常温)	08-053	有害有毒等検査に係る常温試験品を(3ヶ月間)保管	-	B	乙	III	II	IV	I	-	III	III	II	-	14	2.7	-	Q	無	G	I	1	有	適宜	E	無	500	C	G	無	無	無	無	無	無	無	B	B	無	無	無	有	無	無	無	A	A	無	無	無	無		
有害有毒等物品保管庫	08-054	有害有毒等検査に係る物品等を保管	-	B	乙	IV	II	IV	I	-	III	-	II	-	36	直天	-	N	無	G	I	1	有	適宜	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無	

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備														機械設備																	
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備										
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等	映像音響機器
GMO前室	08-055	GMO検査立入りに係る履物の履き替え等を行う室	—	B	乙	IV	II	IV	I	—	II	III	II	—	8	2.7	—	Q	無	F	I	4	有	有	E	無	750	C	G	無	有	無	有	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	有	無	無	無	無	E	E	無	無	無	無
GMOエアシャワー室	08-056	GMO検査に係る服等に付着しているDNAを含む埃の除去を行う室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	—	—	2	2.7	—	Q	無	F	I	2	無	有	—	無	適宜	無	無	無	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
GMO検査室前室	08-057	GMO各検査室をつなぐ通路	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	III	II	—	22	2.7	—	Q	無	F	I	8	無	有	—	適宜	750	無	B	無	無	無	有	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	E	無	無	無	無	
GMO準備室	08-058	GMO検査に係る器具等の洗浄滅菌等を行う室	—	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	—	28	2.7	—	Q	無	G	I	1	無	有	—	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	無	E	A	E	無	無	無		
GMO粉碎室	08-059	GMO検査検査に係る試料の粉碎を行う室	—	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	31.5	2.7	—	Q	無	F	I	1	無	有	—	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	無	C	D	E	有	無	無		
GMO抽出室	08-060	GMO検査検査に係る試料から遺伝子を抽出を行う室	—	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	42	2.7	—	Q	無	G	I	1	無	有	—	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	無	C	D	E	有	無	無		
GMO試薬調製室	08-061	GMO検査に係るPCR操作のため試薬を調整し、試薬に試料を添加する室	—	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	36	2.7	—	Q	無	G	I	1	無	有	—	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	有	無	C	E	無	無	無	無		
GMO増幅室	08-062	GMO検査に係る遺伝子増幅のための機器室	—	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	31.5	2.7	—	Q	無	G	I	1	無	有	—	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	無	C	E	無	無	無	無		
GMO分離室	08-063	GMO検査に係る増幅した遺伝子を電気泳動等で分離し、解析を行う室	—	B	乙	II	I	III	I	III	II	III	II	III	28	2.7	—	Q	無	G	I	1	無	有	—	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	E	E	D	有	無	無			

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備												機械設備																	
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																										照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等
GMO検体保管庫(冷凍)	08-064	GMO検査に係る検体の一時(3ヶ月間)保管	-	B	乙	III	II	IV	I	-	III	III	II	-	21	2.7	-	Q	無	G	I	2	有	有	B	無	500	C	B	無	有	無	無	(1)	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	B	E	無	無	無	無
GMO物品保管庫	08-065	GMO検査に係る物品等を保管	-	B	乙	IV	II	IV	I	-	III	-	II	-	26.5	直天	-	N	無	G	I	1	無	有	-	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無
GMO廃棄物一時保管庫	08-066	GMO検査に係る産廃の保管	-	B	乙	III	II	IV	I	-	III	-	II	-	5	直天	-	Q	無	G	I	1	無	有	-	無	200	C	G	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無	
GMO空調機械室	08-067	GMO各検査室の個別空調用及び各機器の給気用空調機器室	-	B	乙	IV	II	IV	I	II	III	-	II	-	38.5	直天	-	O	無	H	I	2	有	無	B	無	300	B	D	無	有	無	有	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	C	無	無	無	無	
食品微生物前室	08-068	食品微生物検査室の前室	-	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	III	II	-	15	2.7	-	Q	無	F	I	2	有	適宜	E	無	750	無	(追加2) B	無	有	無	有	無	無	無	無	B	無	無	有	有	無	無	無	無	A	無	無	無	無	無
食品微生物検査室	08-069	食品中の病原微生物検査を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	63	2.7	-	Q	無	G	I	3	無	有	-	適宜	750	C	(追加9) B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	C	B/D	E	無	有	無	
食品微生物検体調製室	08-070	食品微生物検査に係る試料調整を行う室	-	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	22.5	2.7	-	Q	無	F	I	1	無	有	-	適宜	750	C	(追加2) B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	無	E	E	無	無	無	無
食品微生物抗生物質検査室	08-071	食品中の残留抗生物質検査を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	22.5	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	有	-	適宜	750	C	(追加5) B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	C	B/D	E	無	有	無	
食品微生物検体保管庫(冷蔵・冷凍)	08-072	食品微生物検査に係る検体を保管	-	B	乙	III	II	IV	I	-	III	II	-	27	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	有	-	無	750	C	B	無	無	無	無	無	(1)	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	B	E	無	無	無	無

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備												機械設備																			
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備										
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等	映像音響機器
食品微生物抽出精製室	08-073	微生物の遺伝子検査に係るDNA及びRNAの抽出精製を行う室	—	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	20	2.7	—	Q	無	G	I	1	無	有	—	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	無	C	E	無	無	無	無		
食品微生物試薬調製室	08-074	微生物の遺伝子検査に係る試薬調製を行う室	—	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	16.5	2.7	—	Q	無	G	I	1	無	有	—	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	E	E	無	無	無	無			
食品微生物PCR増幅室	08-075	微生物の遺伝子検査に係る遺伝子増幅を行う室	—	B	乙	II	I	III	I	III	II	III	II	III	16.5	2.7	—	Q	無	G	I	1	無	有	—	適宜	750	C	(追加2)	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	C	E	無	無	無	無			
食品微生物電気泳動室	08-076	微生物の遺伝子検査に係る電気泳動を行う室	—	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	16.5	2.7	—	Q	無	F	I	1	無	有	—	適宜	750	C	(追加3)	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	E	E	E	無	無	無			
食品微生物培地調製室	08-077	食品微生物検査に係る培地、試薬等の調整を行う室	—	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	29.25	2.7	—	Q	無	F	I	2	無	有	—	適宜	750	C	(追加3)	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	E	B	E	無	有	無			
食品微生物滅菌・洗浄室	08-078	食品微生物検査に係る培地、試薬等及び使用済培地等の滅菌並びに器具の洗浄を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	—	36	2.7	—	Q	無	G	I	2	無	有	—	適宜	750	C	(追加3)	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	C	A/C	E	有	無	無			
食品微生物培地・試薬保管庫	08-079	食品微生物検査に係る培地、試薬等の保管	—	B	乙	III	II	IV	I	—	III	III	II	—	12	2.7	—	Q	無	G	I	1	無	無	—	無	750	C	G	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	C	E	無	無	無	無
食品微生物物品保管庫	08-080	食品微生物検査に係る器具等の保管	—	B	乙	IV	II	IV	I	—	III	—	II	—	28.5	直天	—	N	無	G	I	1	無	無	—	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無
食品微生物検査結果処理室	08-081	食品微生物検査に係る資料・書籍の保管及び検査結果データの解析等を行う室	—	B	乙	III	II	IV	I	III	II	II	I	II	30	2.7	100	Q	無	A	I	1	無	有	—	適宜	750	C	(追加5)	無	無	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	有	無	E	E	無	無	無	無		

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備													機械設備																		
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント		電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備											
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX									表示	操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等	映像音響機器
食品微生物検査室内廊下	08-082	食品微生物検査内通路	-	B	乙	IV	II	IV	I	-	II	III	II	-	73	2.7	-	Q	無	A	I	9	無	無	-	適宜	200	無	(追加1)	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	A	無	A	無	無	無
感染症前室	08-083	感染症検査室の前室	-	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	III	II	-	11.2	2.7	-	Q	無	F	I	2	有	無	E	無	750	無	(追加2)	無	有	無	有	無	無	無	無	無	無	B	無	無	有	有	無	無	無	無	A	E	無	無	無	無
感染症衛生動物室	08-084	感染症検査に係る捕獲されたネズミ族及び蚊族の同定を行う室	-	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	-	35	2.7	-	Q	無	G	I	2	無	無	-	適宜	750	C	(追加2)	無	有	無	有	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	E	A	E	有	無	無			
感染症解剖室	08-085	感染症検査に係る捕獲されたネズミ族の解剖を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	-	15	2.7	-	Q	無	F	I	2	無	無	-	適宜	750	C	(追加1)	無	有	無	有	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	C	A	E	有	無	無			
感染症検査室前室	08-086	感染症第一検査室及び感染症第二検査室の前室	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	-	10	2.7	-	Q	無	F	I	3	無	有	E	無	750	B	(追加1)	無	有	無	有	無	無	無	無	無	B	無	無	無	有	無	無	無	A	A	無	無	無	無		
感染症第一検査室	08-087	感染症の検査を行う室	E	A	甲	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	36	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	有	E	適宜	750	B	(追加3)	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	無	無	C	E	E	有	無	無		
感染症試薬調製室	08-088	感染症検査の遺伝子検査に係る試薬等の調整を行う室	-	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	III	13.5	2.7	-	Q	無	F	I	1	無	有	-	無	750	C	(追加2)	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	E	E	無	無	無	無			
感染症PCR室	08-089	感染症の遺伝子検査に係る遺伝子増幅を行う室	-	B	乙	II	I	III	I	III	II	III	II	III	13.5	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	有	-	適宜	750	C	(追加2)	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	E	E	無	無	無	無			
感染症電気泳動室	08-090	感染症の遺伝子検査に係る電気泳動を行う室	-	B	乙	III	II	IV	I	III	II	III	II	-	13.5	2.7	-	Q	無	F	I	1	無	有	-	適宜	750	C	(追加3)	無	有	(1)	有	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	E	E	E	有	無	無			

室名	室番号	使用内容	耐震安全性			官庁施設の基本的性能基準								建築											電気設備														機械設備															
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備										
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等	映像音響機器
感染症第二検査室エアロック室	08-091	感染症第二検査室に入室するために設けるバイオハザード上必要な室	D	A	甲	I	I	III	I	III	II	III	II	-	10	2.7	-	Q	無	F	I	2	無	有	E	無	750	B	(追加1)	無	有	無	有	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	有	無	無	無	無	C	D	無	無	無	無
感染症第二検査室	08-092	感染症の検査を行う室	D	A	甲	I	I	III	I	III	II	III	II	-	40	2.7	-	Q	無	G	I	1	無	有	-	無	750	B	(追加1)	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	無	無	無	無	無	C	D	E	無	無	無
感染症空調機械室	08-093	感染症各検査室の個別空調用及び各機器の給気用空調機器室	-	B	乙	IV	II	IV	I	II	III	-	II	-	18	直天	-	O	無	H	I	1	無	無	-	無	300	B	D	無	有	無	有	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	C	無	無	無	無
感染症廃棄物一時保管庫	08-094	感染症検査後の滅菌物及び廃液等の一時保管	E	A	甲	III	II	IV	I	-	III	-	II	-	12	直天	-	Q	無	G	I	1	無	無	-	無	200	C	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無	
感染症検査室内廊下	08-095	感染症検査内通路	-	B	乙	IV	II	IV	I	-	II	III	II	-	72.5	2.7	-	Q	無	A	I	9	無	無	-	適宜	200	無	(追加1)	無	無	無	有	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	A	無	無	無
検体受領室	08-096	輸入食品の検体をFAINS画面(PC)を利用して受付を行う室	-	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	III	II	II	120	2.7	-	Q	無	G	I	2	有	無	E	適宜	750	C	B	無	有	無	有	(1)	有	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	E	E	E	無	無	無		
検査データ入力室	08-097	検査結果のチェックやFAINSに入力する室	-	B	乙	II	I	III	I	III	II	II	I	II	49	2.7	100	A	無	A	I	1	有	無	E	適宜	750	C	A	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	E	E	無	無	無	無		
検査データ保管庫	08-098	検査結果データを必要な期間保管	-	B	乙	II	I	III	I	-	III	-	II	-	117	直天	-	N	無	E	I	1	有	無	B	適宜	500	無	B	無	無	無	有	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無	
危険物屋内貯蔵所	08-099	検査部門共通の危険物の保管	E	A	甲	III	II	IV	I	-	III	-	II	-	24	2.7	-	N	無	D	I	1	有	無	B	無	200	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無	

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準										建築												電気設備														機械設備											
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備								
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ
検疫歴史資料保管室	08-109	当官署の検疫歴史資料の保管	—	B	乙	IV	I	III	I	III	II	III	II	II	140	2.7	100	N	無	D	I	2	有	無	B	無	500	無	C	無	無	無	無	(1)	無	無	無	無	A	無	無	無	無	無	有	無	C	E	無	無	無	無
専用第一会議室	08-110	職員用の会議室及びオペレーションルームを兼ねる	—	B	乙	IV	II	IV	I	II	I	I	I	II	87.2	2.7	100	A	無	A	II	3	有	有	B	有	750	A	(追加2)	無	有	無	無	有	(5)	有	無	無	B	A	有	無	無	無	有	有	A	E	無	無	無	無
専用第二会議室	08-111	職員用の会議室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	I	I	III	19	2.7	100	A	無	A	II	1	有	有	B	適宜	750	無	(追加1)	無	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
第一研修室	08-112	職員及び外部職員の研修室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	II	I	III	100	2.7	100	A	無	A	II	2	適宜	有	B	有	750	無	A	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	有	A	E	無	無	無	無	
第二研修室	08-113	職員及び外部職員の研修室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	II	II	I	III	50	2.7	100	A	無	A	II	2	適宜	有	B	有	750	無	A	無	有	無	有	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	有	A	E	無	無	無	無	
更衣室(男性用)	08-114	男性職員の更衣室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	III	III	II	—	51	2.7	—	J	無	L	II	2	有	有	B/I	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	B	B	無	無	無	無	無	無	A	E	B	有	無	無	
更衣室(女性用)	08-115	女性職員の更衣室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	III	III	II	—	51.1	2.7	—	J	無	L	II	2	有	有	B/I	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	B	B	無	無	無	無	無	無	A	E	B	有	無	無	
洗濯・シャワー室(男性用)	08-116	男性職員の洗濯・シャワー室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	III	—	II	—	12.5	2.7	—	I	無	L	II	1	無	有	B	無	200	無	G	無	有	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	E	有	無	無
洗濯・シャワー室(女性用)	08-117	女性職員の洗濯・シャワー室	—	B	乙	IV	II	IV	I	III	III	—	II	—	12.5	2.7	—	I	無	L	II	1	無	有	B	無	200	無	G	無	有	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	A	E	有	無	無

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備												機械設備																		
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備									
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等
電算室	12-018	電算機、サーバを設置する部屋	C	A	甲	II	I	II	I	III	II	III	II	I	116	3.0	200	A	無	H	I	1	有	有	H	適宜	750	B	(追加5)	G	A	有	(1)	(有)	無	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	B	D	無	無	無	有
無線室	12-019	無線通信機器を設置する室	C	A	甲	II	I	II	I	III	II	III	II	I	200	直天3.0	200	A	無	H	I	1	有	有	H	適宜	750	B	(追加5)	G	A	有	(1)	(有)	無	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	B	D	無	無	無	有
女子休養室	12-020	女性職員の休養、体調不良時に横になれる場所	D	A	甲	IV	II	II	II	III	III	I	I	-	13	2.4	100	A	無	L	II	2	有	適宜	B	適宜	200	B	B	A	無	(1)	(有)	無	無	無	無	B	A	有	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
仮眠室	12-021	災害時や緊急時の夜間業務時の休養及び仮眠室	D	A	甲	IV	II	II	II	III	III	I	I	-	60	2.4	100	A	無	L	II	2	有	適宜	B	適宜	200	B	B	A	無	(1)	(有)	無	無	無	無	B	A	有	無	無	無	有	無	E	E	B	無	無	無		
来客待合室	12-022	来庁者のための待合室	-	B	乙	IV	II	IV	II	III	II	II	I	III	36	2.6	100	A	無	A	III	適宜	有	適宜	B	適宜	750	無	G	無	無	(1)	(有)	無	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
情報機器室	12-023	各種情報機器を設置	C	A	甲	II	I	II	I	III	II	III	II	I	100	直天3.0	200	A	無	H	I	1	無	有	H	適宜	750	B	(追加5)	G	A	有	(1)	(有)	無	無	無	無	B	A	無	無	無	有	無	有	無	B	D	無	無	無	有
更衣室	12-024	男性及び女性職員の更衣室	-	B	乙	IV	II	IV	II	III	III	III	II	-	80	2.4	100	J	無	L	II	2	有	適宜	B	適宜	200	無	G	無	無	(1)	(有)	無	無	無	無	B	B	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
倉庫(合同)	12-025	当官署全体の物品保管	D	A	甲	IV	II	IV	II	III	III	-	II	-	127	直天	-	N	無	D	I	2	有	無	B	無	200	B	G	D	無	(1)	(有)	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	有	無	無	A	無	無	無	無		
関東地方整備局共用会議室	12-026	職員の会議(合議)室	A	A	甲	IV	II	II	II	II	I	I	I	II	77.9	2.6	100	A	有	A	II	2	有	適宜	B	適宜	750	A	A	A	無	(15)	(有)	無	(1)	無	無	B	A	有	無	無	無	有	有	A	E	無	無	無	無		

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備												機械設備																	
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備								
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ
一般事務室(2)	13-009	現場担当課の執務室	A	A	甲	IV	II	II	II	III	II	II	I	II	72	2.6	100	A	無	A	II	適宜	有	有	B	有	750	A	A	A	有	無	無	(20)	(1)	無	無	A	A	有	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無	
入札・契約室	13-010	入札・見積合せ等を行う部屋	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	48	2.6	100	A	無	A	II	1	有	有	B	適宜	500	無	C	無	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
倉庫	13-011	当官署全体の物品を保管	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	—	II	—	24	直天	—	N	無	D	II	1	有	無	B	無	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
電算室	13-012	積算室	B	A	甲	IV	II	II	II	III	II	II	I	II	22	2.6	100	A	無	H	I	1	無	無	B	適宜	750	B	A	E	有	無	無	(1)	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	有	無	A	D	無	無	無	無
情報機器室	13-013	サーバーを設置、各種情報機器を設置	B	A	甲	II	I	III	II	III	III	III	II	I	50	2.6	100	A	無	H	I	1	有	無	B	無	300	B	(追加1) G	E	有	無	無	(1)	無	無	無	B	B	無	無	無	無	有	無	B	D	無	無	無	無	
補償対応室	13-014	外部関係者と補償交渉等を行う部屋	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	36	2.6	100	A	無	A	II	1	有	有	B	適宜	500	無	C	無	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	A	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無		
工事調整室	13-015	現場担当職員及び工事関係者用の打合せ室	—	B	乙	IV	II	IV	II	II	II	II	I	III	36	2.6	100	A	無	A	II	2	有	有	B	適宜	500	無	C	無	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	A	無	無	無	無	有	無	A	E	無	無	無	無
公表閲覧室	13-016	来庁者への情報公開を行う部屋	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	III	II	I	—	36	2.6	—	A	有	A	III	1	有	有	B	適宜	500	無	G	無	無	無	無	無	(1)	無	無	無	B	B	無	無	無	無	無	無	A	E	無	無	無	無
男子更衣室	13-017	男性職員の更衣室	—	B	乙	IV	II	IV	II	III	III	III	II	—	28	2.4	—	J	無	L	II	1	有	無	B	適宜	200	無	G	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	E	無	無	無	無

室名	室番号	使用内容	耐震安全性		官庁施設の基本的性能基準								建築										電気設備														機械設備																					
			活動拠点室等	非構造部材	建築設備	耐火	初期火災	対浸水	防犯	音環境	光環境	熱環境	空気環境	情報化対応性	室面積	天井高	二重床高	内装仕上	ピクチャールール	床荷重	入室制限	出入口扉の箇所数	廊下出入口扉	ガラス窓	鍵管理	外部窓	照明		コンセント			電話・FAX			出退表示		拡声	その他	空調設備	換気設備	衛生器具・給排水	給湯	ガス	特殊消火設備														
																											照度	発電回路	一般コンセント	発電回路	専用機器	一般電話機	PHS内線電話機	多機能電話機	FAX	表示									操作	時刻表示	館内放送	テレビ受信	非常呼出	監視カメラ	入退室管理	防犯用センサ	LAN機器等	映像音響機器	別添資料4,2	別添資料4,2	別添資料4,2	別添資料4,2
事務室（災対支援室）	14-002	総務課、技術課、保全指導・監督官室の事務室	B	A	甲	IV	II	II	II	III	II	II	I	II	144.5	2.6	100	A	有	A	II	適宜	有	無	B	有	750	A	A	A	有	(11)	無	(4)	(2)	無	無	A	A	有	無	無	無	有	無	F	E	無	無	無	無							
打合せ室（災対室）	14-003	職員及び来庁者用の会議に使用	A	A	甲	IV	II	II	II	II	I	I	I	II	28	2.6	100	B	有	A	III	1	適宜	無	B	適宜	500	A	C	A	無	(1)	無	無	無	無	無	B	A	有	無	(有)	無	無	有	無	F	E	無	無	無	無						
電算室（サーバー室）	14-004	サーバーを設置する	C	A	甲	II	I	II	II	III	III	III	II	I	12	2.6	100	C	無	H	I	適宜	有	無	B	適宜	300	B	G	E	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	有	無	F	D	無	無	無	無					
書庫・倉庫	14-005	総務課、技術課、保全指導・監督官室の備品、消耗品、防災備蓄品、書類を保管	B	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	—	II	—	16	直天	—	N	無	E	II	1	有	無	B	無	200	A	G	A	無	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無					
書庫・倉庫（別階可）	14-006	当事務所全体の保存文書を保管	—	B	乙	IV	II	IV	II	—	III	—	II	—	32	直天	—	N	無	E	II	1	有	無	B	無	200	無	G	無	無	(1)	無	無	無	無	無	無	無	B	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	無	無	無	無			
男子休養室・ロッカー室（災対待機室（仮眠室（男）））	14-007	男性職員の休養、体調不良時に横になれる場所	B	A	甲	IV	II	II	II	III	III	III	I	—	20	2.4	—	J	無	L	II	1	有	無	B	有	300	A	B	A	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	有	無	無	無	無	無	無	無	無	F	E	無	無	無	無		
女子休養室・ロッカー室（災対待機室（仮眠室（女）））	14-008	女性職員の休養、体調不良時に横になれる場所	B	A	甲	IV	II	II	II	III	III	III	I	—	12	2.4	—	J	無	L	II	1	有	無	B	有	300	A	B	A	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	A	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	F	E	無	無	無	無
共通事項 合計面積														291.5																																												
⑮東京湾海上交通センター																																																										
通信機械室	15-001	他の庁舎とのマイクロ波通信を行う設備を収容する室	B	A	甲	IV	II	II	II	III	III	III	II	I	24	2.8	150	A	無	H	II	適宜	有	無	B	無	200	A	G	A	有	無	無	無	無	無	無	無	無	A	B	無	無	無	無	有	無	B	C	無	無	無	無					

別添資料 4 - 2 - 1 建築：内装仕上げ性能表

仕上げ共通性能	
床	<ul style="list-style-type: none"> ・水勾配の目的がある場合を除き、床仕上げ面は水平かつ平坦とする。 ・仕上げ材は、日常行動及び交通・物流等による衝撃で欠損、剥離等がない。 ・床置きする各種設備機器は、法令等により規定のあるものを除き、床面から突出させない。 ・床仕上げは清掃性の良いものとする。 ・床仕上げ面に取り付けるものは歩行に支障がない。 ・床面の空調吹き出し口を設ける場合には壁又は窓際に設け、スリット及びルーバーは周辺の仕上げ材との対比が目立たない。また、ルーバーは、ピンヒール、硬貨等が落ちにくいよう配慮し、落ちた場合には拾える構造とする。 ・人の往来が予定される床面に EXP. J を設ける場合は、仕上げ材で隠蔽する。
壁	<ul style="list-style-type: none"> ・日常行動及び交通・物流等による衝撃で欠損、剥離、傾き、曲がり等が生じない強度を有し、ぐらつきが生じない。 ・仕上げ面には、傷やビス等がない。 ・床の取り合い部分は、変位等による破損、経年変化による隙間等の発生及び傷等を防止する。 ・壁面に設置する又は設置可能な各種設備機器は、法令等により規定のあるものを除き、壁面から突出させない。 ・地下外壁は、結露対策を施すこと。 ・地下外壁は、湧水対策を施すこと。 ・垂直かつ平坦とする。
天井	<ul style="list-style-type: none"> ・天井部分の梁型及び目的上隠蔽することができない設備機器を除く各種設備機器は、天井内に隠蔽する。 ・天井内に隠蔽される各種設備機器は、点検口により点検できる。 ・天井面に取り付ける各種設備機器は、法令等により規定のあるものを除き、天井から突出させない。また、設備機器の配置は、可能な限りモジュールを想定し、照明機器配置に沿った配置とする。 ・壁の取り合い部分は変位等による破損及び経年変化による隙間等の発生を防止する。 ・壁の取り合い部分で底目地とする場合は、目地底は天井と同色の塗装を行う。 ・スクリーン、プロジェクター等を設ける場合は、天井埋め込みのボックス、カバー等により隠蔽する。 ・水平かつ平坦とする。

種 別 (室の例)	床	壁	天井
A 事務室等 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・設定された床荷重と同等以上の耐荷重を有し、各室に必要な配線・配線機器等の展開が可能な高さを有する二重床とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面に点検扉を設けない。 ・床仕上げ面から高さ1.8m以下の壁に取り付けるものは突出させない。ただし、機能を満足しない場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天井の室内側は、平滑な吸音材（吸音率0.5以上）とする。
B 上級室	<ul style="list-style-type: none"> ・Aに同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Aに同じ。 ・間仕切り壁が想定される部分は、各スペースの遮音性が確保できるよう天井内スラブ下まで及び二重床内まで壁を連続させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Aに同じ。
C OA事務機械 室	<ul style="list-style-type: none"> ・Aに同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Aに同じ。 ・吸音性を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・Aに同じ。
D エントラン スホール	<ul style="list-style-type: none"> ・採用する仕上げ材の色調は、汚れが目立たない。 ・仕上げ材の材質は、防滑性があり、屋外と同等の気象条件においても性能劣化がない。 ・床仕上げは清掃性の良いものとする。 ・耐久性の良いものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Aに同じ。 ・仕上げ材は、屋外と同等の気象条件においても性能劣化がない。 ・壁面に設置する設備機器、パネル等は、周辺の壁材と同仕上げ又は同色仕上げとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Aに同じ。 ・表面は、屋外と同等の気象条件においても性能劣化がない。 ・天井点検口は最小限とし、枠の見付けは細くした上で、天井材と同色とする。
E 階段室	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材を張り、張り替えができる。 ・踏面から滑り落ちない。 ・段鼻にはノンスリップを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面と階段の間は手摺り子がない場合は隙間がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の天井面はAに同じ。 ・段裏は塗装仕上げとする。

種 別 (室の例)	床	壁	天井
F E Vホール 廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材を張り、張り替えができる。 ・仕上げ材を張った床は、帯電防止性(1kv 以下)を有する。 ・エントランスホールに隣接するE Vホールは、Dに同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・床仕上げ面から高さ 1.8m 以下の壁に取り付けるものは突出させない。ただし、機能を満足しない場合はこの限りでない。 ・エントランスホールに隣接するE Vホールは、Dに同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Aに同じ。 ・エントランスホールに隣接するE Vホールは、Dに同じ。
G 便所 湯沸し室 洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材を張り、防水性があり、また水が付着した場合の防滑性があり、張り替えができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材は耐水性があり、洗面・洗浄等の水はねによる汚れが容易に拭き取れる。 ・便所・洗面所と他の室及び廊下間、また便所間の間仕切壁は遮音性が確保できるよう天井内スラブ下まで壁を連続させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天井の室内側は、平滑な吸音材とする。
H ごみ置場 (各階)	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材を張り、防水性及び耐油性があり、また水が付着した場合の防滑性があり、張り替えができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材は、防水性、耐油性がある。 ・汚れが容易に拭き取れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天井面は、耐水性のある材料で仕上げる
I シャワー・脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材を張り、防水性があり、また水が付着した場合の防滑性があり、吸水性が無い、張り替えができる。 ・靴を脱いで上れるようにする。(靴脱ぎスペースは仕上げ材を張り、張り替えができる。) ・ユニットシャワーとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材は耐水性があり、洗面・洗浄等の水はねによる汚れが容易に拭き取れる。 ・床仕上げ面から高さ 1.8m 以下の壁に取り付けるものは突出させない。ただし、機能を満足しない場合はこの限りでない。 ・ユニットシャワーとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・結露水の防止及び処理対策を施し、不陸及び目違いが無い。 ・天井面は、耐候性、耐水性のある材料で仕上げる。 ・ユニットシャワーとする。

種 別 (室の例)	床	壁	天井
J 休養室・ ロッカー室 仮眠室	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材を張り、張り替えができる。 ・ロッカーを置く所はへこみ、ゆがみが生じない。 ・靴を脱いで上れるようにする。(靴脱ぎスペースは仕上げ材を張り、張り替えができる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Bに同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Gに同じ。
K 食堂 売店	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材は、家具・什器の移動に支障がない。 ・仕上げ材を張り、防水性があり、また水が付着した場合の防滑性があり、張り替えができる。 ・仕上げ材を張った床は、帯電防止性(1kv 以下)を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aに同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aに同じ。
L 厨房	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤や水で洗浄できる。 ・仕上げ材は、什器の移動に支障がない。 ・仕上げ材を張り、防水性、耐熱性、耐油性及び水が付着した場合の防滑性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材は、防水性、耐熱性、耐油性がある。 ・結露対策を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・結露水の防止及び処理対策を施し、不陸及び目違いが無い。 ・天井面は、耐水性、耐熱性、耐油性のある材料で仕上げる。
M 庁舎管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aに同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Cに同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aに同じ。

種 別 (室の例)	床	壁	天井
N 倉庫 書庫	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ材を張る又は塗る。 ・仕上げ材の材料は防塵性がある。 ・仕上げ材は、什器の移動に支障がない。 ・移動式書架を設置する場合はレールとの段差をなくす。 		
O 消音が必要な設備室	<ul style="list-style-type: none"> ・高周音、低周音、振動を考慮した躯体、仕上げとする。 ・各種機械の形状にあったコンクリート基礎により各種機械を支持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吸音性を有する。 ・高周音、低周音、振動を考慮した躯体、仕上げとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吸音性を有する。 ・高周音、低周音、振動を考慮した躯体、仕上げとする。
P 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・床仕上げ面は、車輛の走行、駐車に支障がない。 水が付着した場合の車輛走行に支障のない防滑性がある。 ・合成樹脂塗材を塗布する。 ・洗車スペース、荷捌きスペース等は防水性がある。 ・水、消火液等の処理が行えるよう適切に水勾配を取り、適宜、排水枡、ガソリントラップ等を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・床仕上げ面から高さ1.8m以下の壁に取り付けるものは突出させない。ただし、機能を満足しない場合はこの限りでない。 	

種 別 (室の例)	床	壁	天井
Q実験室	<ul style="list-style-type: none"> ・設定された床荷重と同等以上の耐荷重を有し、各室に必要な配管・配線機器等の展開が可能な高さを有する部分は適宜二重床とする。 ・二重床の上には仕上げ材を張り、容易に張り替えができる。 ・仕上げ材を張った二重床は、帯電防止性(2kv以下)を有し、きしみ、ぐらつきがない。(最大変形量4mm以下) ・防水性、耐酸性、耐アルカリ性、耐有機溶媒の素材を用い、耐火性を有する。 ・付属室との間に段差を生じさせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Aに同じ。 ・防水性、耐酸性、耐アルカリ性、耐有機溶媒の素材を用い、耐火性を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Aに同じ。 ・天井面は、耐水性、耐熱性、耐油性のある材料で仕上げる。
R 官用駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・床仕上げ面は、車輛の走行、駐車に支障がない。 		
S EPS、PS、DS	<ul style="list-style-type: none"> ・防塵塗料を塗布する。 		
T ごみ保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤や水で洗浄できる。 ・仕上げ材は、什器の移動に支障がない。 ・仕上げ材を施し、防水性、耐熱性、耐油性及び水が付着した場合の防滑性がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・天井面は、耐候性、耐水性のある材料で仕上げる。

別添資料 4-2-2 建築：床荷重凡例表（平成30年8月24日訂正版）

(1). 積載荷重表

(N/m²)

区分	室名等	床版又 小梁 計算用	大梁・ 又は基 計算用	地震力 計算用	備考
一	常時人が使用する場合	1,800	1,300	600	設備機器（基礎を含む）等の荷重については別途、固定荷重として考慮すること。
	通常人が使用しない場合	980	600	400	
	鉄骨庇	980	0	0	
	片持形式のバルコニー、庇等	1,800	1,300	600	
A	事務室、会議室、食堂等	2,900	1,800	800	
B	講義室	2,300	2,100	1,100	
C	法務局登記書庫	5,900	4,900	3,900	
D	一般書庫、倉庫等	7,800	6,900	4,900	
E	移動書架を設置する書庫、ヘビーデューティゾーン(HDZ)等	11,800	10,300	7,400	
F	実験室（化学系）	3,900	2,400	1,600	積載荷重を超えるような機器を積載する場合は、別途、固定荷重として考慮すること。
G	実験室（物理系）	4,900	3,900	2,500	積載荷重を超えるような機器を積載する場合は、別途、固定荷重として考慮すること。
H	電算室、機械室等	4,900	2,400	1,300	積載荷重を超えるような機器を積載する場合は、別途、固定荷重として考慮すること。
I	サーバー室	9,800	4,800	2,600	
J	武道場等	3,500	3,200	2,100	
K	自動車車庫及び自動車通路	5,400	3,900	2,000	<u>大型車両を除く。</u>
L	休養室、給湯室、仮眠室、PS、EPS等	1,800	1,300	600	

(2). 積載荷重の考え方

1. 建築基準法及び「建築構造設計基準の資料（平成29年版）」に示されている積載荷重を基本とし、実状に応じた積載荷重を算定する。
2. 機械室等において、実状を勘案して算定する他、機械等が設置される部分については別途局部荷重としての検討も行う。
3. 廊下、玄関及び階段等の値は建築基準法施行令第85条による他、その階の主な室の用途により適切に算定する。
4. 一般事務室において、事務室の積載荷重を超過すると想定される重量機器（平行移動書架、金庫、特殊機器等）がある場合には当該部分について、床荷重の割り増しを行う。
5. 大型車両等の車輪圧による床版の検討は、想定される車両重量と前輪及び後輪に対する分配を考慮し、集中荷重として作用するものとする。

別添資料 4-2-3 建築：入室制限、鍵管理の凡例表

建築：各室性能表「入室制限」の凡例

※セキュリティ、警備の範疇に属する内容は、【別添資料 4-5】「本施設等におけるセキュリティに関する考え方」、【別添資料 5-8】「警備に係る要求水準」による。

※清掃等維持管理業務に従事する業務従事者の入室条件については【別添資料 5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」による

区分	項目	時間帯	入室制限	例示
Ⅲ	主に職員、その他職員、来庁者等が通行又は使用	開庁時間帯	・制限を設けない	共用部におけるエントランスホール、共用廊下、階段室の交通部分、便所・洗面、等
		閉庁時間帯	・職員、その他職員が通行又は入室できる ・職員の立会又は本施設の入退庁管理を行う業務従事者の確認・許可を得た者が通行又は入室できる	
		営業時間内	・扉により管理し、営業時間内又は室の開放時間内は制限なく入室できる	食堂、売店
		営業時間外	・営業時間外又は開放時間外は扉により管理（施錠）し、当該室の業務従事者が入室できる	
Ⅱ	主に職員、その他職員が使用	開庁時間帯	・扉により管理し、職員、その他職員が入室できる 職員の確認・許可を受けた来庁者等が入室できる （事務室内の窓口（公衆溜り）への入室は職員の確認・許可に含む）	事務室、休養室、等
		閉庁時間帯	・当該部分を利用する入居官署の職員が入ることができる ・当該部分を利用する入居官署の許可を得た者のみ入ることができる	
Ⅰ	限られた職員、その他職員又は業務従事者が使用	全時間帯	・扉、シャッター他により管理し、職員、その他職員、業務従事者が入室できる ・当該室の用途に応じて、納入業者等が入室できる	ごみ保管庫（塵芥室）、集配室（郵便等）、等
		全時間帯	・扉により管理し、当該部分を使用する特定の職員が入室できる 該当部分を使用する職員の許可を得たもののみが入室できる	コンピューター室、上級室、等
		全時	・扉、シャッター他により管理し、原則と	設備室、等

	間帯	して、当該室の入室権限をもつ職員、その他職員、維持管理担当者が入室できる	
	下記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・扉、他により管理し、当該部分を使用する職員、その他職員、及び職員、その他職員に同行する者が入室できる ・車両の入出庫については、駐車場管制設備におけるカーゲートによる規制を行う 	官用車用車庫
	閉庁日又は開庁日の夜間（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え、車両の入出庫の少ない時間帯においてはカーゲート部においても管理シャッターを下ろし管理する。 ・前述の官用車用車庫の管理シャッターとは別に設置する、官署の専用区画シャッター、扉は、随時官署が独自に管理する。 	

※1：時間帯は目安であり、具体的な時間帯は国との協議により決定する

建築：各室性能表「鍵管理」の凡例

区分	管理方式	管理方法	
A	庁舎管理室等で管理	・人から人への受渡しを行う	
B	鍵保管装置を設置し管理	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が鍵保管装置用のキーを所有し、登退庁時に鍵保管装置を開閉し鍵の出し入れを行う。 ・鍵保管装置に出し入れを行う鍵は、各階の入居官署ごと、かつ、適切な区画を設ける。また、入居官署の求めに応じて区画を設ける。 ・鍵保管装置の操作状況を庁舎管理室等で遠隔監視する ・鍵の収納場所は、原則として鍵保管装置とするが、廊下に面しない部屋の鍵等で国と平面計画の協議が整った場合は、事務室内にも鍵箱を設け管理することとしてよい。 	
C	電気錠を設置し入室の管理（退室の管理を行う場合は【別添資料4-2-6】に定める） ※鍵保管装置の管理の対象とする。	カード方式	・代表者のみがカードを保有する
D			・限られた職員がカードを保有する
E			・職員各自がカードを保有する
F		テンキー方式	・暗証番号等を入力することより、鍵の解錠を行う
G		生体認証方式	・生体認証により、鍵の解錠を行う
H		組み合わせ方式	・AからGの管理方法の組合せにより鍵の解錠を行う
I	テンキー鍵（単独方式） ※鍵保管装置の管理の対象とする（共用シャワー室を除く）。		・単独の鍵において暗証番号等を入力し、鍵の解錠を行う

別添資料4-2-3 建築：入室制限、鍵管理の凡例表

別添資料 4 - 2 - 4 電気：性能記号凡例表

項目	内容	記号	性能
照明	設計照度	数字	単位はルクス (1 lx)
	発電機回路の割合	A	全灯数を発電回路とする。(必要時調光する)
		B	全灯数の1/2以上を発電回路とする。(50%調光でも良い)
		C	室内の1スパン1灯以上を発電回路とする。(10%調光でも良い)
	無	不要 (10%未満の調光でも良い)	
コンセント	一般コンセント	A	8㎡に2重床内ケーブル用ジョイントボックス1個以上、0Aタップ2個以上を設ける。ただし、(追加数字)は2重床内ケーブル用ジョイントボックスの追加の設置数とし、0Aタップは追加数字の2倍を追加の設置数とする。
		B	2個以上を設ける。ただし、(追加数字)は追加の設置数とする。
		C	25㎡に1個以上を設ける。ただし、(追加数字)は追加の設置数とする。
		D	1個以上を設ける。ただし、(追加数字)は追加の設置数とする。
		E	2スパンに1個以上を設ける。ただし、(追加数字)は追加の設置数とする。
		F	歩行距離20mに1個以上を設ける。ただし、(追加数字)は追加の設置数とする。
		G	出口近傍に1個以上を設ける。ただし、(追加数字)は追加の設置数とする。
		無	不要
	一般コンセントの発電回路の割合	A	一般コンセントの全数を発電回路とする。
		B	一般コンセントの1/2以上を発電回路とする。
		C	一般コンセントの1/3以上を発電回路とする。
		D	1室につき1個以上を発電回路とする。
		E	3スパンに1個以上を発電回路とする。
		無	不要
	専用機器	有	【別添資料 4 - 8 - 5】「専用機器一覧表」による入居官署工事の機器の電源、配線経路、スペースを確保する。
無		不要	

項目	内容	記号	性能
電話・FAX	一般電話機	数字	一般電話機の設置数。ただし、(数字)は入居官署工事の一般電話機の設置数とし、モジュラジャックまでを設ける。
		無	不要
	PHS内線電話機	有	PHS用アンテナを設ける。ただし、(有)は入居官署工事でPHS用アンテナを設置とし、配線経路、スペースを確保する。
		無	不要
	多機能電話機	数字	多機能電話機の設置数。ただし、(数字)は入居官署工事の多機能電話機の設置数とし、モジュラジャックまでを設ける。
		無	不要
	FAX	数字	入居官署工事のFAXの設置数とし、モジュラジャックまでを設ける。
		無	不要
出退表示	表示	有	表示状態が確認できる機能を設ける。
		無	不要
	操作	有	出退表示の操作が可能な機能を設ける。
		無	不要
時刻表示	A	100㎡に1箇所以上、時刻表示機能を設ける。	
	B	1室に1箇所以上、時刻表示機能を設ける。	
	無	不要	
拡声	館内放送	A	壁等にて一般放送の音量調節(「切」を含む4段階以上)機能を設ける。
		B	音量調節機能内蔵型スピーカー
		無	不要
テレビ受信		有	テレビ共同受信機能を設ける。
		無	不要
非常呼出		有	非常呼出ボタンの入居官署工事用の配線経路、スペースを確保する。
		無	不要
監視カメラ		有	監視カメラを設ける。ただし、(有)は入居官署工事で監視カメラを設置とし、配線経路、スペースを確保する。
		無	不要
防犯		有	防犯用センサを設ける。ただし、(有)は入居官署工事で防犯センサを設置とし、配線経路、スペースを確保する。
		無	不要
入退室管理		有	認識部を設ける。ただし、(有)は入居官署工事で認識部を設置とし、配線経路、スペースを確保する。また、認識部の種類は【別添資料4-2】「各室性能表」建築・鍵管理による。
		無	不要
その他	LAN機器等	有	LAN設備等の入居官署工事用の配線経路、スペースを確保する。(設備機器、配線は入居官署工事)
		無	不要
	映像音響機器	有	映像音響設備の入居官署工事用の配線経路、スペースを確保する。(設備機器、配線は入居官署工事)
		無	不要

注 記

- ア) 二重床に設けるOAコンセントは室内レイアウト変更時にも容易に追従できるものとし、設置位置は国と協議する。
- イ) OAフロアよりテレビ端子を設置する場合は、ケーブルの先が2分配されたF型接線付きでもよい。
- ウ) 小数点以下の存在する場合は上位の自然数以上の個数とする。
なお、1室とは原則として、軽量間仕切、ガラス、区画とする後置家具・ブース・ローパーティションなどで区切られる区画の最小単位とする。
- エ) コンセントには分電盤番号 回路番号を明記する。また、発電回路のコンセントはそれ自身の表示色を標準とは別の色（一例：赤）とし区別できること。なお表示・色等は提案による。
- オ) 適宜の場合は機器設置の有・無、設置数は事業者提案による。
- カ) 「要求水準書」、【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」に数量の記載がある場合は、「要求水準書」、【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」の数量を優先する。
- キ) ⑧横浜検疫所の入退室管理の事業区分は、【別添資料4-8-4】「入居官署電気設備性能書」を参照とする。

別添資料4-2-5 機械：性能記号凡例表

区 分		種別	性 能	
空調設備	凡例	A	一般空調	定時に空調を行う（基本空調） ・残業時間対応は、一定の管理のもとに行うこと
		B	特殊空調	原則として年間を通して冷房を行う ・事務機器室などの機器の発熱に対応すること
		C	特殊空調	規定の温湿度条件で空調を行う ・記載の条件によること
		D	特殊空調	24時間連続して空調を行う ・24時間連続業務に対応すること
		E	特殊空調	休日及び夜間など時間外の空調を行う ・定時、休日及び夜間の使用に対応すること
		F	—	災害活動拠点として使用する部屋
		G	その他の条件	パッケージ形空調機を使用した個別空調など、記載の条件によること
		無	不要	
換気設備	凡例	A	臭気またはガス等を局所的に排気する必要のある室	
		B	火気使用室	
		C	局所的な発熱のある室	
		D	上記以外で個別に換気が必要な室は、記載の条件によること	
		E	居室の換気（在室人員のための換気）	
		無	不要	
衛生器具・給排水	凡例	A	洗面器・手洗器等を設置する室	
		B	洗面化粧台等を設置する室	
		C	ミニキッチン等を設置する室	
		D	流し台等を設置する室	
		E	上記以外の衛生器具等の設置が必要な室は、記載の条件によること	
		無	不要	
	給湯	有	給湯設備を設けること	
		無	不要	
ガス	凡例	有	給湯以外でガス設備を設置する室	
		無	不要	
特殊設備 消火	凡例	有	火災時に重要機器等、水損対策を要する物品を設置する部屋に、新ガス系消火設備を設置する	
		無	不要	

別添資料 4-2-6 室別特記仕様書（平成30年8月24日訂正版）

① 神奈川県行政評価事務所

共通事項

（電気設備）

- ・通信引込みはメタル10回線、光2回線程度。

○ 事務室

（建築）

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

（電気設備）

- ・別途工事の構内交換装置、サーバー用の配線経路、機器スペースを設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 所長室

（建築）

- ・カーテンボックス（レール含む）設置

○ 書庫

（その他）

- ・重要文書の保管

② 横浜地方検察庁分室

共通事項

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル20回線、光2回線程度。
- ・横浜地方検察庁の専用区画シャッターを設ける官用車の車室、横浜地方検察庁の官用車車庫～横浜地方検察庁の専用エレベーター～事務室⑥～⑯の専用の動線に監視カメラを設置する。

○ 事務室①

(建築)

- ・会議中、在室表示サインを設ける。
- ・カーテンボックス（レール含む）設置
- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室③、事務室⑥～⑯の出退表示ができるものとする。

○ 事務室②

(建築)

- ・事務室の一角に、収監身柄控室（アクリル板様の壁を設け、事務室②から参考人の観察を可能とし、逃走防止のため、鍵を設置したもの）を設置
- ・窓開閉ストッパーを設置
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑥～⑯、事務室⑳の出退表示ができるものとする。
- ・監視カメラ装置架、監視カメラモニタ装置を設置する。
- ・別途工事の構内交換装置、非常呼出表示装置、防犯・入退室管理装置用の配線経路、機器スペースを設ける。

○ 事務室③

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。
- ・カーテンボックス（レール含む）設置
- ・移動間仕切りでの分割：36㎡と30㎡に分割
- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室⑥～⑯、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室④

(建築)

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

○ 事務室⑤

(建築)

- ・事務室⑤内に、可動間仕切りで区切った部屋を設置 (6 m²)

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・別途工事のサーバー用の配線経路、機器スペースを設ける。

○ 事務室⑥

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。
- ・窓開閉ストッパーを設置
- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室⑦

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。
- ・窓開閉ストッパーを設置
- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室⑧

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。
- ・窓開閉ストッパーを設置
- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室⑨

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。
- ・窓開閉ストッパーを設置

- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室⑩

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。
- ・窓開閉ストッパーを設置
- ・遮音性を有する室
- ・面透室として使用するため、被疑者から参考人が見えないようマジックミラー (W : 300×H : 300) を設置する。
マジックミラーの設置位置等については、協議の上決定する。
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室⑪

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。
- ・窓開閉ストッパーを設置
- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。
- ・事務室⑪を面透室として使用するため、同室と事務室⑫を間仕切る壁に、被疑者から参考人が見えないようマジックミラー (W : 300×H : 300) を設置する。マジックミラーの設置位置等については、協議の上決定する。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室⑫

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。
- ・窓開閉ストッパーを設置
- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室⑬

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。

- ・窓開閉ストッパーを設置
- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室⑭

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。
- ・窓開閉ストッパーを設置
- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室⑮

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。
- ・窓開閉ストッパーを設置
- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室⑯

(建築)

- ・会議中、在室、録音録画中表示サインを設ける。なお、録音録画中は赤文字とする。
- ・窓開閉ストッパーを設置
- ・遮音性を有する室
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・出退表示の表示は、事務室①、事務室③、事務室⑳の出退表示ができるものとする。

○ 事務室⑰

(建築)

- ・事務室⑰内に、可動間仕切りで区切った部屋を設置 (10 m²)
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。

(機械設備)

- ・常時、室内の温度が20℃、湿度が50%で管理できるものとする。

○ 倉庫①

(機械設備)

・常時、室内の温度が20℃、湿度が50%で管理できるものとする。

○ 倉庫②

(機械設備)

・常時、室内の温度が20℃、湿度が50%で管理できるものとする。

○ 事務室⑱

(機械設備)

・常時、室内の温度が20℃、湿度が50%で管理できるものとする。

○ 会議室

(電気設備)

・スクリーン用ボックスを設置する。(スクリーンの有効サイズ:16:9 125インチ)

○ 居室①

(建築)

・遮音性を有する室

(電気設備)

・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 待合室①

(建築)

・窓開閉ストッパーを設置

(電気設備)

・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 待合室②

(建築)

・カーテンボックス(レール含む)設置

・窓開閉ストッパーを設置

(電気設備)

・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 待合室③

(建築)

・窓開閉ストッパーを設置

(電気設備)

・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 居室②

(電気設備)

・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 事務室⑳

(建築)

・使用中表示サインを設ける。

- ・ 弁護人側、被疑者側の間にはポリカーボネート樹脂板を設置し、その下部に通話パンチング板を設ける。
- ・ 接見カウンター、固定椅子、接見用スクリーン設置
- ・ 遮音性を有する室
- ・ 被疑者側の出入口扉：法務省指定錠仕様

(電気設備)

- ・ 被疑者側に設置する照明は、人によって容易に破損できない措置を講じたものとする。
- ・ 居室③と通話ができるようテレビインターホン親機（カラー）を設置する。

○ 居室③

(建築)

- ・ 同室内には、被疑者を留置する房を5室設置し、1室の面積は約6㎡とする。
- ・ 房の中にはそれぞれトイレ及び手洗器を設置する。
- ・ 出入口扉法務省指定錠仕様
- ・ 警察官が身柄拘束中の被疑者等を監視するスペースを確保するとともに、職員の机を配置するスペース並びに警察官が事務及び休憩を行うスペースを確保する。

(電気設備)

- ・ 照明は、人によって容易に破損できない措置を講じたものとする。
- ・ 事務室⑩と通話ができるようテレビインターホン子機（カラー）を設置する。

(機械設備)

- ・ トイレ及び手洗器はステンレス製（360mm×480mm（W×D））のものとする。
- ・ トイレ洗浄操作及び手洗器蛇口開閉操作は、房外に設置する。

(その他)

- ・ 交通部分から房にいたる動線は、警察官が事務及び休憩を行うスペースを通過しないようにする。

③ 横浜保護観察所

共通事項

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル8回線、光2回線程度。

○ 企画調整課

(建築)

- ・保護司控室スペース(15㎡)及びロッカー設置部分(15㎡)を含む
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。

○ 処遇部門・社会復帰調整官室

(建築)

- ・協議スペース(20㎡)及びロッカー設置部分(25㎡)を含む
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・保護観察官の部分に監視カメラ装置(1台)、監視カメラモニタ装置(2台)を設置する。
- ・防犯主装置を設置する。
- ・別途工事の構内交換装置、非常呼出表示装置(面接調査室、人格考査室、特別調査室、集団処遇室、生活指導室分)用の配線経路、機器スペースを設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 研修会議室

(建築)

- ・自動カーテン設置
- ・移動間仕切りにより90㎡と90㎡に分割できるものとし、その1室を45㎡毎に移動間仕切りにより分割できるものとする。

(電気設備)

- ・スクリーン用ボックスを設置する。(スクリーンの有効サイズ:16:9 125インチ)

○ 集団処遇室

(建築)

- ・使用中表示サインを設ける。
- ・自動カーテン設置
- ・移動間仕切りにより50㎡毎に分割できるものとする。

(電気設備)

- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 面接調査室①～⑩

(建築)

- ・使用中表示サインを設ける。
- ・保護観察対象者やその他関係者等に対して、調査・処遇面接等を実施。

- ・特別調査室①以外の来庁者の動線は、他官署の来庁者等と同じとする。
- ・出入口扉のガラスは割れにくくかつ不透明
- 生活指導室①～③
 - (建築)
 - ・使用中表示サインを設ける。
 - ・出入口扉のガラスは割れにくい素材かつ不透明な素材
- 特別調査室①～②
 - (建築)
 - ・使用中表示サインを設ける。
 - ・各室性能表の特別調査室①は、本人の身柄を確保しながらの対応を求められている業務を遂行する際に使用する部屋としており、逃走防止等の兼ね合いから横浜地方検察庁の使用する専用エレベータを使用できることが望ましい。
 - ・出入口扉のガラスは割れにくい素材かつ不透明な素材
- 人格考査室①～③
 - (建築)
 - ・使用中表示サインを設ける。
 - ・出入口扉のガラスは割れにくい素材かつ不透明な素材
- 対象者室
 - (建築)
 - ・処遇部門・社会復帰調整官室との間に受付用小窓を設ける
 - (電気設備)
 - ・駐車券受付処理装置を設ける。
- 待合室
 - (建築)
 - ・処遇部門・社会復帰調整官室との間に受付用小窓を設ける
 - (電気設備)
 - ・駐車券受付処理装置を設ける。
- 書庫（企画）
 - (建築)
 - ・室内に 20 m²部屋を設ける。書庫（企画）と同様の室性能とする。
- 被害者等相談室
 - (建築)
 - ・使用中表示サインを設ける。
 - ・被害者が加害者と接触することがないように、被害者等相談室及び同控室への経路（動線）は保護観察や医療観察用の業務室（集団処遇室等）とは別に確保する。エレベータ等の設置場所の兼ね合いから対応が難しければ。前記の部屋と別階とする。
 - ・出入口扉のガラスは割れにくい素材かつ不透明な素材

○ 被害者等相談控室

(建築)

- ・ 使用中表示サインを設ける。
- ・ 被害者が加害者と接触することがないように、被害者等相談室同様、経路（動線）は保護観察や精神保健観察用の業務室（集団処遇室等）とは別に確保する
- ・ 出入口扉のガラスは割れにくい素材かつ不透明な素材

(電気設備)

- ・ 駐車券受付処理装置を設ける。

④東京入国管理局横浜支局横浜港分室

共通事項

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル12回線、光2回線程度。

○ 一般事務室

(建築)

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・別途工事の構内交換装置、サーバー用の配線経路、機器スペースを設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 控室

(その他)

- ・深夜・早朝の使用あり

○ 審査室

(その他)

- ・深夜・早朝の使用あり

○ 外来待合室

(建築)

- ・一般来庁者用の出入口に自動扉を設ける。

(電気設備)

- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 男子更衣室

(機械設備)

- ・洗面化粧台及び洗濯機スペースを設ける

○ 女子更衣室

(機械設備)

- ・洗面化粧台及び洗濯機スペースを設ける

○ 面会室1

(その他)

- ・深夜・早朝の使用あり

○ 面会室2

(その他)

- ・深夜・早朝の使用あり

○ 男子仮眠室

(電気設備)

- ・別途工事のカプセルベット用の配線経路、機器スペースを設ける。

○ 女子仮眠室

(電気設備)

- ・別途工事のカプセルベット用の配線経路、機器スペースを設ける。

○ 仮眠室

(建築)

- ・扉のロックは鍵のみ、男子仮眠室として使用する場合は、男子仮眠室のみ、女子仮眠室として使用する場合は女子仮眠室のみの入退出を可能とする。

(電気設備)

- ・別途工事のカプセルベット用の配線経路、機器スペースを設ける。

⑤横浜税関

共通事項

(建築)

- ・横浜税関の各室は「事務室部門」、「検査場部門」、「武道場部門」、「分析部門」の4つの部門に分類され、詳細は【別添資料4-7】「入居官署の諸室位置関係図」による。
- ・4つの部門は其々異なる階配置要求となるため、部門間を結ぶ動線が分かりやすく、可能な限りコンパクトな動線となるよう計画する。

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル4回線、光2回線程度。

○ 事務室

(建築)

- ・事務室内に平行移動書架を59.72㎡設置する。
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。
- ・事務室内の各部門の予定利用人数を【参考資料4-10】「入居官署に関する資料」に示す。

(電気設備)

- ・防犯・入退室管理装置を設置する。
- ・別途工事の構内交換装置用の配線経路、機器スペースを設ける。
- ・「業者溜」「相談コーナー」に駐車券受付処理装置を設ける。

(その他)

- ・事務室内に「事務室（アダムス室（収納））（使用内容：業務部職員が専用端末を操作するスペース）」6.02㎡をローパーテーション（PFI事業外）により設置
- ・事務室内に「事務スペース（インターネット端末15台）（使用内容：業務部・監視部職員のインターネット端末を操作するスペース）」23.1㎡を設置
- ・事務室内に「業者溜（使用内容：業務部（通関）・監視部（保税）に来庁する業者の待合スペース）」321.95㎡を設置（カウンター（PFI事業外）で職員側と区切る）
- ・事務室内に「相談コーナー（使用内容：来庁者の関税鑑査官への相談窓口）」100㎡を設置（カウンター（PFI事業外）で職員側と区切る）

○ 事務室 A

(建築)

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

○ 事務室（監視取締センター室）

(建築)

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

○ コンピューター室

(電気設備)

- ・別途工事のサーバー用の配線経路、機器スペースを設ける。
- ・別途工事でPD盤を設置する。

(機械設備)

- ・年間を通じて室温を20～24℃に維持管理する。

(その他)

- ・更新時、移行のためのサーバーを1台設置できるよう計画する。

○ 事務打合室

(建築)

- ・1室24㎡の事務打合室を4室設ける。

(電気設備)

- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 会議室(大)

(電気設備)

- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 事務室B

(建築)

- ・事務室B内に可動間仕切りによりサーバー室(2.8m×2.1m)を設置。
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・別途工事のサーバー用の配線経路、機器スペースを設ける。

(機械設備)

- ・サーバー室は常時、温度24℃以下で管理できるものとする。

○ 事務室C

(建築)

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・別途工事の空調を設置時、容易に電源供給工事ができるものとする。

(機械設備)

- ・空調用(別途工事)スリーブを設ける。

○ 制服更衣室(男子)

(建築)

- ・入口に前室(11㎡)を設置。洗濯室(7㎡)を設置。

(機械設備)

- ・洗濯機を配置できるよう排水を設ける。

○ 制服更衣室(女子)

(建築)

- ・入口に前室(11㎡)を設置。洗濯室(7㎡)を設置。

(機械設備)

- ・洗濯機を配置できるよう排水を設ける。

○ 仮眠室 (男子)

(建築)

- ・和室、押し入れ設置
- ・カーテンボックス (レール含む) 設置

○ 仮眠室 (女子)

(建築)

- ・和室、押し入れ設置
- ・カーテンボックス (レール含む) 設置

○ 国庫帰属物品保管庫 (会計)

(建築)

- ・出入口扉：二重扉
- ・トラックからの積卸しに配慮した計画とする

○ 押収物件保管庫 (審理)

(建築)

- ・出入口扉：二重扉、間口 1800mm 以上

○ 会計課備品庫

(建築)

- ・トラック等から直接積み下ろし搬出入可能な計画とする

○ 事務室 (分析)

(建築)

- ・出入口扉：
共用廊下側：幅 1 間以上、高さ 2,000mm 以上、両開き、外開き、小窓付き、180° 解放可能、180° 解放状態で固定可能。
分析廊下側：幅 1 間以上、高さ 2,000mm 以上、両開き、外開き、小窓付き、180° 解放可能、180° 解放状態で固定可能。
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

○ 事務室 (業務部特別通関部門)

(建築)

- ・事務室 (業務部特別通関部門) 内に「事務室 (キオスク端末 1 台) (使用内容：来庁者が専用端末を操作し、特別通関部門での通関処理を行うスペース)」2.5 m²をローパーテーション (PFI 事業外) により設置
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 分析事務室前廊下

(建築)

- ・避難用扉：幅半間、高さ1間、片開き、外開き分析室側からのみ開錠可能、180°解放可能

(機械設備)

- ・隣室とのエアバランスを考慮し、換気を行う。

○ 化学分析室

(建築)

- ・出入口扉：幅1間以上、高さ2,000mm以上、両開き、外開き、小窓付き、ガラリ、180°解放可能、180°解放状態で固定可能

(機械設備)

- ・個別空調を要し、常時空調。
- ・室内は年間を通じて、温度20℃以下、湿度40%～60%で管理できるものとする。
- ・第一種換気設備、正圧負圧制御可能なものとする。
- ・二酸化炭素式消火器の設置。(分析機器保護のため)
- ・分析室内に非常用シャワー及び洗眼装置を設置。
- ・ガラス器具を用いた定量分析は20℃での操作が基本であることから、精確な分析を行うためには個別設定が可能な空調システムを設ける。
- ・給湯機は60℃まで加温可能なものとする。

○ 物理分析室

(建築)

- ・出入口扉：幅1間以上、高さ2,000mm以上、両開き、外開き、小窓付き、ガラリ、180°解放可能、180°解放状態で固定可能

(機械設備)

- ・個別空調を要し、常時空調とし、空調の風が機器に当たらないものとする。
- ・室内は年間を通じて、温度20℃以下、湿度40%～60%で管理できるものとする。
- ・第一種換気設備、正圧負圧制御可能なものとする。
- ・二酸化炭素式消火器の設置。(分析機器保護のため)
- ・分析室内に非常用シャワー及び洗眼装置を設置。
- ・ガラス器具を用いた定量分析は20℃での操作が基本であることから、精確な分析を行うためには個別設定が可能な空調システムを設ける。
- ・給湯機は60℃まで加温可能なものとする。

○ X線分析室

(建築)

- ・出入口扉：幅1間以上、高さ2,000mm以上、両開き、外開き、小窓付き、180°解放可能、180°解放状態で固定可能

(機械設備)

- ・個別空調を要し、常時空調とし、空調の風が機器に当たらないものとする。
- ・室内は年間を通じて、温度22℃～26℃以下、湿度40%～60%で管理できるものとする。

る。

- ・第一種換気設備、負圧を維持可能なものとする。
- ・液体窒素自動製造装置の設置により大量の熱が終日発生することから、24時間空調運転を行う。また、窒素ガスの漏出による窒息事故を防止するため、24時間換気システムが必要。
- ・酸素濃度計の設置。
- ・高圧ガス保安法に掛る横浜市高圧ガス製造者としての許可要件を満たすこと。
- ・室外に高圧ガス清掃に係る表示を要する。

○ てんびん室

(建築)

- ・出入口扉：プッシュ式自動ドア、片引き、幅900mm以上、高さ2000mm以上、小窓付き

(機械設備)

- ・個別空調を要し、常時空調とし、空調の風が機器に当たらないものとする。
- ・室内は年間を通じて、温度22℃～26℃以下、湿度40%～60%で管理できるものとする。
- ・第一種換気設備、正圧を維持可能なものとする。
- ・重量のある除振台の設置するため、床の耐荷重量の設定が必要となる。
- ・精密測定を行うため、温度、湿度及び空気の流れを一定に制御する空調システムとする。

○ LC及びLC/MS室

(建築)

- ・出入口扉：幅1間以上、高さ2,000mm以上、両開き、外開き、小窓付き、180°解放可能、180°解放状態で固定可能

(機械設備)

- ・個別空調を要し、常時空調とし、空調の風が機器に当たらないものとする。
- ・室内は年間を通じて、温度22℃～26℃以下、湿度40%～60%で管理できるものとする。
- ・第一種換気設備、負圧を維持可能なものとする。
- ・設置予定の分析機器(LC/MS)は、外部温度が30度以上となると故障してしまうため、24時間温度管理を行う。
- ・LCの近傍に純窒素ガスボンベを配置。空調の風が直接当たらないように配慮する。
- ・窒素ガス発生装置、窒素ガスボンベを使用。

○ GC及びGC/MS室

(機械設備)

- ・個別空調を要し、常時空調とし、空調の風が機器に当たらないものとする。
- ・室内は年間を通じて、温度22℃～26℃以下、湿度40%～60%で管理できるものとする。
- ・第一種換気設備、負圧を維持可能なものとする。
- ・二酸化炭素式消火器の設置(分析機器保護のため)。

- ・ GC/FID 及び GC/MS とヘリウムガスポンベの配管、GC/FID と空気圧送ポンプの配管、GC/FID と水素ガス発生装置の配管。
- ・ 設置予定の分析機器は、稼働時に大量の熱を発生するため、発熱を処理可能な空調システムとする。
- ・ 室内に水素ガス検知器、酸素濃度計を設置。
- ・ 水素発生装置から機械に水素を配給する仕様。各分析器に対し、ポンベ室よりヘリウムガス、純空気を供給し、分析機器近傍の精密圧力調整器を通じて機器に供給される機構。空調の風が直接当たらないように配慮する。
- ・ 給湯機は 60℃まで加温可能なものとする。

○ DNA 分析室

(建築)

- ・ 出入口扉：幅 1 間以上、高さ 2,000mm 以上、両開き、外開き、小窓付き、180° 解放可能、180° 解放状態で固定可能

(機械設備)

- ・ 個別空調を要し、常時空調とし、空調の風が機器に当たらないものとする。
- ・ 室内は年間を通じて、温度 22℃～26℃以下、湿度 40%～60%で管理できるものとする。
- ・ 第一種換気設備、正圧を維持可能なものとする。
- ・ 二酸化炭素式消火器の設置。(分析機器保護のため)
- ・ 実験時に空気中からの目的外 DNA の混入(コンタミネーション)を防止するため隔離された清浄で空調管理された実験室とする。
- ・ 給湯機は 60℃まで加温可能なものとする。

○ 溶剤実験室

(建築)

- ・ 出入口扉：
 - 分析廊下側：幅 1 間以上、高さ 2,000mm 以上、両開き、外開き、小窓付き、ガラリ、180° 解放可能
 - 石油実験室側：幅半間以上、高さ 1 間以上、片引き
- ・ スライドドアを設置

(機械設備)

- ・ 個別空調を要し、常時空調とし、空調の風が機器に当たらないものとする。
- ・ 室内は年間を通じて、温度 22℃～26℃以下、湿度 40%～60%で管理できるものとする。
- ・ 第一種換気設備、負圧を維持可能なものとする。
- ・ 二酸化炭素式消火器の設置(分析機器保護のため)。
- ・ 揮発性、引火性のある物質を扱うことから、24時間の換気空調システムとする。

○ 石油実験室

(建築)

- ・火災発生の際の避難用として出入口は2箇所以上設置。
- ・出入口扉：
分析廊下側：幅1間以上、高さ2,000mm以上、両開き、外開き、小窓付き、ガラリ、180°解放可能
石油実験室側：幅半間以上、高さ1間以上、片引き

(機械設備)

- ・個別空調を要し、常時空調とし、空調の風が機器に当たらないものとする。
- ・室内は年間を通じて、温度22℃～26℃以下、湿度40%～60%で管理できるものとする。
- ・第一種換気設備、負圧を維持可能なもの。
- ・二酸化炭素式消火器の設置。(分析機器保護のため)。
- ・残留炭素分試験機(マイクロ法)と窒素ガスポンベの配管。
- ・揮発性、引火性のある物質を扱うことから、24時間の換気空調システムとする。

○ 赤外室

(建築)

- ・出入口扉：幅1間以上、高さ2,000mm以上、両開き、外開き、小窓付き(暗幕等遮光機能有)、隙間部分はすべて目張り、180°解放可能、180°解放状態で固定可能
- ・遮光室として使用するので窓は設けない。

(電気設備)

- ・照明は暗室用三色灯とし、室外に使用中を示す指示灯を設ける。

(機械設備)

- ・個別空調を要し、常時空調とし、空調の風が機器に当たらないものとする。
- ・室内は年間を通じて、温度22℃～26℃以下、湿度50%以下で管理できるものとする。
- ・第一種換気設備、負圧を維持可能なものとする。
- ・湿気が赤外分光器及び測定結果に悪影響を与えるため、湿度コントロールが必要。
- ・温度計、湿度計を設置。

○ 分析試料保管室

(建築)

- ・出入口扉：幅半間以上、高さ2,000mm以上、片開き、外開き、小窓付き、180°解放可能、180°解放状態で固定可能

(機械設備)

- ・室内は年間を通じて、温度22℃～26℃以下、湿度40%～60%以下で管理できるものとする。
- ・第一種換気設備、負圧を維持可能なものとする。
- ・保管試料の変質を防止し、有毒ガス発生による事故防止のため、24時間の換気空調システムとする。

- 図書室及び書庫
 - ・ 出入口扉：両開き、小窓付き
- 試薬・溶剤保管室
 - (建築)
 - ・ 出入口扉：幅半間以上、高さ 2,000mm 以上、片開き、外開き、小窓付き、180° 解放可能
 - (機械設備)
 - ・ 第一種換気設備、負圧を維持可能なものとする。
 - ・ 室内は年間を通じて、温度 22℃～26℃以下、湿度 40%～60%以下で管理できるものとする。
 - ・ 二酸化炭素式消火器の設置
 - ・ 有毒ガス発生による事故防止のため、24時間の換気空調システムとする。
なお、床付近及び天井付近の2か所以上の換気が必要。
 - ・ 消防法等の規定に従い計画する。
 - ・ 規制対象の試薬・溶剤（第1類、第2類、第3類及び第6類）等の保管をする。
- 金庫室
 - (建築)
 - ・ 覚せい剤取締法、麻向法、大麻取締法、あへん法の許可要件を満たす。
 - ・ 出入口扉：二重扉、幅1間以上、高さ 2,000mm 以上、両開き、外開き、180° 解放可能
 - (機械設備)
 - ・ 第一種換気設備、負圧を維持可能なものとする。
 - ・ 室内は年間を通じて、温度 22℃～26℃以下、湿度 40%～60%以下で管理できるものとする。
 - ・ 保管中の依頼貨物の変質を防止し、有毒ガス発生による事故防止のため、24時間の換気空調システムとする。
- ボンベ室
 - (建築)
 - ・ 出入口扉：幅半間以上、高さ 2,000mm 以上、片開き、外開き、小窓付き、180° 解放可能
 - (機械設備)
 - ・ 検査に使用する分析機器に供給する特殊ガス(ヘリウム等の高圧ガス)の保管を行う。
常駐ではなく、作業時のみ入室。【参考資料4-16】「高圧ガス予定貯蔵量」参照
 - ・ 供給する特殊ガスが各実験室等で適正な圧力を確保した状態で利用できるようにボンベ室の配置に注意する。
 - ・ ガス漏れによる窒息事故防止のため、24時間換気システムとする。
 - ・ ヘリウム、窒素等の配管は各実験室へ配給できるようにする。
 - ・ 室内には酸素濃度系を設置する。
- 廃棄物保管庫
 - (建築)

- ・室内に試薬が飛散した際に、室外に漏えいしない機構を有するものとする。
- ・出入口扉：幅 1 間以上、高さ 2,000mm 以上、両開き、外開き、産業廃棄物貯蔵施設であることを明示、180° 解放可能とする。

(電気設備)

- ・安全増防爆対応の機器・器具とする。

(機械設備)

- ・第一種換気設備、負圧を維持可能かつ、常時換気可能な設備とする。
- ・二酸化炭素式消火器の設置。
- ・有毒ガスの発生による事故防止のため、24時間の換気とする。横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例並びに同規則の基準を満たす。
- ・室内の温度及び湿度を室外から監視できる機構を有するものとする。

○ 第4類石油類用試薬庫

(建築)

- ・出入口扉：幅 1 間以上、高さ 2,000mm 以上、両開き、外開き、耐火仕様、180° 解放可能とする。室に保管する試薬は分析部門において使用するため、室の設置場所から試薬を使用する分析部門までの経路は、安全管理上一般来庁者の主な動線と交錯しないように計画する。

(電気設備)

- ・安全増防爆対応の機器・器具とする。

(機械設備)

- ・第4類石油類用試薬庫は消防法上の「少量危険物貯蔵取扱所」に該当する。横浜市火災予防条例に基づき、所轄消防と協議を行い適切に整備する。保管する危険物は【参考資料4-15】「危険物予定貯蔵量」を参照。なお、常駐ではなく作業時のみ入室。
- ・第一種換気設備、負圧を維持可能なものとし、24時間換気とする。
- ・二酸化炭素式消火器の設置
- ・保管棚を設置。
- ・第4類危険物貯蔵施設であることを明示する。
- ・室外から温度・湿度を監視できる機構を有する。
- ・室内に試薬が飛散した際に漏えいしない構造とする。

○ 貨物検査場

(建築)

- ・フォークリフトにより貨物運搬が行える。検査場へ直接貨物の出し入れが出来る。
- ・天井高：2 t、4 t のトラックが容易に進入できる高さ
- ・床荷重：重量貨物（4 t トラックロング×2台、フォークリフト×1台）を使用
- ・旅具検査場と一室とする
- ・床仕上：コンクリート直均しのうえ防塵塗装程度
- ・外部出入口：必要に応じ閉鎖できる。内部の貨物が雨風等により傷まない。4 t トラックロ

ングが出入りできる。

(電気設備)

- ・将来フォークリフトをバッテリー式とした場合、容易に電源供給工事ができるものとする。

○ 収容貨物室

(建築)

- ・床荷重：貨物検査場と同等
- ・フォークリフトが進入できる出入り口を設ける。開口部 3700mm以上
- ・床仕上：コンクリート直均しのうえ防塵塗装程度

○ 武道場

(建築)

- ・柔道 1 面、剣道 1 面が同時に設置できる公式試合場程度の仕様とする。
- ・スポーツフロアに置き畳とし、全面を柔道場及び剣道場として使用できるものとする。
- ・武道場周囲に対し防振及び防音対策を施し、入居官署の業務に支障のないものとする。
- ・道場内に柱を設置しない。神棚のための下地を設ける。道場内の端に衣類を掛けられる物干しレール（10m 程度 2 カ所）用下地を設ける。
- ・ブラインドを設ける。

(機械設備)

- ・自然換気を確保できれば、機械換気はVOC対策換気量を確保したものを整備する。

○ 旅具検査場

(建築)

- ・貨物検査場と一体のため同一の仕様とする。

⑥ 東京国税不服審判所横浜支所

共通事項

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル6回線、光2回線程度。
- ・専有部に時報チャイムの提供が可能なものとする。

○ 支所長室

(建築)

- ・在室表示サインを設ける。
- ・カーテンボックス（レール含む）設置
- ・出入口扉：主たる出入口は親子扉とする。
- ・床はカーペットタイルとし、厚さ15mmのカットパイルとする。
- ・芳名板の設置スペースを確保する。
- ・事務室とつながる主たる出入口と、緊急避難を行う場合に使用するための廊下面等及び隣接する応接室につながる出入口を設置する。
- ・床荷重：金庫（145 kg）を設置できるものとする。

(機械設備)

- ・個別空調を設置。

○ 応接室

(建築)

- ・カーテンボックス（レール含む）設置
- ・出入口扉：主たる出入口は親子扉とする。
- ・事務室とつながる主たる出入口と緊急避難を行う場合に使用するための廊下面等及び隣接する所長室につながる出入口を設置する。
- ・将来合議室と一体化利用する計画があることから、合議室に隣接とする。

(機械設備)

- ・個別空調を設置。

○ 合議室

(建築)

- ・出入口扉：主たる出入口は親子扉とする。
- ・将来応接室と一体化利用する計画があることから、応接室に隣接とする。

(機械設備)

- ・個別空調を設置。

○ 事務室

(建築)

- ・事務室内の共用廊下と接する箇所に受付を設置。事務室内受付から各室への交通部分を確保。
- ・出入口扉：主たる出入口は親子扉とする。

- ・耐火式キャビネ等（1個当たり200～300kg）を複数（3～5個程度）設置（PFI事業外）。
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

（電気設備）

- ・総務係に別途工事の構内交換装置用の配線経路、機器スペースを設ける。
- ・専有部にローカル放送（マイクロホン、コールサイン、CDプレーヤ）の提供が可能な機器を設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 面接室1・2

（建築）

- ・使用中表示サインを設ける。
- ・廊下からの出入可能とする。
- ・移動間仕切り（遮音）を設置。2室（面積は按分）に分割した室毎に各室性能表の「音環境」を満たす。

（機械設備）

- ・個別空調を設置。

○ 事務機械室

（建築）

- ・床荷重：500kg以上
- ・出入口扉、建具：親子扉とする。

（電気設備）

- ・横浜中税務署とサーバーを共用できるよう配線経路を確保する。

○ 閲覧室

（建築）

- ・使用中表示サインを設ける。
- ・将来図書室と一体化利用する計画があることから、図書室に隣接とする。

○ 図書室

（建築）

- ・出入口扉：親子扉とする。
- ・将来閲覧室と一体化利用する計画があることから、閲覧室に隣接とする。

○ 耐火書庫

（建築）

- ・天井高：直天とし、書庫全体にH2600mmの移動式書架を設置可能とする
- ・出入口扉：デジタルラッチと通常の鍵を併用する。外扉（開庁時間中常時開）、内扉（ハンガードア、窓付、オートロック、ランダムテンキー）
- ・来庁者動線上に出入口は設けない
- ・事務室からの出入
- ・並行移動書架を設置

⑦ 横浜中税務署

共通事項

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル5回線、光5回線程度。
- ・放送の系統は事務室のワンストップエリア、その他の専有部とする。

○ 署長室

(建築)

- ・芳名板の設置スペースを確保し下地補強を行う
- ・カーテンボックス（レール含む）設置
- ・出入口扉：主たる出入口は親子扉とする

(電気設備)

- ・一般コンセントは壁付1個、OAタップ形2個とする。

(機械設備)

- ・空調設備は、パッケージ形空調機を使用した個別空調とする。

(その他)

- ・ワンストップエリアとは別フロア(上階)とする
- ・総務課事務室とつながる主たる出入口と、緊急避難を行う場合に使用するための廊下面若しくは隣接する応接室等につながる出入口を設ける

○ 応接室

(建築)

- ・カーテンボックス（レール含む）設置
- ・出入口扉：主たる出入口は親子扉とする

(電気設備)

- ・一般コンセントは壁付1個、OAタップ形1個とする。

(機械設備)

- ・空調設備は、パッケージ形空調機を使用した個別空調とする。

(その他)

- ・ワンストップエリアとは別フロア(上階)とする
- ・総務課事務室とつながる主たる出入口と、署長室から直接出入り可能な出入口を設ける

○ 副署長室1

(建築)

- ・出入口扉：主たる出入口は親子扉とする
- ・仕上げは事務室に準ずる

(電気設備)

- ・一般コンセントは壁付1個、OAタップ形2個とする。

○ 副署長室2

(建築)

- ・ 出入口扉：主たる出入口は親子扉とする
- ・ 仕上げは事務室に準ずる

(電気設備)

- ・ 一般コンセントは壁付 1 個、OAタップ形 2 個とする。

○ 副署長室 3

(建築)

- ・ 出入口扉：主たる出入口は親子扉とする
- ・ 仕上げは事務室に準ずる

(電気設備)

- ・ 一般コンセントは壁付 1 個、OAタップ形 2 個とする。

○ 副署長室 4

(建築)

- ・ 出入口扉：主たる出入口は親子扉とする
- ・ 仕上げは事務室に準ずる

(電気設備)

- ・ 一般コンセントは壁付 1 個、OAタップ形 2 個とする。

○ 事務室

(建築)

- ・ ヘビーデューティゾーンを設ける。((その他) に示すワンストップエリアを除く各部門に設ける)
- ・ 出入口扉を両開きとする。
- ・ ワンストップエリア来庁者側入口は両引き自動扉とする。

(電気設備)

- ・ 専有部にローカル放送(マイクロホン、コールサイン、CDプレーヤ)の提供が可能な機器を設ける。
- ・ 別途工事の構内交換装置、監視カメラ装置架、非常呼出表示装置用の配線経路、機器スペースを設ける。
- ・ 別途工事の非常呼出ボタンは管理運営部門、非常呼出表示装置は総務課に設ける。
- ・ 「総務課」「ワンストップエリア」に駐車券受付処理装置を設ける。

(その他)

- ・ ワンストップエリアを 99.3 m²とする。
- ・ 総務課を 144 m²とする。
- ・ 管理運営部門・納税専門官を 275 m²とする。
- ・ 徴収部門・法人課税 1～3 部門・酒類指導官を 554 m²とする。
- ・ 個人課税部門・資料部門・資産課税部門を 609 m²とする。
- ・ 法人課税 4～9 部門・総合開発特官を 694 m²とする。

○ 会議室(打合せ室)

(建築)

- ・ 出入口扉を親子扉又は両開き扉とする。
- ・ 大会議室はワンスパン毎に遮音性のあるスライディングウォールを設置する
- ・ 大会議室はブラインドと暗幕用のカーテンボックス（レール含む）を設置する

(電気設備)

- ・ 一般電話機は1スパン毎とする。
- ・ 時刻表示は1スパン毎とする。

(機械設備)

- ・ 空調設備は、パッケージ形空調機を使用した個別空調とする。

(その他)

- ・ 大会議室(341 m²)、中会議室(140 m²)×1、小会議室(15 m²)×4とし、それぞれの会議室に対し【別添資料4-2】「各室性能表」の性能を満たす。
- ・ 大会議室の出入口は玄関ホールやE Vホールに直接面している
- ・ 大会議室は主に一般来庁者が利用する
- ・ 中会議室・小会議室（打合せ室）は主に職員が利用する

○ サーバー室

(電気設備)

- ・ 一般コンセントは壁付1個、OAタップ形1個とする。

(その他)

- ・ 事務機械室又は事務室からのみの入退室とする。

○ 事務機械室

(建築)

- ・ 出入口扉を親子扉とする。

(電気設備)

- ・ 一般コンセントは壁付1個、OAタップ形2個とする。

○ 耐火書庫

(建築)

- ・ 移動式書架を設置する
- ・ 直天とし書庫全面にH2600mmの移動式書架を設置可能な天井高とする
- ・ 出入口扉は二重扉とし、外扉は開庁時間中開放。内扉はハンガードア（窓付、オートロック）とする
- ・ 内装仕上げ不要

(機械設備)

- ・ 地下に設置し、換気を外気とする場合、除湿機能を持たせる。

(その他)

- ・ 事務室が複数階となる場合、各階に室面積を分ける。
- ・ 各階事務室横に設置する

- ・来庁者動線上に出入口は設けない
- ・事務室からの出入とする
- ・耐火書庫は移動書架の【別添資料4-8-1】「備品等一覧」に示す必要ファイルメーターの収まるよう計画する。倉庫は耐火書庫面積を除く面積を設ける。

○ 倉庫

(その他)

- ・事務室が複数階となる場合、各階に室面積を分ける。
- ・倉庫は耐火書庫面積を除く面積を設ける。

○ 男子休養室

(建築)

- ・廊下面から直接室内が見えない
- ・出入口扉を親子扉とする。
- ・和室を床は畳とし押し入れを設ける

○ 女子休養室

(建築)

- ・廊下面から直接室内が見えない
- ・出入口扉を親子扉とする。
- ・和室を床は畳とし押し入れを設ける

○ 電話交換室

(電気設備)

- ・一般コンセントは壁付2個、OAタップ形3個とする。

⑧ 横浜検疫所

共通事項

(建築)

- ・横浜検疫所における業務上の区分は、事務所区分、各課業務室区分、残留動物用医薬品検査区分、残留農薬検査区分、有害有毒・おもちゃ・食品添加物検査区分、遺伝子組換え食品検査区分、食品微生物検査区分、感染症検査区分、共通区分1、共通区分2の10区分及びその他の区分に分かれている。
- ・各区分に属する室は、区分ごとに原則として同一階に一団の纏まりとして配置する。(共通区分1、共通区分2、その他の区分を除く)ただし、以下の特記、【別添資料4-6】「階構成及びアクセス動線の考え方」、【別添資料4-7】「入居官署の諸室位置関係図」他、業務要求水準書において別に定める場合はこの限りではない。
- ・検査業務を行う区分(以下検査部門という)は、出来る限り同一階に一団の纏まりとして配置することが望ましいが、複数の階に跨り配置する場合は、以下の各項に配慮した計画とする。
 - ・残留農薬検査区分は、単独の階配置を妨げない。
 - ・残留動物用医薬品検査区分及び有害有毒・おもちゃ・食品添加物検査区分は、同一階に配置する。
 - ・遺伝子組換え食品検査区、食品微生物検査区分及び感染症検査区分は同一階に配置する。また3区分の内、食品微生物検査区分及び感染症検査区分は、其々の区分の前室が近接するように区分配置をする。
 - ・検体受領室は、最も検査検体数が多く見込まれる残留農薬検査区分と同一階に配置する。

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル23回線、光4回線程度。

(その他)

- ・横浜検疫所固有のセキュリティの考え方は、【別添資料4-6】「階構成及びアクセス動線の考え方」、【別添資料4-5】「本施設等におけるセキュリティに関する考え方」による他、以下による。
 - ・来庁者等、他、当該官署の職員以外の者が、当該官署の職員の付き添い無く随時入室可能な室は、予防接種受付・待合室、共有受付室、検疫歴史資料展示室の3室とする。
 - ・検体等の搬出入のための縦動線部分は専用エレベーター及び専用エレベーターのエレベーターホール部分へ、当該官署の職員及び検査部門との内線連絡により、都度当該官署の職員の許可を受けた納入業者等が入出可能とする。なお、納入業者等が持ち込む検体は、検体受領室にて職員が受領することを予定している。
 - ・前記の随時入室可能な室、搬出入のための縦動線部分及び横浜検疫所の一団の纏まりある配置とは別に配置を求める室を除き、要求する各室の配置エリアは、動線となる共用廊下等も含めたブロックとして、当該官署の職員以外の立入を制限する。
 - ・検査部門及び食品監視課(試験品採取準備室)の配置エリアは、G L P、I S Oに基づく検査結果の信頼性を確保するため、動線となる共用廊下等も含めたブロックとして、当該

官署の職員の内、権限を付与された職員のみが立入を可能とする。

- ・これら段階的なセキュリティを確保するため、共用廊下等交通部分には、計画に応じて扉を設け、入退室管理設備（カードキー及び遠隔操作可能な電気錠）にて入出を管理する。
- ・共用廊下等交通部分に設けた立入制限を行う扉は、監視カメラで監視するとともに、遠隔操作により施解錠するにあたり、その映像を確認できるようにする。遠隔操作装置の設置場所は、事業者の計画に応じて国と協議する。
- ・検体受領室から検査部門各室及び食品監視課（試験品採取準備室）への検体移送ルートは、階を跨いだ場合であっても、当該官署の職員の内、権限を付与された職員のみが立入を可能なエリア内を外れずに移送可能な計画とする。

※G L P（Good Laboratory Practice）：

食品検査の信頼性を確保するための基準

※I S O（International Organization for Standardization）：

ISO/IEC17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

事務所区分

○ 総務課

（建築）

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

（電気設備）

- ・監視カメラ装置架、監視カメラモニタ装置を設置する。
- ・入退室管理装置を設置する。
- ・別途工事の構内交換装置用の電源、配線経路を設ける。
- ・専有部にローカル放送（マイクロホン、コールサイン）の提供が可能な機器を設ける。

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調をON，OFF出来るものとする。

○ 検疫衛生課

（建築）

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調をON，OFF出来るものとする。

○ 港湾衛生評価分析官

（建築）

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調をON，OFF出来るものとする。

○ 食品監視課

（建築）

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調をON, OFF出来るものとする。

○ 検査部門執務室

(建築)

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調をON, OFF出来るものとする。

○ 審査指導課

(建築)

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調をON, OFF出来るものとする。

○ 輸入食品中央情報管理官

(建築)

- ・事務部門内で透明な壁で囲まれている。(上半身は見えるが声は外には聞こえない。)総務課等事務室内への扉及び鍵管理を行う。

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調をON, OFF出来るものとする。

(その他)

- ・輸入食品情報管理官事務室からのみNACC S運用解析室へ出入りできる。

各課業務室区分

○ 予防接種室

(建築)

- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：スライド式引き戸(手動)、ガラス窓は縦型の磨りガラス

(電気設備)

- ・照明は、J I S Z 9 1 1 0 の領域、作業又は活動の種類予防接種とする

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調をON, OFF出来るものとする。

(その他)

- ・ストレッチャー(救急隊等による緊急患者搬送)通路の確保
- ・出入口が共用廊下に面している場合には、カードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能である。
- ・医療法に基づく「診療所」の構造設備基準に適合させる。

○ 予防接種緊急処置室

(建築)

- ・ストレッチャー（救急隊等による緊急患者搬送）通路の確保
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：スライド式引き戸（手動）、ガラス窓は縦型の磨りガラス。なお、出入口が共用廊下に面しているところはガラス窓なし。

(電気設備)

- ・照明は、J I S Z 9 1 1 0 の領域、作業又は活動の種類救急処置とする

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調をON，OFF出来るものとする。

○ 予防接種受付・待合室

(建築)

- ・ストレッチャー（救急隊等による緊急患者搬送）通路の確保
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：起動センサー式スライド自動ドア（透明なガラス扉）

(電気設備)

- ・予防接種受付・待合室にローカル放送（マイクロホン、コールサイン、CDプレーヤ）の提供が可能な機器を設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調をON，OFF出来るものとする。

○ 検疫衛生課資材洗浄室

(建築)

- ・調査器具等の洗い場（衛生器具）については、コンクリート造りで防水性があるものとする。

(機械設備)

- ・給排水および給湯設備を設ける。

○ 輸入食品相談指導室

(電気設備)

- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 共有受付室

(建築)

- ・共有受付室から一般事務室等への鍵管理はIとする。
- ・共用廊下から共有受付室への鍵管理はBとする。

(電気設備)

- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 試験品採取準備室

(建築)

- ・検疫所専用エレベーター及び人荷用エレベーターまでバリアフリー化

- ・内装仕上げ：防水加工された床

(機械設備)

- ・年間を通して温度 28 度以下、湿度 40～70%の範囲内で管理できるものとする。
(試験品を適切に保管する為)

(その他)

- ・出入口が共用廊下に面している場合には、カードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能である。

残留動物用医薬品検査区分

○ 残留動物用医薬品前処理室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする (ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである)
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：検査室、洗浄室への行き来は起動センサー式自動スライドドア (行き来がスムーズにできる。(鍵管理は無))

廊下出入口扉はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理を可能とする。

- ・台車による壁側面の破損が生じない材質とする。

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別に ON, OFF 出来るものとする。
- ・乾燥品等の粉塵を換気できる空調システム (ダクト、ファン、スクラバー等) が必要

○ 残留動物用医薬品洗浄室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする (ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである)
- ・内装仕上：床面・壁面・天井は耐薬品性及び耐水性、かつ床面は特に滑りにくいものとする
- ・出入口扉、建具：検査室への行き来は起動センサー式自動スライドドア (行き来がスムーズにできる。(鍵管理は無))

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別に ON, OFF 出来るものとする。
- ・流し台、洗浄槽から発生する有機溶剤等の排気出来る排気フードを設ける。
- ・器具乾燥機の発熱を処理可能な空調システムとする。

○ 残留動物用医薬品検査室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする（ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである）
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：前処理室、洗浄室、機器室、ドラフト室への行き来は起動センサー式自動スライドドア（行き来がスムーズにできる。（鍵管理は無））
廊下出入口扉はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理を可能とする。
薬品庫、危険物庫への行き来はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能な自動スライドドア（カードキーをタッチすれば自動でドアが開閉）とする。
データ解析室への行き来は手動スライドドアとする。
- ・集中配管方式による窒素ガス（99.9%以上）のための空間・ルート確保する。

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。
- ・有機溶媒を使用するため、卓上ドラフト（実験台と天井から換気）を設置。また、サイド実験台も換気が可能とする。制御風速 0.4m/s～0.5m/s を維持できる能力の空調システム（ダクト、ファン、スクラバー等）が必要。なお、電気容量は、ドラフト数及びダクト配管方法等に配慮する。
- ・室内が陰圧になり過ぎないように、差圧計に連動した空調システムとする。

○ 残留動物用医薬品検体保管庫（冷蔵・冷凍）

（建築）

- ・ユニット式冷蔵・冷凍庫（結露防止の観点から奥に冷凍庫、手前に冷蔵庫の配置で出入り口は1ヶ所（検査室に面している。出入り口はユニット式冷蔵庫のスライドドア（手動）を利用する。）
- ・ユニット式冷蔵・冷凍庫の設置においては、床面に断熱材を入れ結露が生じないようにする。
- ・隣接する室と段差がないものとする（台車等での検体等の運搬がスムーズである）
- ・台車によるドア付近の破損が生じない材質とする。

（機械設備）

- ・ドレイン配管を設ける。
- ・空調室外機を室内に設置する場合は発熱を処理可能な換気システムを設ける。

○ 残留動物用医薬品ドラフト室

（建築）

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする（ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである）
- ・内装仕上：床面・壁面・天井は耐薬品性及び耐水性で、かつ床面は滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：検査室への行き来は起動センサー式自動スライドドア（行き来がスムーズ

にできる。(鍵管理は無)

- ・集中配管方式による窒素ガス(99.9%以上)のための空間、ルートを確認する。

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。
- ・制御風速 0.4m/s~0.5m/s を維持できる能力の空調システム(ダクト、ファン、スクラバー等)が必要。なお、電気容量は、ドラフト数及びダクト配管方法等に配慮する。
- ・室内が陰圧になり過ぎないように、差圧計に連動した空調システムとする。

○ 残留動物用医薬品薬品庫

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする(ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである)
- ・内装仕上:床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具:検査室からの入退室はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能な自動スライドドア(カードキーをタッチすれば自動でドアが開閉)
- ・危険物庫へも同様に入退室はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能な自動スライドドア(カードキーをタッチすれば自動でドアが開閉)
- ・集中配管方式による窒素ガス(99.9%以上)のための空間、ルートを確認する。

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。
- ・24 時間空調・有機溶媒を使用するため、卓上ドラフト(実験台と天井から換気)を設置。サイド実験台も同様に換気できる。制御風速 0.4m/s~0.5m/s を維持できる能力の空調システム(ダクト、ファン、スクラバー等)が必要。なお、電気容量は、ドラフト数及びダクト配管方法等に配慮する。
- ・天秤による秤量スペースとして、室の一角に、風の影響を受けないブース(固定の間仕切り(出入口扉の上半分にガラス窓):天井との間は開いている)を設置する
- ・室内が陰圧になり過ぎないように、差圧計に連動した空調システムとする。

(その他)

- ・検査のための標準品、標準溶液、試薬、有機溶媒等を保管及び調製するためのスペースであり、毒物・危険物に該当する物質も含まれることから、独立した部屋として、施錠ができ、1名~複数名が作業できるものとする。
- ・薬品には常温保管、冷蔵保管、冷凍保管が決められているものがある。また、薬品の出し入れには試薬管理システムを使用し在庫管理をするため、その端末を置く部屋である。

○ 残留動物用医薬品危険物保管庫

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする(ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである)

- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：検査室からの入退室はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能な自動スライドドア（カードキーをタッチすれば自動でドアが開閉）
- ・薬品庫への行き来も同様に入退室はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能な自動スライドドア（カードキーをタッチすれば自動でドアが開閉）

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。
- ・24時間空調とする。
- ・冷蔵・冷凍庫のドレイン配管を設ける。

（その他）

- ・残留動物用医薬品危険物庫は消防法上の「少量危険物貯蔵取扱所」に該当する。横浜市火災予防条例に基づき、所轄消防と協議を行い適切に整備する。保管する危険物は【参考資料4-15】「危険物予定貯蔵量」を参照。
- ・薬品には常温保管、冷蔵保管、冷凍保管が決められているものがあり、危険物の出し入れには試薬管理システムを使用し在庫管理をするため、その端末を置く部屋である。

○ 残留動物用医薬品機器室

（建築）

- ・天井高は床面から天井板まで2.7m確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする（ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである）
- ・分析機器等は専用廊下または外部から直接搬入できる
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：検査室からの行き来は起動センサー式自動スライドドア（行き来がスムーズにできる。（鍵管理は無））
データ解析室への行き来は手動スライドドア
- ・台車による壁側面の破損が生じない材質とする。
- ・集中配管方式によるエアー及び高純度アルゴンガス（99.999%以上）のための空間、ルートを確保する。

（機械設備）

- ・年間を通じて温度20～28℃、湿度40～70%の範囲で維持する。
- ・分析機器のロータリーポンプからの発熱を処理できる空調システムとし、24時間運転とする。
- ・ロータリーポンプから排気されるガスには分析時に使用される溶媒やサンプル、微量のオイルミストなどが含まれるため、それを処理する換気システム（ダクト、ファン、スクラバー等）を設ける。（【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」P40参照）

○ 残留動物用医薬品データ解析室

（建築）

- ・天井高は床面-天井板まで2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする（スロープ可）
- ・出入口扉、建具：検査室、機器室への行き来は手動スライドドア。
廊下出入口扉はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理を可能とする。

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。

○ 残留動物用医薬品物品保管庫

（建築）

- ・直天
- ・隣接する室と段差がないものとする（台車等での物品等の運搬がスムーズである）
- ・出入口扉、建具：検査室との出入口は手動スライドドア。

残留農薬検査区分

○ 残留農薬前処理室

（建築）

- ・天井高は床面から天井板まで2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する部屋と段差がないものとする（ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである）
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：検査室、洗浄室への行き来は起動センサー式自動スライドドア（行き来がスムーズにできる。（鍵管理は無））。
廊下出入口扉はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理を可能とする。
- ・台車による壁側面の破損が生じない材質とする。

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。
- ・穀類等の粉塵を集塵し、換気できる空調システム（ダクト、ファン、スクラバー等）とする。
- ・室内が陰圧になり過ぎないように、差圧計に連動した空調システムとする。

○ 残留農薬洗浄室

（建築）

- ・天井高は床面から天井板まで2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする（ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである）
- ・内装仕上：床面・壁面・天井は耐薬品性及び耐水性、かつ床面は特に滑りにくいものとする
- ・出入口扉、建具：検査室、前処理室への行き来は起動センサー式自動スライドドア（行き来がスムーズにできる。（鍵管理は無））

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。
- ・流し台、超音波洗浄機から発生する有機溶剤等の排気出来る排気フードを設ける。
- ・乾燥機の発熱を処理可能な空調システムとする。

○ 残留農薬検査室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する部屋と段差がないものとする（ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである）
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：前処理室、洗浄室、機器室、ドラフト室への行き来は起動センサー式自動スライドドア(行き来がスムーズにできる。(鍵管理は無))

廊下出入口扉はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理を可能とする。

薬品庫への入退室はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能な自動スライドドア（カードキーをタッチすれば自動でドアが開閉）とする。

データ解析室及び物品庫への行き来は手動スライドドアとする。

- ・集中配管方式による窒素ガス（99.9%以上）のための空間、ルートを確保する。

(機械設備)

- ・有機溶媒を使用するため、卓上ドラフト（実験台と天井から換気）を設置。また、サイド実験台も換気が可能とする。制御風速 0.4m/s～0.5m/s を維持できる能力の空調システム（ダクト、ファン、スクラバー等）とする。なお、電気容量は、ドラフト数及びダクト配管方法等に配慮する。
- ・室内が陰圧になり過ぎないように、差圧計に連動した空調システムとする。
- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。

○ 残留農薬検体保管庫（冷蔵・冷凍）

(建築)

- ・ユニット式冷蔵・冷凍庫(結露防止の観点から奥に冷凍庫、手前に冷蔵庫の配置で出入り口は1ヶ所（検査室に面している。出入り口はユニット式冷蔵庫のスライドドア(手動)を利用する。)
- ・ユニット式冷蔵・冷凍庫の設置においては、床面に断熱材を入れ結露が生じないようにする。
- ・隣接する室と段差がないものとする。（台車等での検体等の運搬がスムーズである）
- ・台車によるドア付近の破損が生じない材質とする。

(機械設備)

- ・ドレイン配管を設ける。
- ・空調室外機を室内に設置する場合は発熱を処理可能な換気システムを設ける。

○ 残留農薬ドラフト室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・内装仕上：床面・壁面・天井は耐薬品性及び耐水性で、かつ床面は滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：検査室への行き来は起動センサー式自動スライドドア(行き来がスムーズにできる。(鍵管理は無))
- ・隣接する部屋と段差がないものとする(ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである)
- ・集中配管方式による窒素ガス(99.9%以上)のための空間、ルートを確認する。

(機械設備)

- ・ドラフトには、制御風速 0.4m/s～0.5m/s を維持できる能力の空調システム(ダクト、ファン、スクラバー等)が必要。なお、電気容量は、ドラフト数及びダクト配管方法等に配慮する。
- ・室内が陰圧になり過ぎないように、差圧計に連動した空調システムとする。
- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。

○ 残留農薬薬品庫

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する部屋と段差がないものとする(ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである)
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：検査室からの入退室はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能な自動スライドドア(カードキーをタッチすれば自動でドアが開閉)
- ・天秤秤量スペースとして、室の一角に、風の影響を受けないブース(固定の間仕切り(出入口扉の上半分にガラス窓):天井との間は開いている)を設置する。
- ・集中配管方式による窒素ガス(99.9%以上)のための空間、ルートを確認する。

(機械設備)

- ・試薬調製のためのドラフト付き実験台を設置。ドラフトには、制御風速 0.4m/s～0.5m/s を維持できる能力の空調換気システム(ダクト、ファン、スクラバー等)とする。なお、電気容量は、ドラフト数及びダクト配管方法等に配慮する。
- ・室内が陰圧になり過ぎないように、差圧計に連動した空調システムとする。
- ・冷蔵庫・冷凍庫用のドレイン配管を設ける。
- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとし、24時間運転とする。

(その他)

- ・残留農薬薬品庫は消防法上の「少量危険物貯蔵取扱所」に該当する。横浜市火災予防条例に基づき、所轄消防と協議を行い適切に整備する。保管する危険物は【参考資料4-15】「危険物予定貯蔵量」を参照。
- ・薬品には常温保管、冷蔵保管、冷凍保管が決められているものがある。また、薬品の出し入

れには試薬管理システムを使用し在庫管理をするため、その端末を置く部屋である。

○ 残留農薬機器室 (GC)

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする (ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである)
- ・分析機器等は専用廊下または外部から直接搬入できる
- ・台車による壁側面の破損が生じない材質とする。
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：検査室からの行き来は起動センサー式自動スライドドア(行き来がスムーズにできる。(鍵管理は無))。データ解析室への行き来は手動スライドドア。
廊下出入口扉はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理を可能とする。
- ・集中配管方式によるエア、窒素ガス (99.999%以上)、水素ガス、高純度アルゴンガス (99.999%以上) 及びヘリウムガスのための空間、ルートを確保する

(機械設備)

- ・年間を通じて温度 20～28℃、湿度 40～70%で管理できるものとする。
- ・分析機器本体及びロータリーポンプからの発熱を処理できる空調システムとし、24時間運転とする。
- ・ロータリーポンプから排気されるガスには分析時に使用される溶媒やサンプル、微量のオイルミストなどが含まれるため、それを処理する換気システム (ダクト、ファン、スクラパー等) とする。【参考資料 4-13】「実験室参考レイアウト」P40 参照)

○ 残留農薬機器室 (LC)

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする (ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである)
- ・分析機器等は専用廊下または外部から直接搬入できる
- ・台車による壁側面の破損が生じない材質とする。
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：検査室からの行き来は起動センサー式自動スライドドア(行き来がスムーズにできる。(鍵管理は無))。ただし、出入り口が共用廊下に面している場合には、カードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能である。
- ・集中配管方式によるエア、窒素ガス (99.9%以上) 及び高純度アルゴンガス (99.999%以上) のための空間、ルートを確保する。

(機械設備)

- ・年間を通じて温度 20～28℃、湿度 40～70%で管理できるものとする。

- ・分析機器本体及びロータリーポンプからの発熱を処理できる空調システムとし、24時間運転とする。
- ・ロータリーポンプから排気されるガスには分析時に使用される溶媒やサンプル、微量のオイルミストなどが含まれるため、それを処理する換気空調システム（ダクト、ファン、スクラパー等）とする。（【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」P40 参照）

○ 残留農薬データ解析室

（建築）

- ・天井高は床面-天井板まで2.7m
- ・出入口扉、建具：検査室及び機器室への行き来は手動スライドドア。
廊下出入口扉はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理を可能とする。
- ・隣接する室と段差がないものとする（スロープ可）

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON、OFF出来る。

○ 残留農薬物品保管庫

（建築）

- ・直天
- ・隣接する部屋と段差がないものとする（ワゴン等での物品等の運搬がスムーズである）
- ・出入口扉、建具：検査室との出入口は手動スライドドア。

有害有毒・おもちゃ・食品添加物検査区分

○ 有害有毒等前処理室

（建築）

- ・天井高は床面から天井板まで2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする（ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである）
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：検査室、洗浄室への行き来は起動センサー式自動スライドドア（行き来がスムーズにできる。（鍵管理は無））
廊下出入口扉はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理を可能とする。
- ・大型粉碎機による騒音が大きいため消音対策を行う（防音カバーで囲み、防音カバー扉の上部に排気ダクトを付ける。防音カバーの外側にスイッチが付けられるコンセントを設ける）
【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」P45～47 参照
- ・粉碎時の騒音に対しても、非常放送等が聞こえるものとする。
- ・台車による壁側面の破損が生じない材質とする。

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。
- ・実験台に付帯する流し台は、給排水および給湯設備を設ける。
- ・穀類等の粉塵を集塵し、換気できる空調システム（ダクト、ファン、スクラバー等）を設ける。

○ 有害有毒等洗浄室

（建築）

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする（ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである）。スロープとしてもよい。
- ・内装仕上：床面・壁面・天井は耐薬品性及び耐水性、かつ床面は特に滑りにくいものとする
- ・出入口扉、建具：前処理室、検査室への行き来は起動センサー式自動スライドドア（行き来がスムーズにできる。（鍵管理は無））

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。
- ・流し台、洗浄槽から発生する有機溶剤等の排気出来る排気フードを設ける。
- ・超音波洗浄機は排気フードを設ける。
- ・器具乾燥機の発熱を処理可能な空調システムとする。

○ 有害有毒等検査室

（建築）

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする（ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである）
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：前処理室、洗浄室、機器室、ドラフト室への行き来は起動センサー式自動スライドドア（行き来がスムーズにできる。（鍵管理は無））
薬品庫への入退室はカードキーによる施錠等のセキュリティ管理が可能な自動スライドドア（カードキーをタッチすれば自動でドアが開閉）
データ解析室への行き来は手動スライドドア
廊下出入口扉はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理を可能とする。
- ・集中配管方式による窒素ガス（99.9%以上）のための空間、ルートを確保する

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。
- ・有機溶媒を使用するため、卓上ドラフト（実験台と天井から換気）を設置。サイド実験台も同様に換気出来るものとする。制御風速 0.4m/s～0.5m/s を維持できる能力の空調システム（ダクト、ファン、スクラバー等）とする。なお、電気容量は、ドラフト数及びダクト配管方法

等に配慮する。

- ・室内が陰圧になり過ぎないように、差圧計に連動した空調システムとする。
- ・卓上マッフル炉は高温の熱が発生するので、マッフル炉に合わせた大きさのフードを持つ換気設備(金属製ダクト)を設ける。(【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」P50参照)

○ 有害有毒等検体保管庫(冷蔵・冷凍)

(建築)

- ・ユニット式冷蔵・冷凍庫(結露防止の観点から奥に冷凍庫、手前に冷蔵庫の配置で出入り口は1ヶ所となる(検査室に面している。出入り口はユニット式冷蔵庫のスライドドア(手動)を利用する。)
- ・ユニット式冷蔵・冷凍庫の設置においては、床面に断熱材を入れ結露が生じないようにする。
- ・隣接する室と段差がないものとする(台車等での検体等の運搬がスムーズである)
- ・台車によるドア付近の破損が生じない材質とする。

(機械設備)

- ・ドレイン配管を設ける。
- ・冷風機室外機を室内に設置する場合は発熱を処理可能な換気システムを設ける。

○ 有害有毒等ドラフト室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで2.7m確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする(ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである)
- ・内装仕上:床面・壁面・天井は耐薬品性(硝酸、硫酸 pH \leq 1、過酸化水素 pH3.8等)及び耐水性で、かつ床面は滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具:検査室への行き来は起動センサー式自動スライドドア(行き来がスムーズにできる。(鍵管理は無))
- ・集中配管方式による窒素ガス(99.9%以上)のための空間、ルートを確保する。

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON、OFF出来るものとする。
- ・ドラフトは、制御風速0.5m/s程度を維持できる能力の空調システム(ダクト、ファン、スクラバー等)とする。(湿式ドラフトでは大量の酸を使用するので、耐酸性のある定風量制御装置(CAV)を設ける。3台の湿式ドラフトを個別にモータダンパ等でON、OFF制御できる)なお、電気容量は、ドラフト数及びダクト配管方法等に配慮する。
- ・室内が陰圧になり過ぎないように、差圧計に連動した空調システムとする。

○ 有害有毒等薬品庫

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする(ワゴン等での薬品等の運搬がスムーズである)

- ・内装仕上：床面は、耐品性及び耐水性で滑りにくいものとする
- ・出入口扉、建具：検査室からの入退室はカードキーによる施錠等のセキュリティ管理が可能な自動スライドドア（カードキーをタッチすれば自動でドアが開閉）

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとし、24時間運転とする。
- ・冷蔵庫・冷凍庫の排熱処理換気及びドレイン配管を設ける。

（その他）

- ・検査のための標準品、標準溶液、試薬、有機溶媒等を保管するためのスペースであり、毒物・危険物に該当する物質も含まれることから、独立した部屋として、施錠ができ、1名～複数名が作業できるものとする。
- ・薬品には常温保管、冷蔵保管、冷凍保管が決められているものがある。また、薬品の出し入れには試薬管理システムを使用し在庫管理をするため、端末を置く。

○ 有害有毒等機器室

（建築）

- ・天井高は床面から天井板まで2.7m確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする（ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである）
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：検査室からの行き来は起動センサー式自動スライドドア（行き来がスムーズにできる。（鍵管理は無））
データ解析室への行き来は手動スライドドア
液体窒素（※サイズ1000×1000mm）を出し入れする専用出し入れ口を設置する
- ・放射能半導体検出器（本体800×800×1550mm）は1台1.5t×2台ある。床荷重に配慮する。
放射能管理区域の設定は必要なし。
- ・台車による壁側面の破損が生じない材質とする。
- ・集中配管方式によるエア、窒素ガス（99.9%以上）及び高純度アルゴンガス（99.999%以上）のための空間、ルートを確保する。

移設置要件：

有害有毒等機器室

Ge 検出器放射能測定装置（放射能検出器）2式（レイアウト番号④-1）

ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器（放射能検出器）2式（レイアウト番号⑤-1）

（【参考資料4-13】「実験室参考レイアウト」P55参照）

設置面積及び重量：

(1) 設置面積（1式あたり）

- ・検出器（遮蔽体）部：1000mm×1000mm程度（荷重分散ベースなど含まず）
- ・データ処理装置部：1000mm×800mm程度（典型的なPCラックの場合）

※壁、装置周辺の機器または什器等から装置までは、人が入れる作業スペースが500mm以上確保

保されていることとする。

(2) 重量（遮蔽体および検出器）

- ・ Ge 検出器放射能測定装置（放射能検出器）（角型遮蔽体）：約 1650kg
- ・ Ge 検出器放射能測定装置（放射能検出器）（円筒型遮蔽体）：約 1400kg
- ・ ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器（放射能検出器）（円筒型遮蔽体）：約 600kg
- ・ ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器（放射能検出器）（角型遮蔽体）：約 700kg

※データ処理装置、プリンタ、ラックやデスクの重量は含まず。

設置場所床面耐荷重：

- ・ 機器の設置場所の床面耐荷重は 2250kg/m²以上とする。

搬入経路：

- ・ 設置場所の搬入間口は幅 1100mm 以上とする。
- ・ 装置搬入口、搬入経路は幅 1200mm 以上、移動荷重 2000kg が確保する。
- ・ 搬入にエレベーターを使用する場合、エレベーター搬入間口幅が 1100mm 以上、かご幅 1500mm×奥行 2500mm、積載荷重 2000kg 以上とする。
- ・ エレベーターでの搬入が困難な場合、ラフタークレーンでの搬入となる。その際、クレーン用搬入口および搬入用ステージが必要となる。

(機械設備)

- ・ 年間を通じて温度 20～28℃、湿度 40～70%を維持する。
- ・ 分析機器本体及びロータリーポンプからの発熱を処理できる空調システムとし、24時間運転とする。
- ・ ロータリーポンプから排気されるガスには分析時に使用される溶媒やサンプル、微量のオイルミストなどが含まれるため、それを処理する換気システム（ダクト、ファン、スクラパー等）とする。【参考資料 4-1-3】「実験室参考レイアウト」P40 参照
- ・ 無機分析エリア：原子吸光分光光度計及び ICP 発光分析装置（高周波プラズマ発光分析装置）については燃焼室上部及びプラズマスタンド排気管、高周波電源排気口にフードを持つ換気設備（金属製ダクト）とする。【参考資料 4-1-3】「実験室参考レイアウト」P55～P57 参照

(その他)

- ・ 放射能半導体検出器に補充する液体窒素については定期的な補充が必要なことから、放射能半導体検出器と専用 EV と近接し運搬の距離を短くする。

○ 有害有毒等データ解析室

(建築)

- ・ 天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・ 内装仕上は二重床高とする（スロープ可）
- ・ 出入口扉、建具：検査室、機器室への行き来は手動スライドドア

○ 有害有毒等検体保管庫（常温）

(建築)

- ・ 天井高は床面-天井板まで 2.7m

- ・ 出入口扉、建具：検査室との出入口は手動スライドドア。
廊下出入口扉はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理を可能とする。
- ・ 隣接する室と段差がないものとする（ワゴン等での器具等の運搬がスムーズである）
- ・ 内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・ 台車による壁側面の破損が生じない材質とする。

○ 有害有毒等物品保管庫

（建築）

- ・ 直天
- ・ 隣接する室と段差がないものとする（台車等での物品等の運搬がスムーズである）
- ・ 出入口扉、建具：手動スライドドア。

遺伝子組換え食品検査区分

○ GMO 前室

（建築）

- ・ 天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・ 共用廊下との出入り口を設置する。
- ・ セキュリティ：入口はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来る。
- ・ 内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・ 出入り口扉：廊下側入口ドア（ガラス無）、室内側はエアシャワーと接する。
- ・ 出入口扉、建具：スライドドア（手動）
- ・ 隣接する室と段差がないものとする。

○ GMO 検査室前室

（建築）

- ・ 天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・ 内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。内部は鍵管理なし。
- ・ 隣接する室と段差がないものとする。
- ・ 出入口扉、建具：スライドドア（手動）

（その他）

- ・ GMO 各検査室に通じる内廊下として使用する。

○ GMO 準備室

（建築）

- ・ 天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・ 隣接する室と段差がないものとする
- ・ 内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。内部は鍵管理なし。
- ・ 出入り口扉：スライド手動ドア

(機械設備)

- ・オートクレーブからの蒸気及び臭気を排気する換気フードを設ける。
- ・衛生器具・給水・排水：純水製造装置のための給排水を設ける。
- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。

○ GMO 粉砕室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・ドラフトチャンバー設置のためスペース確保する。
- ・隣接する室と段差がないものとする
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。内部は鍵管理なし。
- ・GMO 粉砕室と GMO 抽出室の間にパスボックスを設置する。
- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来る。
- ・出入口扉：スライド手動ドア

(機械設備)

- ・ドラフトチャンバー使用時に室内が陰圧になりすぎないように差圧計に連動した空調システムとする。
- ・室内温度 20℃～30℃、湿度は 30%～80%を維持する。
- ・ドラフトチャンバーの制御風速を、0.4～0.5m/s に維持できる能力の空調システム（スクラバー、ダクト、ファン等）とする。
- ・給排水および給湯設備を設ける。

○ GMO 抽出室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・GMO 抽出室と試薬調製室の間にパスボックスを設置する。
- ・出入口扉：スライド手動ドア

(機械設備)

- ・温度は 15～30℃、湿度は 20～80%を維持する。
- ・安全キャビネット使用時に室内が陰圧になりすぎないように差圧計に連動した空調システムとする。
- ・安全キャビネットから排気するための空調システム（ダクト、ファン）を設ける。
- ・給排水および給湯設備を設ける。

○ GMO 試薬調製室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・GMO 試薬調製室と GMO 増幅室の間にパスボックスを設置する。
- ・出入口扉：スライド手動ドア

(機械設備)

- ・年間を通じて室内温度 20℃～30℃、湿度は 30%～80%を維持する。
- ・安全キャビネットから排気するための空調システム（ダクト、ファン）を設ける。

○ GMO 増幅室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・GMO 増幅室から GMO 分離室の間にパスボックスを設置する。
- ・出入口扉：スライド手動ドア

(機械設備)

- ・安全キャビネット使用時に室内が陰圧になりすぎないように差圧計に連動した空調システムとする。
- ・温度は 15～30℃、湿度は 20～80%を維持する。

○ GMO 分離室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉：スライド手動ドア、廊下に面したドアは鍵管理を行う。

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。

○ GMO 検体保管庫（冷凍）

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。内部は鍵管理なし
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉：スライド手動ドア、鍵管理は無)。

(機械設備)

- ・設置する冷凍庫の排熱処理が可能な空調システムとする。
- ・ドレイン配管を設ける。

○ GMO 物品保管庫

(建築)

- ・直天・隣接する室と段差がないものとする。 内部は鍵管理なし
- ・出入口扉：スライド手動ドア

○ GMO 廃棄物一時保管庫

(建築)

- ・直天
- ・入口に段差のないものとする
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉：スライド手動ドア

(機械設備)

- ・産業廃棄物、廃液の保管に伴う臭気等に対する換気を設ける。

○ GMO 空調機械室

(建築)

- ・直天
- ・共用廊下との出入口を設置する。・内装仕上げ：十分な消音ができるものとする。
- ・床荷重：空調機械の重量に配慮
- ・出入口扉、建具：空調機械等の搬入可能な幅を確保。

(その他)

- ・機器の点検及び修理が必要な時のみ立ち入る。

食品微生物検査区分

(その他)

食品微生物検査区分のエリアと感染症検査区分のエリアは、それぞれ独立したエリアではあるが、エリア間の物品及び人の行き来を効率的に行うため、各エリアの入口（食品微生物検査室前室と感染症検査室前室）は近接して配置する。

なお、建物の構造上、両入口の近接がどうしてもできない場合には、両エリア間を行き来するための前室及びこの前室に入退室するためのカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能な手動式スライドドアを設置する。

○ 食品微生物前室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・共用廊下との出入口を設置する。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉：廊下側入口ドア（ガラス無）、室内側手動式スライドドア（ガラス有）

(電気設備)

- ・監視カメラの方向は廊下出入口扉とし、入室者の監視を行う。

(その他)

- ・セキュリティ：入口はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理とする。

○ 食品微生物検査室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入り口扉：起動センサー式スライド自動ドア

(機械設備)

- ・室内温度 20℃～28℃、湿度 40%～70%を維持する。
- ・安全キャビネット使用時に室内が陰圧になりすぎないように差圧計に連動した空調システムとする。
- ・安全キャビネットから排気するための空調システム（ダクト、ファン）を設ける。
- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。

○ 食品微生物検体調製室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入り口扉：起動センサー式スライド自動ドア

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。

○ 食品微生物抗生物質検査室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・天井高：ドラフトチャンバー設置のためスペースを確保する。
- ・出入り口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・室内温度 20℃～28℃、湿度 40%～70%を維持する。
- ・ドラフトチャンバー使用時に室内が陰圧になりすぎないように差圧計に連動した空調システムとする。
- ・ドラフトチャンバーの制御風速を、0.4～0.5m/s に維持できる能力の空調システム（スクラ

バー、ダクト、ファン) とする。

・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。

○ 食品微生物検体保管庫 (冷蔵・冷凍)

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入り口扉：スライド自動ドア
- ・台車による壁側面の破損生じない材質とする。

(機械設備)

- ・設置する冷蔵庫・冷凍庫の排熱処理が可能な空調システムとする。
- ・ドレイン配管を設ける。

○ 食品微生物抽出精製室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入り口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・室内温度 20℃～28℃、湿度 40%～70%を維持する。
- ・安全キャビネット使用時に室内が陰圧になりすぎないように差圧計に連動した空調システムとする。
- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。

○ 食品微生物試薬調製室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入り口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。

○ 食品微生物 PCR 増幅室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。

- ・ 出入り口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・ 室内温度 20℃～28℃、湿度 40%～70%を維持する。
- ・ 勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。

○ 食品微生物電気泳動室

(建築)

- ・ 天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・ 隣接する室と段差がないものとする。
- ・ 内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・ 出入り口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・ 勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。

○ 食品微生物培地調製室

(建築)

- ・ 天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・ 隣接する室と段差がないものとする。
- ・ 内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・ 出入り口扉：起動センサー式スライド自動ドア

(機械設備)

- ・ ガスコンロ設置、火気使用（ガスコンロ）に伴う換気設備を設ける。
- ・ 勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。

○ 食品微生物滅菌・洗浄室

(建築)

- ・ 天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・ 隣接する室と段差がないものとする
- ・ 内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする
- ・ 出入り口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・ 室内温度 20℃～28℃、湿度 40%～70%を維持する。
- ・ オートクレーブからの蒸気及び臭気を排気する排気フードを設ける。
- ・ 乾燥機の排熱処理が可能な空調システムとする。
- ・ 勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。

○ 食品微生物培地・試薬保管庫

(建築)

- ・ 天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・ 隣接する室と段差がないものとする。
- ・ 内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。

- ・ 出入り口扉：手動式スライドドア

- 食品微生物物品保管庫

(建築)

- ・ 直天
- ・ 隣接する室と段差がないものとする。
- ・ 出入り口扉：手動式スライドドア

- 食品微生物検査結果処理室

(建築)

- ・ 天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・ 出入り口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・ 勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。

- 食品微生物検査室内廊下

(建築)

- ・ 天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・ 隣接する室と段差がないものとする
- ・ 内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする。
- ・ 台車による壁側面の破損が生じない材質とする。

感染症検査区分

(その他)

感染症検査区分のエリアと食品微生物検査区分のエリアは、それぞれ独立したエリアではあるが、エリア間の物品及び人の行き来を効率的に行うため、各エリアの入口（食品微生物検査室前室と感染症検査室前室）は近接して配置する。

なお、建物の構造上、両入口の近接がどうしてもできない場合には、両エリア間を行き来するための前室及びこの前室に入退室するためのカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理が可能な手動式スライドドアを設置する。

- 感染症前室

(建築)

- ・ 天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・ 隣接する室と段差がないものとする。
- ・ 共用廊下との出入り口を設置する。
- ・ 内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする
- ・ 出入り口扉：廊下側ドアガラス無、室内側は手動式スライドドアガラス有
- ・ セキュリティ：入口はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理とする。

(電気設備)

- ・監視カメラの方向は廊下出入口扉とし、入室者の監視を行う。

○ 感染症衛生動物室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする・出入口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。

○ 感染症解剖室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする・出入口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・室内温度 20℃～28℃、湿度 40%～70%を維持する。
- ・安全キャビネット使用時に室内が陰圧になりすぎないように差圧計に連動した空調システムとする。
- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。

○ 感染症検査室前室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・隣接する感染症第二検査室エアロック室の入口ドア及び感染症第一検査室のドア（気密性を有する）はカードキーによるセキュリティ管理とする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする。
- ・出入口扉：手動式スライドドア感染症第二検査室エアロック室

(機械設備)

- ・両面式高圧滅菌器からの蒸気及び臭気を排気する排気フードを設ける。

○ 感染症第一検査室

(建築)

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・隣接する感染症第二検査室との間にパスボックスを設置する。

- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする。
- ・出入口扉：感染症第二検査室エアロック室、感染症第二検査室と同一扉である。出入口扉はガラス有りとする。

(機械設備)

- ・年間を通じて室内温度 20℃～28℃、湿度 40%～70%を維持する。
- ・安全キャビネット使用時に室内が陰圧になりすぎないように差圧計に連動した空調システムとする。

(その他)

- ・感染症第一検査室への入退室は、感染症検査室前室を経由する。
- ・感染症検査室前室からの入退室はカードキーによるセキュリティ管理とする。

○ 感染症試薬調製室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする
- ・出入口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。

○ 感染症 PCR 室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする、
- ・出入口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。

○ 感染症電気泳動室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする、

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON，OFF出来るものとする。

○ 感染症第二検査室エアロック室

(建築)

- ・隣接する感染症第二検査室の入口ドアと感染症検査室前室側のドアをインターロック式の2重ドア構造とし、感染症検査室前室側のドア（エアタイト構造）をカードキーによる施錠等

の入退室を記録出来るセキュリティ管理とする。

- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・感染症第二検査室エアロック室の壁、天井、床は、建築基準法に基づく耐火構造又は不燃材料を使用する。
- ・内装仕上げ：内部の壁、天井、床等は、殺菌灯による材質変質が無く、耐水性、耐薬剤性で、その表面の消毒が容易な構造である。また、陰圧 (-30Pa) に耐える構造材を使用する。
- ・床と壁の立ち上げ部は、R 仕上げ (50~150mm 程度)
- ・昆虫の侵入や燻蒸が可能な気密状態が維持できる
- ・セキュリティ：カードキーによるセキュリティ管理とする。
- ・出入口扉、建具：隣接する感染症第二検査室の入口ドアと感染症検査室前室側のドアをインターロック構造である。出入口扉はガラス有。
- ・部屋の外部との窓の設置はなし。

(電気設備)

- ・感染症第二検査室エアロック室に関連する機器は全て発電回路とする。
- ・殺菌灯を設置する。

(機械設備)

- ・感染症第二検査室と同系統の空調機で温湿度、室圧制御を行う。

(その他)

- ・出入り条件：感染症第二検査室前室から感染症第二検査室エアロック室を経由して、感染症第二検査室に入退室する。

○ 感染症第二検査室

(建築)

- ・セキュリティ：隣接する感染症第二検査室エアロック室の入口ドアと感染症第二検査室の入口ドアが同時に開閉できない構造 (インターロック式の 2 重ドア構造) とし、感染症第二検査室エアロック室入口はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理とする。
- ・感染症第二検査室の壁、天井、床は建築基準法に基づく耐火構造又は不燃材料を使用する。
- ・天井高は床面から天井板まで 2.7m 確保することに加え、天井裏のダクト等が天井内で容易に点検等できる高さとする。また、ダクト等の更新は天井工事を伴わず出来るものとする。
- ・感染症第二検査室と感染症第二検査室前室の間に両面式高圧滅菌器を設置する。
- ・隣接する感染症第一検査室と感染症第二検査室の間にパスボックスを設置する。
- ・内装仕上げ：内部の壁、天井、床等は、殺菌灯による材質変質が無く、耐薬剤性、耐水性で、その表面の消毒が容易な構造である。また、陰圧 (-50Pa) に耐える構造材を使用する。
- ・床と壁の立ち上げ部は、R 仕上げ (50~150mm 程度)
- ・昆虫の侵入や燻蒸が可能な気密状態が維持できる。
- ・出入口扉、建具：出入口扉はガラス有り。(扉の上半分に窓：中にいる検査官の確認のため)

め)

- ・部屋の外部との窓の設置はなし。

(電気設備)

- ・感染症第二検査室に関連する機器は全て発電回路とする。
- ・停電時にインターロック維持及び検査官の安全確保するため、エアロック室と共に発電機電源を設ける。
- ・殺菌灯を設置する。

(機械設備)

- ・年間通じ設定温度 $22^{\circ}\text{C} \pm 1^{\circ}\text{C}$ 、設定湿度 $50 \pm 5\%$ で管理し、HEPAフィルターを介して供給・排気する。また、使用時は24時間運転とするため、室内を陰圧に維持するための給排気を制御する専用の空調設備とする。
- ・衛生器具・給水・排水：手洗いの流し台を設ける。ただし、排水は滅菌処理後廃棄するため排水設備は不要。(流し下にステンレス素材の容器を設置)

(その他)

- ・出入り条件：感染症検査室前室から感染症第二検査室エアロック室経由し感染症第二検査室への入退室とする。
- ・スプリンクラー等の消火設備は設けない。火災時には鎮火まで燃やし尽くすことの可能な計画とする。

○ 感染症空調機械室

(建築)

- ・直天
- ・内装仕上げ：十分な消音ができるものとする。

(機械設備)

- ・床荷重：空調機械の重量に配慮

○ 感染症廃棄物一時保管庫

(建築)

- ・直天
- ・入口に段差のないものとする
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする、清掃が容易である。
- ・出入口扉：手動式スライドドア

(機械設備)

- ・産業廃棄物、廃液の保管に伴う臭気等に対する換気を設ける。

○ 感染症検査室内廊下

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで2.7m
- ・入口に段差のないものとする。
- ・内装仕上げ：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする

- ・台車による壁側面の破損が生じない材質とする。

共通区分 1

○検体受領室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で特に滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：起動センサー式自動スライドドア（行き来がスムーズにできる。（鍵管理は無））
廊下出入口扉はカードキーによる施錠等の入退室を記録出来るセキュリティ管理を可能とする。
- ・隣接する室と段差がないものとする（台車で検体の運搬がスムーズである）
- ・検体受領室内の搬出入動線は一方向動線とし、検体の受け入れ動線（入室動線）と検査部門各室への移送動線（退室動線）が交錯しない計画とする。また検査部門の配置が、階を跨ぐ場合に設置を求める小荷物用昇降機は、出入口の退室動線側に近接した位置に設ける。

(機械設備)

- ・設置する冷蔵庫・冷凍庫の排熱処理が可能な空調システムとする。
- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。
- ・ドレイン配管を設ける。

○ 検査データ入力室

(建築)

- ・天井高は床面-天井板まで 2.7m
- ・隣接する室と段差がないものとする（台車でデータ書類の運搬がスムーズである。スロープ可）
- ・出入口扉、建具：起動センサー式自動スライドドア（行き来がスムーズにできる。（鍵管理は無））ただし入口が共用廊下に面する場合には、カードキーによる施錠等のセキュリティ管理が可能である。

(機械設備)

- ・勤務時間に関わらず、空調を個別にON, OFF出来るものとする。

○ 検査データ保管庫

(建築)

- ・直天
- ・検査データ 4 年間分（1 年間分でおおよそ段ボール箱 150 箱程度）以上を保管するための移動式書架（7 連×4 台）を設置する。
- ・台車による壁側面の破損が生じない材質とする。

○ 危険物屋内貯蔵所

(その他)

- ・危険物屋内貯蔵所は消防法上の「屋内貯蔵所」に該当する。危険物の規制に関する政令に基づき、所轄消防と協議を行い適切に整備する。また、保管する危険物は【参考資料4-15】「危険物予定貯蔵量」を参照。
- ・運搬車の搬入路に考慮する。また、貯蔵庫から検査室までの台車での搬入が容易にできるよう動線を考慮する。
- 検査用消耗品保管庫
 - (建築)
 - ・直天
 - ・隣接する室と段差がないものとする（台車等での消耗品の運搬がスムーズである）。スロープとしてもよい。
 - ・出入り口扉、建具：手動スライドドア。
 - ・台車による壁側面の破損が生じない材質とする。
- ボンベ庫
 - (建築)
 - ・外部から直接搬入する出入口を設ける場合は、ボンベ搬入用のシャッター付出入口を設ける。
 - ・シャッター付出入口はボンベの運搬がスムーズに行えるよう、段差を設けない。
 - (その他)
 - ・検査に使用する分析機器に供給するガス（ヘリウム、アルゴン、水素、窒素ガス等）の貯蔵を行う室である。（【参考資料4-16】「高圧ガス予定貯蔵量」参照）
 - ・高圧ガス保安法上の第2種貯蔵所に該当することから、高圧ガス保安法の第2種貯蔵所の技術上の基準、神奈川県高圧ガス貯蔵施設基準等を遵守すること。
 - ・供給する特殊ガスが各実験室等で適正な圧力を確保した状態で利用できるようにボンベ庫の配置に注意する。
 - ・ボンベ運搬のための搬入経路に配慮する。なお、トラック（4 t）での搬入を想定している。ボンベの出し入れが容易に出来る動線を設ける。
- エアーコンプレッサー室
 - (建築)
 - ・内装仕上：室内の十分な吸音性能を確保する。
 - (機械設備)
 - ・発声器からの排熱を処理するための換気設備を設ける。
 - ・エアーコンプレッサーを配置する。
 - ・ドレイン配管を設ける。
 - (その他)
 - ・検査に使用する窒素の発声器及び分析機器に窒素を供給するための圧縮空気発生装置を設置する。
- 廃液処理室
 - (建築)

- ・台車で廃液（ポリタンク）の運搬が容易に出来るよう、出入口に段差がないものとする。
- ・出入口扉、建具：廊下側に面するドアは手動式スライドドア（鍵管理を行う）、外に面する出入口については鍵管理を行う

（その他）

- ・廃液処理室は消防法上の「屋内貯蔵所」に該当する。危険物の規制に関する政令に基づき、所轄消防と協議を行い適切に整備する。また、保管する危険物は【参考資料4-15】「危険物予定貯蔵量」を参照。
- ・廃液処理のトラックの搬入路を設ける（ポリタンクに入った廃液が容易にトラックに積み込める動線を設ける）

○ 共通廃棄物等一時保管庫

（建築）

- ・入口に段差のないものとする（台車で廃棄物の運搬がスムーズである）
- ・内装仕上：床面は、耐薬品性及び耐水性で滑りにくいものとする。
- ・出入口扉、建具：廊下側に面するドアは手動式スライドドア（鍵管理を行う）、外に面する出入口については鍵管理を行う

（機械設備）

- ・産業廃棄物、廃液の保管による臭気等に対する換気を設ける。

（その他）

- ・ゴミ収集車がバックで付けられコンテナ内のゴミを容易に捨てられるための搬入路を設ける

その他の区分

（その他）

- ・検査室が複数階に分かれる場合は、受領室で受付を終了した検体について、階の異なる検査室に搬送等を行うための小荷物専用昇降機設置を設置する。
- ・検査室各階に、機器等の搬入出が容易にできるようにする。建物の外側に搬入出口を設ける、荷物用エレベーターに積載できるようにするなど。なお、建物の外側に搬入出口を設けた場合には、当該口は常時閉鎖し、鍵による開閉管理を行うこととする。

○ NACCS 運用解析室

（建築）

- ・事務部門内で透明な壁で囲まれている。（上半身は見えるが声は外には聞こえない。）
- ・輸入食品情報管理官事務室と隣接し、事務室からのみ入れる

（機械設備）

- ・勤務時間に関わらず、空調をON，OFF出来る。

共通区分2

○ 検疫歴史資料展示室

（建築）

- ・合同庁舎セキュリティ内の2階以上とし、車椅子での来庁者のために段差がない出入口とする（スロープを設けても良い）。また、検疫歴史保管室とは隣接している。
- ・展示に係る内装仕上げは、床は2重床の上ビニル床シート（木目調）、木製巾木、壁はビニルクロス（エンボス加工）、天井は岩面吸音板とし木製回り淵とする。展示演出のためのパネル壁、展示什器等一式、展示照明は別途工事（PFI事業外）とする。別途工事との調整を行う。
- ・出入口扉：自動ドア
- ・音環境：室内に解説等を流す放送設備
（電気設備）
- ・検疫歴史資料展示室にローカル放送（CDプレーヤ）の提供が可能な機器を設ける。
- ・別途工事で天井にプロジェクター及びスポットライト（LED）を設ける。必要な電源、配線経路、機器スペースに対応する。必要な下地を設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

（機械設備）

- ・貴重な紙資料等であるので、その保存に最適な温度（24℃～25℃）、湿度（50%前後）で24時間運転を行う。また、貴重な資料であるので、水損対策を行うこと。

（その他）

- ・横浜検疫所に関する映像解説、明治から現在にかけての横浜検疫所に関する写真、図面、検疫に使用した書籍（検疫船原簿などの特定書籍、日本内科全書（大正時代発行）の一般書籍など）、著名人の色紙・短歌・掛け軸、検疫官服、臨床標本（天然痘・水痘）、捕獲ネズミ、検査機器、（孵卵器、シャーレ、顕微鏡等）等を展示する室である。

○ 検疫歴史資料保管室

（建築）

- ・出入口扉：スライド扉（手動）
- ・明示する重量物については基礎を見込む。

（機械設備）

- ・貴重な紙資料等であるので、その保存に最適な温度（24℃～25℃）、湿度（50%前後）で24時間運転を行う。また、貴重な資料であるので、水損対策を行うこと。

（その他）

- ・検疫歴史展示室と隣接する
- ・保管資料約3000点

○ 専用第一会議室

（建築）

- ・移動間仕切りで半分に分割
- ・スクリーン用ボックスを設置する

（電気設備）

- ・別途工事で会議のためのプロジェクター（天井に設置）、テレビ（ビデオ）、パソコン、マイ

クを設ける。必要な配線経路、機器スペースに対応する。必要な下地を設ける。

○ 第一研修室

(建築)

- ・移動間仕切りで半分に分割
- ・窓がある場合、遮光性の有るブラインドの設置
- ・内装仕上：タイルカーペット
- ・スクリーン用ボックスを設置する

(電気設備)

- ・別途工事で研修のためのプロジェクター（天井に設置）、テレビ（ビデオ）、パソコン、マイクを設ける。必要な配線経路、機器スペースに対応する。必要な下地を設ける。

○ 第二研修室

(建築)

- ・スクリーン用ボックスを設置する
- ・窓がある場合、遮光性の有るブラインドの設置

(電気設備)

- ・別途工事で研修のためのプロジェクター（天井に設置）、テレビ（ビデオ）、パソコン、マイクを設ける。必要な配線経路、機器スペースに対応する。必要な下地を設ける。

○ 更衣室（男性用）

(建築)

- ・共用廊下から更衣室（男性用）への鍵管理はIとする。

(機械設備)

- ・別途工事で洗面化粧台を設ける。給排水設備を設ける。

○ 更衣室（女性用）

(建築)

- ・共用廊下から更衣室（男性用）への鍵管理はIとする。

(機械設備)

- ・別途工事で洗面化粧台を設ける。給排水設備を設ける。

○ 洗濯・シャワー室（男性用）

(建築)

- ・シャワーユニット、シャワー室を設置

○ 洗濯・シャワー室（女性用）

(建築)

- ・シャワーユニット、シャワー室を設置

⑨ 横浜公共職業安定所

共通事項

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル30回線、光2回線程度。

○ 事務室

(建築)

- ・「事務室」内は可動間仕切で仕切ることとし、設置については、引き渡し後、神奈川労働局発注の工事にて行う。
- ・一般来庁者用の出入口に自動扉を設ける。自動扉を窓口が複数のエリアに分かれる場合は、窓口のエリアごとに自動扉を設ける。
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・専有部にローカル放送（マイクロホン、コールサイン、CDプレーヤ）の提供が可能な機器を設ける。
- ・「専門援助部門」「職業相談第三部門」「職業相談企画部門」「職業相談第二部門」「職業相談第一部門」「職業相談第四部門」「雇用保険給付課」「雇用保険給付課」「雇用保険適用課」「雇用援助部門」「事業所部門」に駐車券受付処理装置を設ける。

(その他)

- ・雇用保険給付課（約250㎡）、雇用保険適用課（約200㎡）、専門援助部門（約110㎡）、庶務課（約80㎡）、職業相談企画部門（約115㎡）、職業相談第一部門（約230㎡）、職業相談第二部門（約170㎡）、職業相談第三部門（約110㎡）、職業相談第四部門（約110㎡）、事業所部門（約180㎡）、学卒第一部門（約80㎡）、雇用援助部門（約80㎡）を設ける。事務室は、【別添資料4-7】「入居官署の諸室位置関係図」に示す位置関係に配慮の上、階や廊下を跨いで複数に分割して設けることを可能とする。

○ 更衣室兼休憩室

(建築)

- ・床仕上：フローリング
- ・押し入れを設置

○ 大会議室

(建築)

- ・移動間仕切にて45㎡を2室、50㎡を1室に仕切り、3つの会議室としても利用可能な配置とする。

○ サーバー室

(電気設備)

- ・別途工事の構内交換装置、サーバー用の配線経路、機器スペースを設ける。

⑩植物防疫所研修センター

共通事項

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル3回線、光1回線程度。
- ・専有部に時報チャイムの提供が可能なものとする。

○ 事務室及び印刷製本室

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・一般コンセントはインナーコンセント形(LAN用モジュラジャックスペース付)とする。
- ・別途工事の構内交換装置用の配線経路、機器スペースを設ける。
- ・専有部にローカル放送(マイクロホン、コールサイン、CDプレーヤ)の提供が可能な機器を設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

(その他)

- ・研修実験室と同じフロア

○ 応接室

(電気設備)

- ・一般コンセントはインナーコンセント形(LAN用モジュラジャックスペース付)とする。

(その他)

- ・研修実験室と同じフロア

○ 講義室

- ・遮光ブラインド設置
- ・移動間仕切り：50 m²と 55.6 m²分割
- ・内装仕上：0A フロア
- ・出入口扉：廊下に面した扉は、開口部 1600mm 以上とする。

(電気設備)

- ・一般コンセントは壁付6個、インナーコンセント形(LAN用モジュラジャックスペース付) 20個とする。

(その他)

- ・事務室及び印刷製本室と同じフロア
- ・「自習室」を兼ねる。

○ 講師控室

(電気設備)

- ・一般コンセントはインナーコンセント形(LAN用モジュラジャックスペース付)とする。

(その他)

- ・事務室及び印刷製本室と同じフロア

○ 研修実験室 1

(建築)

- ・遮光ブラインド設置
- ・移動間仕切り：119.9 m²と 76.3 m²に分割
- ・内装仕上：床は、ビニル床シート（耐薬品、耐有機溶媒）
- ・出入口扉：廊下に面した扉は、開口部 1600mm 以上、研修実験室 2 に繋がる扉は引き戸とする。

(機械設備)

- ・室内は年間を通じて、温度 22℃～26℃以下、湿度 40%～60%で管理できるものとする
- ・排気・空調は一般と別系統とする（アンモニア臭気）
- ・顕微鏡の照明等により室温が上がるため、独立して調整が可能とする空調は事務室及び印刷製本室等の一般空調と別系統とする。
- ・アルコールランプ、ガスバーナーを使用

(その他)

- ・事務室及び印刷製本室等と同じフロア
- ・廊下及び研修実験室 2 から入退出できる
- ・西日を除く採光（顕微鏡用）を確保する。

○ 薬品保管

(建築)

- ・遮光ブラインド設置
- ・内装仕上：床：ビニル床シート（耐薬品（酸・アルカリ・有機溶剤））
- ・出入口扉：研修実験室 2 につながる扉は引き戸とし、開口部 1600mm 以上とする。

(機械設備)

- ・一般空調の性能で良いが、温度・風量等のコントロールは手元で行う。
- ・空調は事務室及び印刷製本室等の一般空調と別系統とする。
- ・常時換気を実施するが、高温多湿の際は空調優先にする。

(その他)

- ・事務室及び印刷製本室等と同じフロア
- ・出入りは職員のみ（清掃等による作業員の立入は禁止）
- ・研修実験室 2 からの入退室のみとする

○ 図書標本室

(建築)

- ・遮光ブラインド設置
- ・出入口扉：廊下に面した扉は、開口部 1600mm 以上とする。

(電気設備)

- ・一般コンセントはインナーコンセント形（LAN用モジュラジャックスペース付）とする。

(その他)

- ・事務室及び印刷製本室等と同じフロア

○ 更衣室 (男子)

(その他)

- ・研修実験室と同じフロア

○ 更衣室 (女子)

(その他)

- ・研修実験室と同じフロア

○ シャワー室 (緊急用)

(建築)

- ・鍵は内側からの施錠とする。研修実験室2からの入退室

(機械設備)

- ・水蒸気、水気の排気、カビ防止

(その他)

- ・研修実験室と同じフロア

- ・前室 (脱衣室) 設置

○ 研修実験室3

(建築)

- ・内装仕上：床は、ビニル床シート (耐薬品、耐有機溶媒)

- ・出入口扉：開口部 1,600mm 以上、扉は引戸

(機械設備)

- ・室内は年間を通じて、温度 22℃～26℃以下、湿度 40%～60%で管理できるものとする

- ・排気・空調は一般と別系統とする (アンモニア臭気)

- ・各エリア独立した調整が可能とする。

- ・空調は事務室及び印刷製本室等の一般空調と別系統とする。

(その他)

- ・事務室及び印刷製本室等と同じフロア

- ・研修実験室2からの入退室

○ 研修実験室2

(建築)

- ・内装仕上：床は、ビニル床シート (耐薬品、耐有機溶媒)

- ・出入口扉、建具：研修実験室1, 3および薬品保管室につながる扉は引き戸とし、開口部 1600mm 以上とする

(機械設備)

- ・室内は年間を通じて、温度 22℃～26℃以下、湿度 40%～60%で管理できるものとする

- ・排気・空調は一般と別系統とする（アンモニア臭気）
- ・空調は事務室及び印刷製本室等の一般空調と別系統とする。
- ・ガスバーナー、コンロ（湯せん）等を使用
- ・毒物、劇物を取扱ためドラフトチャンバーに排気機能を有する設備が必要

（その他）

- ・事務室及び印刷製本室等と同じフロア
- ・研修実験室 1、研修実験室 3、薬品保管室及びシャワー室（緊急用）からの入退室

○ 倉庫

（その他）

- ・研修実験室と同じフロア

①横浜通商事務所

共通事項

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル4回線、光2回線程度。

○ 事務室

(建築)

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・別途工事の構内交換装置、サーバー用の配線経路、機器スペースを設ける。
- ・「申請者溜り」に駐車券受付処理装置を設ける。

(その他)

- ・事務室内に申請者溜まり（オープンスペース）29㎡を設ける。
- ・申請者溜まりは共用廊下側出入口より出入り。
- ・申請者溜まりと事務スペースとの境界は、PFI事業外として受付カウンター（幅180cm×奥行き80cm）3基連結を置き、また、受付カウンター1基当たり回転椅子（幅60cm×奥行き60cm）2脚を申請者溜まり側に置く。
- ・相談室には、共用廊下側出入口（申請者溜まりへの出入口とは別に）と事務室側出入口を設ける。
- ・女子更衣室には、事務室側出入口を設ける。
- ・事務室内に所長室19.44㎡、打合せスペース4.8㎡、サーバー設置スペース2㎡を設ける。
- ・所長室は、PFI事業外のローパーティション（高さ180cm程度）で仕切る。
- ・打合せスペース及びサーバー設置スペースは、PFI事業外のローパーティション（高さ150cm程度）で仕切る。
- ・事務室には、共用廊下側出入口（職員専用申請者溜まり及び相談室への出入口とは別に）を1箇所設ける。

○ 女子更衣室

(建築)

- ・事務室に面する間仕切りは可動間仕切りとする。

○ 相談室

(建築)

- ・出入口扉：事務室側はガラス窓有り。共用廊下側はガラス窓無しとする。

⑫横浜国道事務所

共通事項

(電気設備)

- ・各室に別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。
- ・通信引込みは光3回線程度（光自営線は除く。）。無線室までに必要な配線経路を確保する。
- ・別途工事で光自営線を設ける。光自営線用の通信引込みとし、地中管路（太さ（内径）100mm、本数6）を設置し、無線室までに必要な配線経路を確保する。
- ・専有部に時報チャイムの提供が可能なものとする。

○ 事務所長室

(電気設備)

- ・監視カメラモニタ装置を設置する。

(その他)

- ・一般廊下から扉で仕切られた受付室を経由して入る。

○ 副所長室

(電気設備)

- ・監視カメラモニタ装置を設置する。

(その他)

- ・一般廊下から扉で仕切られた受付室を経由して入る。
- ・ローパーティションにより4分割する（PFI事業外）。

○ 特別会議室

(その他)

- ・事務所長室に隣接、扉で出入り出来る。

○ 一般事務室

(建築)

- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・防犯・入退室管理装置を設置する。
- ・監視カメラ装置架を設置する。
- ・監視カメラモニタ装置を総務課と用地課の計2台設置する。
- ・総務課に専有部にローカル放送（マイクロホン、コールサイン、CDプレーヤ）の提供が可能な機器を設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

(その他)

- ・一般事務室内の構成：総務課（39.8㎡）、経理課（91.9㎡）、管理一課（73.8㎡）、管理二課（76.2㎡）、品確課（49.8㎡）、工務課（91.2㎡）、道工調課（45.1㎡）、防情課（47.8㎡）、用地一課及び用地二課（205.8㎡）、調査課（83.2㎡）、交対課（45.1㎡）、計画課（63.8㎡）

m²)

- ・品確課 (49.8 m²) は、経理課に近接し、管理二課 (76.2 m²)、工務課 (91.2 m²)、道工調課 (45.1 m²)、防情課 (47.8 m²)、交対課 (45.1 m²) とは、隔離された場所に設置する。

○ 入札室

(電気設備)

- ・一般コンセントは壁付とする。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 用地対策室

(建築)

- ・音環境：監視カメラでの集音に支障ない程度に反響しない環境とする。

(電気設備)

- ・使用中の録画、録音、同時配信ができる監視カメラ等の機器を設ける。配信先は事務室、副所長室、事務室 (用地課、総務課の計 2 台)。なお、監視カメラは設置されていることが室の利用者から分かる位置とする。

(その他)

- ・廊下からの出入りと緊急時に執務室側又は隣接室から入室のみ可能な構造とする。

○ 台帳閲覧室

(建築)

- ・移動間仕切りにより 10 m² と 40 m² に分割する。

(電気設備)

- ・駐車券受付処理装置を設ける。

(その他)

- ・経理課・管理第一課でそれぞれ鍵を管理する。
- ・10 m² (経理課) は、共用廊下及び経理課から出入りできる。40 m² (管理第一課) は、廊下及び管理第一課から出入りできるものとする。

○ 占用調整室

(建築)

- ・移動間仕切り：40 m² と 40 m² に分割

(電気設備)

- ・駐車券受付処理装置を設ける。

(その他)

- ・道路工事調整課に近接。
- ・①主に職員が使用。②一般来庁者 (占用企業) が、職員と同席する。③一般来庁者 (自治体職員) と職員が同席、もしくは、主に職員が使用する。

○ 特殊車両申請室

(その他)

- ・特殊車両許可の審査等を民間会社に委託する。職員と同様のセキュリティーを設ける。

○ 道路情報室

(建築)

- ・災害時に道路情報室を前室（165 m²）と後室（150 m²）に移動間仕切りで分け、後室を災害対策室として使用する。移動間仕切（ガラス窓付）で165 m²+150 m²に仕切る。
- ・床：フリーアクセス H=200mm以上

(電気設備)

- ・照明はルーバー付きとする。
- ・別途工事で道路情報機器等を設ける。【別添資料4-8-5】「専用機器一覧表」、【参考資料4-1-4】「専用機器諸室参考レイアウト」を元に必要な配線経路、機器スペースに対応する。

(機械設備)

- ・24時間稼働、モニター15面あり

(その他)

- ・交通対策課に隣接。
- ・道路状況監視等を民間会社に委託する。職員と同様のセキュリティーを設ける。

○ 災害対策室

(建築)

- ・長尺の机や大型モニターなど大型重量物の搬出入が容易に行える。
- ・出入口扉：大型重量物（おおよそW2000×D1000 ×H2000）の搬出入が可能な出入口扉もしくは、出入口扉の取り外し、取り付けが容易に行える構造のものを設ける。
- ・道路情報室と接する面は移動間仕切（ガラス付窓）で仕切ることができるものとする。
- ・床：フリーアクセス H=200mm以上

(電気設備)

- ・照明はルーバー付きとする。
- ・別途工事で大型マルチスクリーン等を設ける。【別添資料4-8-5】「専用機器一覧表」、【参考資料4-1-4】「専用機器諸室参考レイアウト」を元に必要な配線経路、機器スペースに対応する。
- ・専有部にローカル放送（マイクロホン、コールサイン、CDプレーヤ）の提供が可能な機器を設ける。

(その他)

- ・本災害対策室は、横浜国道事務所で管理している神奈川県内の直轄国道6路線約242kmに対して、台風等による災害の発生する恐れがある場合や、地震等による災害が発生した場合に災害対策支部を設置し、その対策にあたる部屋。
- ・体制時は、支部長、副支部長、支部長付、各班など約40名程度の職員が常時配置され、大型マルチスクリーンや各種情報機器、PC、電話、FAX等から情報を収集、伝達を行う。

○ 小作業室

(その他)

- ・文書保管庫に隣接。扉で出入り出来る。

○ 大作業室

(その他)

- ・文書保管庫に近接。

○ 電算室

(建築)

- ・出入口扉：搬入用として大型重量物（ラック：2200×600×900）の搬出入が可能な出入口扉もしくは、取り外し、取り付けが容易に行える構造のものを設ける。
- ・設置する機器に対して、水平方向及び鉛直方向の地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないように固定できるものを設ける。また、新たに設置する機器に対しても同様に固定できる。
- ・床：フリーアクセス H=200mm 以上

(電気設備)

- ・別途工事でサーバー等を設ける。【別添資料4-8-5】「専用機器一覧表」を元に必要な配線経路、機器スペースに対応する。

(その他)

- ・防災情報課に隣接。

○ 無線室

(建築)

- ・ケーブル類を布設するため、天井部分にケーブルラックを後からでも設置出来る様配慮（4点ストラクチャの設置等）し、壁面の強化を行う。
- ・出入口扉：搬入用として大型重量物（ラック：2200×600×900）の搬出入が可能な出入口扉もしくは、取り外し、取り付けが容易に行える構造のものを設ける。
- ・設置する機器に対して、水平方向及び鉛直方向の地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないように固定できるものを設ける。また、新たに設置する機器に対しても同様に固定できるものとする。
- ・床：フリーアクセス H=200mm以上
- ・蓄電池盤(W3,000×D700×H1,400mm)2.45t を設置する。

(電気設備)

- ・別途工事の自主放送共聴設備の設置に対応できるように、専用部のテレビ共同受信設備用の機器（増幅器、分配器等）は無線室に設ける。
- ・別途工事で多重無線設備、直流電源装置、光自営線路、空中線等を設ける。【別添資料4-8-5】「専用機器一覧表」、【参考資料4-14】「専用機器諸室参考レイアウト」を元に必要な配線経路、機器スペースに対応する。

(その他)

- ・専用の空中線を設置する電送効率の観点から EPS 近傍の配置が望ましい。
- ・多重無線回線用無線機、道路管理用光ファイバ伝送装置等、道路管理に必要な電気通信

設備及びそれらの設備に電源を供給するための直流電源装置等を設置するための部屋。

- ・無線機や直流電源装置等の各種機器類などの大型重量物の搬出入が容易に行えるものとする。
- ・自主放送共聴設備を設置する予定であるため、庁舎側の共聴設備の分配器や増幅器等が当該部屋に設置されるよう配慮する。

○ 女子休養室

(建築)

- ・ 6 畳の畳敷と収納スペースを設置

(その他)

- ・ 妊娠中の女子の休憩などに利用

○ 仮眠室

(建築)

- ・ 男女別（男女比 8：2）に可動間仕切りで部屋を分ける。各室から共用廊下へ出入口を設ける。
- ・ 床：フローリング

(その他)

- ・ 災害時は非常体制に入るため職員が交代で仮眠をとる

○ 来客待合室

(電気設備)

- ・ 駐車券受付処理装置を設ける。

○ 情報機器室

(建築)

- ・ 内装仕上：コンクリート直均し
- ・ 出入口扉：大型重量物（ラック：2200×600×900）の搬出入が可能な出入口扉もしくは、出入口扉の取り外し、取り付けが容易に行える構造のものを設ける。
- ・ 設置する機器に対して、水平方向及び鉛直方向の地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないように固定できるものを設ける。また、新たに設置する機器に対しても同様に固定できるものとする。

(電気設備)

- ・ 別途工事でサーバー等を設ける。【別添資料 4－8－5】「専用機器一覧表」を元に必要な配線経路、機器スペースに対応する。

(その他)

- ・ 道路管理に必要となる。サーバラック等の各種機器類などの大型重量物の搬出入が容易に行える。
- ・ 本情報機器室は、道路上に設置したテレメータ装置や CCTV 装置から収集した情報を道路情報室等に表示したり、道路情報室から道路上に設置している道路情報板などに情報提供装置するために必要となる各種処理装置を設置するための部屋

○ 更衣室

(建築)

- ・男女別に可動間仕切りで部屋を分ける(男子更衣室(64㎡)、女子更衣室(16㎡))。各室から共用廊下へ出入口を設ける。

○ 倉庫(合同)

(その他)

- ・災害用品備蓄庫としても使用する。

○ 関東地方整備局 共用会議室

(電気設備)

- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。

(その他)

- ・通常時は横浜国道事務所、京浜港湾事務所、横浜営繕事務所の共用会議室として使用する。
- ・災害時は合同災対室として、本局とのテレビ会議室として使用することを想定する。

⑬京浜港湾事務所

共通事項

(電気設備)

- ・屋外に別途工事の衛星携帯電話用アンテナ2台分の機器スペースを設ける。(位置：電波の方向は南向き、仰角45～49度程度とし、電波伝搬上、支障のないものとする。)
- ・放送の系統は所長室、災害対策室、災害対策調整室、補償対応室、工事調整室、公表閲覧室、関東地方整備局共用会議室、その他の専有部とする。
- ・通信引込みはメタル3回線、光3回線程度。

○ 一般事務室(1)

(建築)

- ・並行式移動書架を別途設置する(PFI事業外)。
- ・ヘビーデューティーゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・一般コンセントはOA用5割：壁付5割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。
- ・専有部にローカル放送(マイクロホン、コールサイン)の提供が可能な機器を設ける。
- ・監視カメラ装置架、監視カメラモニタ装置を設置する。
- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。

(その他)

- ・室は北側(市道新港2側)又は東側(市道高島台295側)の海を望む配置とする。

○ 所長室

(電気設備)

- ・一般コンセントはOA用5割：壁付5割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。
- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。

(その他)

- ・室は北側(市道新港2側)又は東側(市道高島台295側)の海を望む配置とする。
- ・通常は受付室からの入退室を行うが、一般事務室(1)にも出入口を設置する。また、廊下等共用区域への出入口を別途設け、万一の際の退避動線を確保する。

○ 受付室

(電気設備)

- ・一般コンセントはOA用5割：壁付5割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。
- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。

○ 災害対策室

(建築)

- ・会議中、使用中表示サインを設ける。
- ・移動間仕切りにより3区域（うち2区域は50㎡程度）に分割し、それぞれに入り口を設ける。
- ・別途工事で大型映像表示装置（自立型のディスプレイを壁にはめ込む）を設けることを想定している。

（電気設備）

- ・一般コンセントはOA用5割：壁付5割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。
- ・スクリーン用ボックスを設置する。（スクリーンの有効サイズ：16：9 125インチ）
- ・別途工事の衛星携帯電話から衛星携帯電話用アンテナの配線経路を設ける。
- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

（その他）

- ・室は南側に配置することが望ましい。

○ 災害対策調整室

（建築）

- ・補償対応室と一体とし、移動間仕切りで分割する。

（電気設備）

- ・一般コンセントはOA用5割：壁付5割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。
- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。

（その他）

- ・低層階に設置。

○ 災害対策準備室

（建築）

- ・出入りは災害対策室側と廊下側にそれぞれ設ける。

（電気設備）

- ・一般コンセントはOA用5割：壁付5割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。

（機械設備）

- ・ミニキッチン、洗濯機、乾燥機を別途設置する（PFI事業外）。給排水を整備する。

○ 災害対策倉庫

（その他）

- ・出入りは災害対策準備室より行う。

○ 文書保存庫

（建築）

- ・出入口扉：両開き（有効間口2000mm以上）

- ・可動間仕切りで倉庫 30 m²程度確保する。適宜扉を設ける。

○ 一般事務室 (2)

(建築)

- ・並行式移動書架を別途設置する (PFI 事業外)。
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・一般コンセントはOA用 5 割 : 壁付 5 割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。
- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。

(その他)

- ・室は北側 (市道新港 2 側) 又は東側 (市道高島台 295 側) の海を望む配置とする。

○ 入札・契約室

(電気設備)

- ・一般コンセントはOA用 5 割 : 壁付 5 割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。
- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 倉庫

(その他)

- ・倉庫 (合同) (室番号 13-024) と一体で整備する。

○ 電算室

(電気設備)

- ・一般コンセントはOA用 5 割 : 壁付 5 割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。
- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。

(その他)

- ・電算室と情報機器室は同一の鍵管理とし他の諸室とは分けて管理する。

○ 情報機器室

(電気設備)

- ・一般コンセントはOA用 5 割 : 壁付 5 割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。
- ・別途工事のシステムサーバー、構内交換装置用の配線経路、機器スペースを設ける。
- ・拡声設備は別途工事の構内交換装置と連動し、専用部にページング放送を可能とする。
- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。

(その他)

- ・セキュリティ上、一般来庁者が入りづらい奥の配置とする。
- ・電算室と情報機器室は同一の鍵管理とし他の諸室とは分けて管理する。

○ 補償対応室

(建築)

- ・災害対策調整室(室番号 13-005)と一体とし、移動間仕切りで分割する。

(電気設備)

- ・一般コンセントはOA用5割：壁付5割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。
- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

(その他)

- ・一般事務室から離れた低層階へ配置する。

○ 工事調整室

(建築)

- ・一般事務室(2)への出入口を設ける(建具：ガラス窓無)。

(電気設備)

- ・一般コンセントはOA用5割：壁付5割とする。
- ・一般コンセントのOA用はインナーコンセント形とする。
- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 公表閲覧室

(電気設備)

- ・駐車券受付処理装置を設ける。

○ 宿直・仮眠室1

(建築)

- ・和室(建築工事標準詳細図による)とする。

(その他)

- ・宿直・仮眠室1と宿直・仮眠室2は鏡合わせとする。

○ 宿直・仮眠室1シャワー室

(建築)

- ・ユニットシャワー1台
- ・脱衣室を設ける。

(その他)

- ・宿直・仮眠室1内に設ける。

○ 宿直・仮眠室2

(建築)

- ・和室(建築工事標準詳細図による)とする。

○ 宿直・仮眠室2シャワー室

(建築)

- ・ユニットシャワー1台

- ・脱衣室を設ける。

(その他)

- ・宿直・仮眠室2内に設ける。

○ 運転手・船員詰所

(建築)

- ・可動間仕切りで8㎡と28㎡程度に分割する。

(電気設備)

- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。

○ 倉庫(合同)

(その他)

- ・倉庫(室番号13-011)と一体で整備する。

○ 関東地方整備局 共用会議室

(電気設備)

- ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。

(その他)

- ・通常時は横浜国道事務所、京浜港湾事務所、横浜営繕事務所の共用会議室として使用する。

- ・災害時は合同災対室として、本局とのテレビ会議室として使用することを想定する。

⑭ 横浜営繕事務所

共通事項

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル4回線、光2回線程度。

○ 所長室 (災対室)

(建築)

- ・平面計画により、打合せ室と移動間仕切りで仕切り、災害時は一室として使用
- ・カーテンボックス (レール含む) 設置

(その他)

- ・出入りの条件： 事務室に面する扉：通常使用、廊下に面する扉：非常時使用

○ 事務室 (災対支援室)

(建築)

- ・床荷重：金庫 (W=500×D=500×H=750×2 台)
- ・出入口扉、建具：1カ所は親子扉以上
- ・ヘビーデューティゾーンを設ける。

(電気設備)

- ・別途工事の構内交換装置、監視カメラ装置架、監視カメラモニタ装置、サーバー用の配線経路、機器スペースを設ける。
- ・専有部にローカル放送 (マイクロホン、コールサイン) の提供が可能な機器を設ける。
- ・駐車券受付処理装置を設ける。

(その他)

- ・外来対応の出入り口は1カ所以上

○ 打合せ室 (災対室)

(建築)

- ・出入口扉：親子扉以上

(機械設備)

- ・会議室利用時のみ空調利用。

(その他)

- ・一般来庁者も利用するため、共用部、交通部分に近い位置
- ・通常時は職員会議室、打合せ室、対外対応室として使用
- ・災害時は災対室として使用

○ 電算室 (サーバー室)

(電気設備)

- ・別途工事の構内交換装置、サーバー用の配線経路、機器スペースを設ける。

(その他)

- ・サーバー室、電話交換機室、UPS室として使用

- 書庫・倉庫
 - (建築)
 - ・移動式書架設置
 - (その他)
 - ・備品、消耗品庫、文書庫、防災備蓄品庫として使用
- 書庫・倉庫 (別階可)
 - (その他)
 - ・保存文書の保管庫として使用
- 男子休養室・ロッカー室 (災对待機室 (仮眠室 (男)))
 - (建築)
 - ・押し入れ設置
 - ・床：フローリング、(置き畳 (PFI 事業外))
 - (その他)
 - ・通常時は休養、更衣室として使用
 - ・災害時は仮眠室、待機室として使用
 - ・事務室より出入り (セキュリティを設ける場合はこれに限らない)
- 女子休養室・ロッカー室 (災对待機室 (仮眠室 (女)))
 - (建築)
 - ・押し入れ設置
 - ・床：フローリング、(置き畳 (PFI 事業外))
 - (その他)
 - ・通常時は休養、更衣室として使用
 - ・災害時は仮眠室、待機室として使用
- 関東地方整備局 共用会議室
 - (電気設備)
 - ・別途工事の無線LAN用の空配管を設ける。
 - (その他)
 - ・通常時は横浜国道事務所、京浜港湾事務所、横浜営繕事務所の共用会議室として使用する。
 - ・災害時は合同災対室として、本局とのテレビ会議室として使用することを想定する。

⑮東京湾海上交通センター

共通事項

(建築)

- ・建物壁面又は屋上に船舶通航信号装置信号板(1架:約800kg)2面が設置できる構造とし、水平32.5度から14.5度の範囲に対して同信号板を視認させることが出来る。
なお、1次審査通過者に船舶通航信号装置信号板の方位、範囲に係る参考資料を開示する予定である。

(電気設備)

- ・通信引込みはメタル1回線、光2回線程度。
- ・屋外に別途工事の船舶通航信号装置信号板の機器スペースを設ける。(位置:横浜港の船舶に対して航路管制信号を文字情報で提供できるものとする。)
- ・屋外に別途工事の船舶動静監視テレビ装置(撮影機部)の機器スペースを設ける。(位置:水平32.5度から14.5度の範囲に対して横浜港の船舶動静の監視ができるものとする。)
- ・屋外に別途工事のマイクロ波アンテナの機器スペースを設ける。(位置:北緯35度27分02秒、東経139度38分13秒、高さ:108.2m(海拔高)、105.6m(地上高)のマイクロ波アンテナと電波伝搬上、支障のないものとする。)

○ 通信機械室

(建築)

- ・通信機器搬出入のための経路を確保し機器の更新を可能とする
- ・出入口扉:親子扉W有効1200mm以上

(電気設備)

- ・別途工事で船舶通航信号装置等、船舶動静監視テレビ装置等、マイクロ波アンテナ制御装置等を設ける。【別添資料4-8-5】「専用機器一覧表」、【参考資料4-14】「専用機器諸室参考レイアウト」を元に必要な配線経路、機器スペースに対応する。

共用部

○ 会議室（共用）

（電気設備）

- ・映像音響機器を設置する。性能は【別添資料4－8－3】「映像・音響設備等一覧」による。

（その他）

- ・大会議室（300 m²）1室、中有会議室（100 m²）1室、小会議室（50 m²）4室を設ける。それぞれの室に対し【別添資料4－2】「各室性能表」の性能を満たす。

○ 庁舎管理室 防災センター 中央監視室

（建築）

- ・竣工図など建物の管理に必要な図書の保管場所を設ける。

（電気設備）

- ・防災センターにおいて行なう設備保守管理・警備機器等に必要な非常用電源を設置する。
- ・館内放送用マイクを設置する。

○ 庁務員室等

（その他）

- ・清掃員控室、守衛室要員・中央監視室要員の控室など含む。

○ 共用（ビル管理）倉庫

（その他）

- ・職員用とは別に共用の防災備蓄が可能なスペースを適宜設ける。

○ 便所・洗面

（その他）

- ・機能的であるほか、アメニティに考慮した空間とする。
- ・各階に男女別で設ける。
- ・多機能便所を設ける。
- ・災害時において、1階便所及び災害応急対策活動で使用する階の便所を使用できるようにする。

（電気設備）

- ・自動式引戸の電源は、発電回路とする。

○ 湯沸室

（その他）

- ・居室のある各階に設置する。

○ 売店

（その他）

- ・福利厚生サービス提供業務の従事者が使用する便所や更衣室、事務室を含む。ごみ保管庫については、国の廃棄物の集積場所を確保した上で、国の廃棄物と区別して事業者において適切に処分する。使用する面積については使用料が必要。

○ 食堂・厨房

(機械設備)

- ・事業者提案により、厨房を設けない計画となる場合は、将来厨房を設置できるよう、給排水用の予備スリーブを設ける。

(その他)

- ・食堂及び厨房の設置については要求水準書本文による。
厨房については、事業者が提案する食事サービス提供形態に応じて設置しないことも認める。
その場合の各室性能表における厨房部分については、食堂部分の一部として整備。

○ 共用シャワー室

(建築)

- ・脱衣室、脱衣棚を併設する。
- ・出入口から脱衣室が見渡せないものとする。

○ ごみ保管庫（塵芥室）

(機械設備)

- ・床清掃用水栓、排水を整備する。

○ エントランスホール

(建築)

- ・電話コーナーを設ける。

(電気設備)

- ・公衆電話の設置に対応できる空配管を設ける。

駐車場

○ 官用車車庫

(電気設備)

- ・横浜税関の専用区画シャッターを設ける官用車の車室に監視カメラを設置する。

(その他)

- ・入居官署の官用車車庫の近くに官用車の倉庫（タイヤ保管庫）を適宜設ける。官用車の倉庫（タイヤ保管庫）にはタイヤラックを適宜設置する。

官用自転車置場

○ 官用自転車置場

別添資料 4-2-7 災害応急対策活動に係る各室の定義と目的及び選定基準表

区分	室種別	定義と目的
A	活動拠点室	大地震動後に災害応急対策活動の拠点となる室
B	活動支援室	大地震動後の活動拠点室における活動を支援する室で、通信・連絡、水・電気の確保に関する業務を行う必要最小限の室
C	活動上重要な設備室	災害対策の指揮及び情報伝達のための施設において、情報の中枢となる電算機、活動上必要な設備機器等を設置する室
D	機能の停止が許されない室	大地震動時においても、原則として支障なく通常通りに機能する必要がある室
E	危険物を貯蔵又は使用する室	官庁施設及び周辺に対し、大地震動後に発生する災害及びそれに引き続いて発生する可能性のある二次災害に対して、安全性を確保する必要がある室
F	活動空間	「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」における非常時優先業務を行う室
G	活動支援空間	「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」における非常時優先業務を行うにあたり職員の活動を支援するために必要となる室

※活動通路の確保：上記区分A～Dの室が、大地震動時においても、原則として支障なく通常通りに機能するよう活通路を確保する。

※「活動空間」及び「活動支援空間」に定める室の他、当該諸室が非常時優先業務を行うにあたり必要となる、廊下、階段、トイレ、電気室、機械室、電算機室の機能の維持を含む。